

保存資料

婦人労働調査資料 第16号

電話交換作業における婦人労働の実情

—実態調査報告—

労働省婦人少年局

電話交換作業における婦人労働の実情

正 誤 表

頁	行	誤	正
1	8	労働条件	労働条件
4	6	着席	着席
"	"	3、4時間	3、4時間
"	16	着席	着席
"	19	宵勤が最も長い	宵勤が最も短い
5	19	氷柱	氷柱
6	17	簡単	簡単
"	27	147	147万
7	17	労働条件職場施設	労働条件、職場施設
11	第3表	数交換取扱者	交換取扱者数
12	8	私設電話	増私設電話
"	33	女 1,686人	女 1,686人
"	第5表		
13	19	職員にと	職員と
15	9	職階制	職階制
"	20	書記書記補	書記、書記補
16	8	監督の	監督を
"	第6表	第6表電話交換取扱者の地位	電話交換取扱者の地位
"	" 註1)	自電の	自身の
17	26	高小新中卒	高小、新中卒
"	30	どのようにすれば	どのようにすれば
19	第12表	制限なし 1) 小計 18才以上	制限あり 小計 18才以上
22	第18表註1)	私設電話	増私設電話
"	第19表註1)	何故増私設電話	何故、増私設電話
23	41	他の(他の電話局	(他の電話局
"	43	運輸通信	運輸交通
24	第23表	(6,938円)	(6,938円)
28	17	水道業・デパート	水道業、デパート
29	15	運輸通信	運輸交通
"	第36表		

— 裏 面 え 続 く —

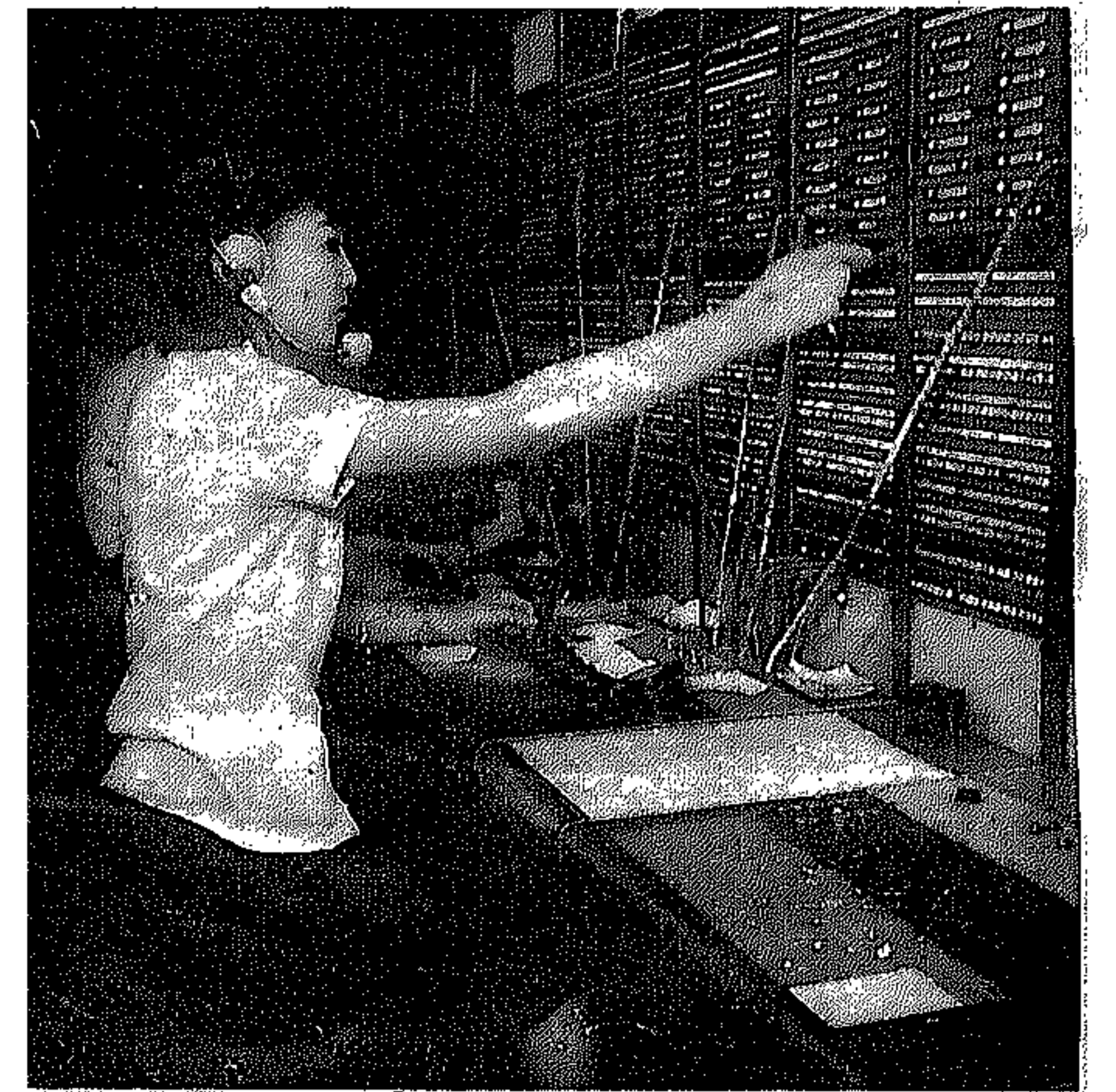
30	第37表	2) 深夜を除く夜勤のあるもの	
		早出、中勤、遅出	
		F %	F %
		1.7 10.6	1.7 10.5 (一行下る)
35	8	7pm	1pm 7pm
"	39	例の様に	例4の様に
37	2	着席	着席
"	3	着席時間	着席時間
38	17	平均着席時間	平均着席時間
"	37	着席	着席
41	5	マイピスト	マイピスト
42	第46表	運輸通信	運輸交通
"	第47表	毎月勤労統計調査	毎月勤労統計調査
43	5		
46	9		
"	13		
"	19	開 録	開 録
"	21		
"	24		
53	11	ほとんど	ほとんど
54	27	第63表	(第63表)
55	21	いるが、	いるが、
57	第70表	小計 事業所 18	小計 事業所 218
59	第75表	単位(%)	(単位(%))
69	25	交換	交換手
72	20	から、	から、

註) 行数は、活字の大小にかかわらず1行とし、又、頁のはば一杯の表の活字もかぞえたものである。

電話交換作業における婦人労働の実情

—実態調査報告—

電話交換作業



(日本電信電話公社提供)

は し が き

電話交換の仕事は看護婦と並んで、婦人の職業としての歴史も旧く、現在では、ほとんど、婦人の独専的分野といつてもよい職場となっています。彼女たちは薩の働き手として日常、人の目にふれることの多い地味な存在ですが、現代の文化、経済、政治から切離すことのできない重要なスピード通信網の担い手です。公共の福祉に重要な関係があり、昼夜をわかつず、災害非常の時も停止することのできない機能を持っているために、婦人の労働としては特殊な問題を持っています。それにもかかわらず、今以て交換手というと一種のべつ視線をもつて眺める人もあるようです。これら電話交換に働く婦人たちの労働の問題を理解し、そのその職業上の地位をたかめ、労働条件を向上させるために、この実態調査報告がお役にたてば幸甚です。

調査の実施にあたって、多大の御協力を頂いた電気通信省、各電話局、事業場の労使の方々の御厚意に対し深くお礼を申し上げます。

昭和 28 年 11 月 20 日

労働省婦人少年局長

藤 田 た き

電話交換作業における婦人労働の実情

内 容 目 次

は し が き	
序 論	1
——調査の概要——調査の目的——調査の時期及び方法——調査対象	
各 論	11
第一部 電話交換における婦人の雇用	11
第一章 職場における電話交換取扱者の位置	11
——在籍従業員数と電話交換取扱者数——職場における電話交換取扱者の地位	
——電話交換取扱者の業務内容——	
第二章 電話交換取扱者の採用	17
——採用条件——採用方法——	
第三章 電話交換取扱者の労働者としての特性	21
——年齢——勤続年数と経年数——入職退職率——長欠者——	
前歴——学歴——住居形態と出身地——家計負担——	
第二部 電話交換取扱者の労働条件	29
第一章 電話交換取扱者の労働時間	29
——勤務時間の特性——拘束時間、実働時間、労働日数——休日	
——生理休暇——	
第二章 電話交換取扱者の賃金	46
——初任給——現金給与額——	
第三部 電話交換取扱者のための職場施設	53
第一章 電話交換室の状況	53
——床——椅子——暖房冷房施設——	
第二章 電話交換取扱者のための生活施設	55
——休憩施設——食事施設——飲料水——便所——仮眠施設——	
更衣施設——	
第三章 電話交換取扱者のための医療保健	62
——健康診断——医務室及び病室——健康保険又は共済組合の加入状況——	
第四部 電話交換取扱者の自分の仕事に対する感想	66
附 録 I 調査票	76
II 電話交換取扱者になるには？	89

統計表目次

序 論

第 1 表	調査対象事業所の規模別数	9
第 2 表	全国規模別事業所数	10

第 一 部

第 3 表	規模別増私設電話交換取扱者数別事業所数	11
第 4 表	産業別増私設電話交換取扱者数別事業所数	12
第 5 表	産業別男女別増私設電話交換取扱者数	12
第 6 表	電話交換取扱者の地位	16
第 7 表	電話交換取扱者の仕事の内容	16
第 8 表	電話交換取扱者の採用条件（学歴）	17
第 9 表	電話交換取扱者の採用条件（資格）	18
第 10 表	電話交換取扱者の資格有無別事業所数	18
第 11 表	資格有無別電話交換取扱者数	19
第 12 表	電話交換取扱者の採用条件（年令）	19
第 13 表	電話交換取扱者の採用条件（経験の有無）	20
第 14 表	電話交換取扱者の採用方法	20
第 15 表	電話交換取扱者の現勤務先への紹介者	21
第 16 表	電話交換取扱者の年令階級別分布	21
第 17 表	全産業女子労働者の年令階級別分布	21
第 18 表	電話交換取扱者の勤続年数階級別分布	22
第 19 表	電話交換取扱者の経験年数階級別分布	22
第 20 表	電話交換取扱者及び男女別労働者の入職率及び退職率	23
第 21 表	電話交換取扱者及び男女別労働者の原因別長欠率	23
第 22 表	電話交換取扱者の前歴	24
第 23 表	電話交換取扱者の入職時の職種	24
第 24 表	増私設電話交換取扱者の資格をよつた方法	24
第 25 表	電話交換取扱者の学歴	25
第 26 表	電話交換取扱者の住居形態	25
第 27 表	電話交換取扱者の出身地	26
第 28 表	電話交換取扱者の働きに出た理由	26
第 29 表	電話交換取扱者の家計の支持者	27
第 30 表	電話交換取扱者の主たる家計の支持者の職業	27
第 31 表	電話交換取扱者の家族数及び有業家族数別分布	27

第 32 表	電話交換取扱者の扶養家族数別分布及び平均扶養家族数	27
第 33 表	電話交換取扱者の生活形態	28
第 34 表	電話交換取扱者の家に入れる金額	28
第 35 表	電話交換取扱者の手取給与額別の家への入金平均額	28

第 二 部

第 36 表	電話交換取扱者の勤務時間の形態	29
第 37 表	電話交換取扱者の勤務形態の組合せ	30
第 38 表	電話交換取扱者の深夜業の有無	33
第 39 表	電話交換取扱者の深夜業の回数別分布	33
第 40 表	電話交換取扱者の出勤退社時刻の定、不定	34
第 41 表	電話交換取扱者の休憩時間以外の休憩時間の有無	38
第 42 表	電話交換取扱者の調査前日の 1 人当り平均拘束時間、休憩及び休息時間、 着席時間	38
第 43 表	電話交換取扱者の欠席の多い場合、その空席を補う方法	40
第 44 表	電話交換取扱者の 1 人当り一週間平均着席時間	41
第 45 表	電話交換取扱者の調査前日における業種別、日勤、宵勤、夜勤別の平均拘 束時間、着席時間、休息及び休憩時間	41
第 46 表	電話交換取扱者の平均労働時間及び労働日数	42
第 47 表	女子労働者の平均労働時間及び労働日数	42
第 48 表	電話交換取扱者の休日のとり方	43
第 49 表	電話交換取扱者 1 月の定休日数	43
第 50 表	電話交換取扱者の生理休暇請求日数	44
第 51 表	電話交換取扱者及び事務者の生理休暇請求状況	44
第 52 表	電話交換取扱者の生理休暇請求の難易	45
第 53 表	電話局及び増私設電話架設事業場における生理休暇の手当の有無及び日数 に関する規定	45
第 54 表	電話交換取扱者の初任給の事務者との比較	47
第 55 表	電話交換取扱者の規定上の初任給平均額（事務者との比較）	49
第 56 表	電話交換取扱者及び一般男女別労働者の現金給与総額	50
第 57 表	電話交換取扱者の 1 人 1 ヶ月当り平均現金給与額一きまつて支給する給与	50
第 58 表	電話交換取扱者の臨時に支給される給与平均額	51
第 59 表	電話交換取扱者の年令階級別賃金格差	51

第 三 部

第 60 表	電話交換室の床の種類	53
第 61 表	電話交換取扱者用の椅子の種類	54

第 62 表	電話交換室の暖房施設の有無	54
第 63 表	電話交換室の暖房施設の種類	54
第 64 表	電話交換室の冷房施設の有無	54
第 65 表	電話交換室の冷房施設の種類	55
第 66 表	電話交換取扱者用休憩施設の設置場所	55
第 67 表	電話交換取扱者用休憩室の床の種類	56
第 68 表	電話交換取扱者用休憩室の広さ	56
第 69 表	電話局の休憩室の広さ	56
第 70 表	電話交換取扱者用休憩室の備品 (A. B. C. D. E.)	57
第 71 表	電話交換取扱者用休憩室の暖房設備の有無	58
第 72 表	電話交換取扱者用休憩室の暖房設備の種類	58
第 73 表	電話交換取扱者用休憩室の冷房設備の有無	58
第 74 表	電話交換取扱者用休憩室の娯楽設備	59
第 75 表	電話交換取扱者の食事場所	59
第 76 表	電話交換取扱者のための飲料水の設置場所	59
第 77 表	電話交換取扱者用飲料水の種類	60
第 78 表	電話交換取扱者用便所の設置場所	60
第 79 表	電話交換取扱者用便所の専用、共用	61
第 80 表	電話交換取扱者用仮眠施設状況	61
第 81 表	電話交換取扱者用休憩室の夜具及び寝具戸棚の備付の有無	61
第 82 表	電話交換取扱者用更衣施設	62
第 83 表	電話交換取扱者の採用時健康診断の有無	62
第 84 表	電話交換取扱者の年間定期健康診断回数	63
第 85 表	電話交換取扱者の結核罹病率	63
第 86 表	電話局及び増設電話を有する事業所の医務室の有無	63
第 87 表	電話局及び増設電話を有する事業所の専任医師の有無	64
第 88 表	電話局及び増設電話を有する事業所の看護婦数	64
第 89 表	電話局及び増設電話を有する事業所の病室の有無	64
第 90 表	電話交換取扱者の健康保険又は共済組合加入状況	65

第 四 部

第 91 表	電話交換取扱者の自分の仕事に対する感想	66
--------	---------------------	----

(お わ り)

序 論

I 調 査 の 概 要

電話交換作業における婦人労働の実情について分析していく前に、忙しい読者の便宜のために、まずその概略を簡単に記しておきたい。

電話交換作業は今ではほとんど婦人の独断的な仕事であるが、その労働は工場や事務所のそれと異つて、文明社会の神経として、機能の中断を許されず、その公共性の故に夜間、非常災害の時でも交換取扱者の出勤を必要とするなど、特殊な労働形態を持つてゐる。従つて、その労働保護の上からみても一般の労働婦人とは自ら異つた問題がみられるのである。

婦人の重要な職場の一つとして、1951年10月に実施した「電話交換取扱者の実態調査」の結果の中、その賃金及び労働時間については既に簡単な速報を発表している。本書の本論では、それら労働条件も含めて、電話交換作業における婦人の雇用及び職場施設について、電話交換取扱者自身の回答とともに、使用者側から提供された資料や情報及び、婦人少年室職員の現地調査に基づいて、電話交換作業における婦人労働の実情が分析されるはずである。

この調査結果の分析をすすめるにあつて、重点がおかれた一つの点は、各種事業所に増設電話交換取扱者として働いている婦人たちの実情と、いわゆる「電話交換手」として世間に知られている^{註1)}電話局の入達との比較である。後者は電話事業が主たる職場であり、多数の同一職種の婦人達が共に働いているのに対し、前者は、その事業所としては副次的な仕事であり、多勢の他の職種の労働者の間に少数の声だけの存在として働いている婦人たちである。その意味で職種は同じでもその労働事情は相当な相異がみられるのである。

分析上、第二に重きをおいた点は、電話交換取扱者の雇用が、又その労働条件が、如何に一般の婦人労働者と異つてゐるか、労働者として、又、婦人としてどんなところに問題があるかを明らかにしようとしたことである。殊に、電話交換取扱者の労働時間の形態については、相当詳細に分析が加へられている。

以下、調査結果を簡条書に要約しておきたい。

註1)「電話交換取扱者の賃金及び労働時間」1952年6月 労働省婦人少年局

註2) 増設電話には次の種類のものが含まれる。

① 増設電話(PBX)

大きい会社や銀行、工場など一事業所に、電話線の電局の外に特別にその事業所専用の交換機が設けられている。こうした電話を増設電話(PBX)とよんでいる。この施設の交換に従事する人は各事業所に所属する。

② 官 庁 用 電 話

鉄道、各駅、各警察署や各裁判所などでそれぞれの間に専用線を設けている。この様に官庁用電話は国の仕事の性質から特別に電話を必要とする役所が事務系統専用のため設ける電話である。

③ 私 設 電 話

発電所、変電所間の電気会社専用電話、私鉄専用電話、水道などに必要な専用電話などを私設電話といふ。以上の官庁用と私設電話とは①の増設電話と夫々の交換機に一緒に収容して接続することができる。

④ 鉱業特設電話

鉱山の鉱内、鉱外を結び、日々の事務や不時の災害などに必要な報道連絡に用いるために、鉱山事務所
に特別に交換機がおかれている。

以上の外に、新聞報道機関では夫々同社専用の市外電話回線を持つている。

(「電話事業のあらまし」電話教科書編集委員会編輯より)

註3)「電話交換手」という名称は、軽べつ的なひびきを持つものとして電話局の人達から嫌われているが、国
勢調査の職業分類にもこれが用いられているし、世間ではこの名で通つていて、決して軽べつ的な意味はな
い。しかし、本書では、電話局で使われている「電話交換取扱者」を用いることとした。

電話交換作業における婦人の雇用

1. 電話交換作業には、電話局でも増私設電話でも、ごく少数の男子(約0.6乃至0.7%)のほか
は、全部、婦人が雇用されている。

2. 電話局では従業員の半数以上が電話交換取扱者であるのに対し、増私設電話のある事業場では、
給従業員の数に依らず、1事業所あたり電話交換取扱者は、5人未満が雇用されている場合が多い。
このことが、両者における電話交換取扱者の地位、労働条件、職場施設に対して、影響を与えて
いる。

3. 電話局では電話交換取扱者の中から、組長、係長など、監督的な地位に昇進するものが相当あ
るが、増私設電話の交換取扱者は、事業場の一般の女子事務職員と同様、庶務課などの事務系統の指
揮監督下におかれ、電話交換取扱者の中には監督的地位にある人はごく限られた数である。

4. 又、電話局では交換業務がはつきり分離しており、交換関係の事務をやるものも別にあるの
に対し、増私設電話では電話交換関係の事務のみならず、これと全く無関係な事務その他の雑用をやら
されているものが約10%ある。

5. 電話交換取扱者の採用も、両者で相当に異つてゐる。電話局では自局で養成を行う関係で、未
経験、無資格の新制中学卒業、満25才未満のものを試験採用して、3カ月養成して仕事につける。

増私設電話では、これに対して、学歴、年齢の制限は局とほぼ同様であるが増設電話交換取扱者の
資格を有する経験者を好む傾向がみられる。増設電話交換を行うには電話局の認定(方法については
後説)を受ける必要があるからである。

新採用は電話局では主として公共職業安定所を利用するが、一般事業所の増私設電話交換取扱者の
採用は主として縁故による。

6. 電話交換取扱者の年齢は、電話局、増私設電話とも、平均して、同じ電話局又は事業所の女子
労働者よりも若い。特に、電話局の交換取扱者に若年者が多い。しかし、勤続年数は一般女子労働
者より長く、特に電話局に永年勤続者が多いが、増私設電話では勤続年数は比較的短く、経験が長く
て、年齢も比較的高いものが多い。

7. 1950年10月から1951年9月までの入職退職の状況をみると、電話局では、全従業員の増加率に比
して電話交換取扱者の増加は少い。これに対して、一般事業場では、全従業員の減少している事業で
も電話交換取扱者はふえている。

8. 一年以上の長期欠勤者は同一事業場の全労働者に比して電話交換取扱者にその割合が高く、特

に増私設電話の交換取扱者の結核による長期欠勤率が男女労働者を凌いでいることは注目すべきで
ある。

9. 採用条件にもよるが、電話局の電話交換取扱者は学校を出て直に入職し、そのまま局に止つて
いるものが多いが、増私設電話交換取扱者には、むしろ、他の職場、特に電話局で交換作業をした経
験者の方が多い。

10. 電話交換取扱者の学歴は大體、電話局、一般事業場とも新制中学又は高等小学卒業者である。

11. 電話交換取扱者のほとんどが家族と同居しており、従つて大多数が勤め先の所在県内又は隣接
の県の出身者である。

12. 電話交換取扱者の家計負担の状況をみると、主たる家計の支持者である場合は、電話局14%、
増私設電話21%であり、電話局では、約70%は父又は兄弟が主たる家計支持者となつてゐるのに対
し、増私設電話では自分が家計支持者であるものは父に次いで多い。

けれども、電話交換取扱者の働きに出た動機は、やはり、大部分が家計補助を目的としており、家
計を助けるとともに社会経験を得たいとするものも相当みられる。これを反映して、家族の中で彼女
一人が働き手の場合は少く、2人乃至3人の働き手の中の一人である場合が多い。

13. これら電話交換取扱者の家計支持者の職業で最も多いのは会社員、工員、公務員など賃金労働
者で、農家の出身者は稀である。こゝろに都市的労働者としての特性がみられる。

14. 電話交換取扱者は扶養家族を持つものは少く、電話局6%、増私設12%である。

15. 以上のことから、容易に推定される様に、電話交換取扱者の経済生活の形態は家族と同居し
て、賃金の一部を家に入れているというものが圧倒的多数である。しかし、家計の一部又は全部のい
ずれにしる、経済的に家に寄与していないものはまれである。その平均額は電話局増私設電話とも大
差なく、約8,000円であるが、収入階級別にみると大體、収入の約50%以上を家に入れている。

電話交換取扱者の労働条件

1. 労働時間

1. 電話交換作業は仕事の性質上、一般の事務と異つて、休憩のため、就寝のため、休日のために
その機能を中絶することができないために、電話交換取扱者全員が同一時間に勤務することは比較的
少く、人によつて、勤務時刻のずれを持たせる様に配置され、交代制をとつてゐる。

殊に、電話局及び一部の増私設電話では、昼夜勤を必要としているが、鉱山の増私設交換を除いて
は、8時間づつの均一三交代制をとらず、日勤、宵勤、宿直(午後10時以後明る朝まで)という型が
多く、日勤も少しずつ時差出勤の数組に分れてゐる。

これに対して、大方の増私設電話では、深夜勤を必要とせず、全員同一勤務時間か、又は、前後に
多少の時差を持たせた早出、遅出の組を持つ型が採用されている。

2. 電話局では過半数の交換取扱者が月に5.6回深夜業をしており、増私設電話では過半数の人達
が深夜業をしていないが、1人当りの深夜業回数は、増私設電話の方が多く、月当り7.8回である。

3. 上述の様に電話交換取扱者の勤務時間は同一職場でも人により時差を設けてあるのが特徴であ

るが、同時に同一人でも、一定間隔をおいて勤務時間にずれがある場合が多く、殊に、電話局では一定日数をおいて動く時差が大きい。この様にして、実際に電話交換作業に当るものは、一日の中でも忙しい時刻に多勢となり、夜間、早朝などの閑散時には少人数で作業するように配置されている。

4. 電話交換作業は神経の緊張の著しい仕事であるために、一般事務労働者や工場労働者と異つて、交換台に著席して実際に作業する時間——着席時間——は一時に継続して3.4時間にもわたるといふことは少く、普通の休憩時間の外に、作業から離れて休息する。これは電話局では休憩時間と云つて実働時間として計算されている。増私設電話では別に休憩時間と休憩時間の区分を設けていないのが普通であるが、事実上、着席時間は平均5.2時間で電話局の6.5時間より短かく、休憩、休息が比較的長い。

5. これら電話交換取扱者の休憩及び休息は仕事の性質上、交代でとることになつており、増私設電話の昼間の勤務は過半数が1時間着席、1時間休息という形をとつてゐる。電話局では50分着席、10分休息というのが最も多かつた。これは宵勤、夜勤など比較的仕事の閑散な時間にはもつと間隔が長い。しかし、看護婦の夜勤と異つて、交代で何時から何時まで睡眠をとるといふことがはっきりきまつてゐる。

6. 電話交換取扱者の欠席が多い場合には、一般として出勤者の休憩時間が切りつめられるが、増私設電話の場合には、他の職種のもので代つて着席する所もある。

7. 拘束時間は一般に電話局よりも増私設電話の方が長い。これは後者において休憩休息の時間が比較的長いことによる。

8. 電話交換取扱者の拘束時間は夜勤が最も長く、宵勤が最も長い。夜勤は着席時間も最も長い。睡眠を続けてとる関係もありその作業密度も比較的低いものと思われる。

9. 電話交換取扱者の実働時間数は電話局平均6.5時間、増私設電話7.1時間で女子労働者一般より概して少い。これには、休憩時間がふくまれているものと推定される。

10. 1951年9月分の電話交換取扱者の平均労働日数及び実働時間数は、電話局23.8日、157.9時間、増私設電話24.0日、166.7時間で、当時の全産業女子の平均23.5日、184.1時間と比べると出勤日数は多いが、実働時間は短い。

11. 電話交換取扱者の中、電話局、及び新聞社、鉱業に勤務しているものは、事業そのものが間断なく動いている関係で、休日も交代でとらねばならない。

12. 電話交換取扱者の生理休暇請求状況は同一職場の事務関係職員よりも率が高いが、生理休暇による労働損失日数は電話局1.7%増私設電話0.9%にすぎない。しかし、これは平均であつて、交換取扱者全体からみれば、請求しないものの方がはるかに多い。

口 賃 金

1. 電話交換取扱者の初任給は、電話局においては養成中、増私設電話においては無資格者を除いては、同一事業場の一般事務職員に比べて幾分高くなつてゐる場合が多いが、増私設電話では事務と同額の場合も半数近くある。1951年10月現在の初任給平均額は、新制中学卒業の無資格者では電話局3,934円、増私設電話4,769円、有資格者は電話局4,437円、増私設電話5,066円でいずれも、民間の方

が高い。しかし、この初任給は事業によつて相当開きがあり、この調査で、最低は中学卒業者2,985円、高校卒業者3,200円（いずれも鉱業私設電話）であり、最高は中学卒業の無資格者6,800円、有資格者7,070円、高校卒業の無資格者7,790円、有資格者8,060円（いずれも銀行増設電話）である。

2. 電話交換取扱者の平均給与額を毎月きまつた給与でみると、1951年9月分では電話局6,272円、増私設電話7,873円で、電話局は当時の規模500人以上の事業場の女子の平均6,326円に比べ、やや低いが、増私設電話では相当に高額である。

3. 増私設電話交換取扱者の中、無資格者の給与は有資格者のそれより30%内外低くなつてゐる。

4. 給与の年令別格差は電話局の方が大きく、初任給の低い電話局でも年令が高くなると、増私設電話交換取扱者との差が少くなる。18才未満を基準とするとその2倍になるのは電話局は25才—29才、増私設電話では30才—34才であり、電話局では40才で3倍となるのに増私設電話では50才にならねば3倍とならない。

職 場 施 設

1. 作業室 電話交換室は多数の交換取扱者が働いてゐる電話局と少数の婦人だけで仕事をしてゐる増私設電話ではその大きさだけでも差があるが、附設された設備についても開きがある。たとえば、交換用の椅子は、電話局ではすべて「背のついた布張り廻転椅子」を使用しているが、増私設電話ではこの種の働きやすい椅子を備えているところは約6割で、他では普通の事務椅子、背のない廻転椅子などが無雑作に与えられてゐる。交換室の床はいずれも板又はリノリューム張りであり、暖房設備もスチームが多く、この点では、局と増私設電話と差がないが、夏の冷房については、電話局はことごとくが少くとも扇風機を備えているのに、増私設電話では扇風機や氷柱一つ備えていない交換室が半数以上ある。

2. 休憩施設 電話局と増私設電話の休憩施設は規模だけでなく様式が全く異つてゐる。電話局では一般に交換室から離れた場所に、洋式の設備がしてあるが、増私設電話交換取扱者用の休憩室は、交換室に接して小さな和室が設けられてゐるか、交換室の一隅にソファなどにおいてあるにすぎない。ロッカー、鏡、机などの備えつけは、いずれの休憩室にもあるのが普通である。暖房設備は大抵、スチーム、ストーブが多いが、冷房設備は、電話局、増私設電話ともない場合の方が多い。

3. 食事施設 電話局は大部分が食堂で食事をとらしているが、増私設電話の場合は、事業所の24%は交換室で、他の34%は交換室に接続する休憩室で食事させており、食堂で仕事からすつかり解放されて食事をとるといふ場合は比較的少い。

4. 飲料水は交換室又は休憩室に備えてあり、大抵、交換作業をする場所の近くに、いつもおかれてゐる。

5. 便所 は交換室から非常にはなれた場所にあることは稀である。

6. 仮眠所 電話局及び増私設電話で深夜業を必要とする事業場では、仮眠のための設備をしている。しかし、電話局ではほとんどの局が専用仮眠所を持つてゐるのに対し、増私設電話では休憩室を仮眠の場所にあててゐる場合の方が多い。

7. 電話交換取扱者に対する健康診断は電話局、増私設電話ともに、よく励行されている。しかし、交換取扱者の結核の発病率は電話局、増私設電話とも、一般事務職員に比べて高くなっており、特に増私設電話交換取扱者の罹病率は電話局より高い。

8. 健康保険 電話交換取扱者は大体、健康保険又は共済組合に加入している。

電話交換取扱者の自分の仕事に対する感想

電話交換取扱者の自分の仕事に対する感想の内容は、電話局と増私設電話では可成異った傾向がみられる。電話局の中で最も多いのは、労働時間、(休憩時間、休日、深夜業なども含む)に関する不満、要望で全体の37%、第二位は仕事に対する誇、満足、喜びを表明したものであり、この二つで全体の70%をしめている。これに対して、増私設電話では、社会一般の人々、及び電話を利用する職場の人達の交換作業についての無理解を嘆き、批判したものが最高で全数の28%をしめている。第二位は、電話局と同様仕事についての満足、喜びであるが、その他に職場施設に関する不満が可成多い(17%)ことが、電話局と異っており、上に述べてきた実情における差異の反影がみられる。

Ⅱ 調査の目的

婦人の仕事として重要でもあり、又、特殊でもある電話交換取扱者の労働事情をその労働条件、婦人の雇用、職場施設などの面から総合的に明らかにすることがこの調査の目的である。電話交換取扱者はその歴史的発生も相当に古く、数の多い点からみても主要な婦人の職場の一つである。

まず、その歴史的変遷を単簡にみることにしたい。明治23年、電話が国営で、はじめて、東京、横浜間に開通された当時、電話交換取扱者の数は僅かに、東京11人(内男2人)、横浜4人(全部男)計15人にすぎず、最初の約10年間は、夜間勤務は男子に限られていた。その後、明治34年に至り、従来、男子ばかりであつた夜勤にも婦人を採用したところ、その成績がよかつたので「電話交換の業務は繊手妙舌の女子に適するを実験上認めたる」結果、明治37年以後は、男子本位を女子本意に切かえた。こうして、わが国の産業とともに発展してきた電話事業はほとんど婦人の手で支えられてきたのである。(註1)

電話事業発展のあとを開通加入数にたどつてみると、昭和元年に約55万であつたのが、昭和6年には約78万、わが国、戦前の最盛期、昭和13年には100万を超え、昭和19年には108万となつていた。それが戦災の影響などで終戦当時の昭20年8月現在では46万と大巾に減少している。しかし、昭和24年には早くも戦前に近い107万と復興し、昭和27年末には約147に増加している。電話交換取扱者数の交遷については、適当な資料が得られないが、昭和5年の国勢調査当時、その数は約36,000人であつたが、昭25年の国勢調査では約64,000人(内男子3,000人)に増加しており、従来は、大体、電話事業の発展とともに電話交換取扱者もふえている。最近の電話交換取扱者数の概数は下の通りである。しかし、自動電話機の普及によつてその雇用に如何な影響が現れるかは今後の課題である。

註1) 通信事業史第4巻第599頁以下、昭15、通信省編

註2) 電信電話公社調

電話交換取扱者概数

年 度	電 話 局 係	郵 便 局 係	増 設 電 話	計
昭和26年末	36,451人	28,809人	27,279人	87,539人
昭和27年末	37,300	23,719	28,855	86,874

(註1) 日本電信電話公社調

(註2) 昭和27年郵便局の分は昭和28年1月調

(註3) 鉱山等の私設電話はふくまず

上表によると同じ電話交換取扱者でも、所属の場所がちがつており、その身分も、電話局関係は昭和27年8月以後は日本電信電話公社職員であり、郵便局関係のものは郵政省職員、増設交換取扱者は各事業場所の職員となる。この他に、官庁用電話、私設電話、鉱業特設電話などに働く交換取扱者(註1)があるが、増設電話と同じ人が扱っている場合が多いと思われる。電話局などに勤務している交換取扱者は、電話事業を主としている職場で、多数の婦人が同一職務に従事しているが、郵便局や民間事業場の交換取扱者は、他の事業を行う職場で、他の職種の労働者の中に少数配置されているのが普通であり、その意味でその労働事情はそれぞれに異つたものを持つていると思われる。この調査では、日本電信電話公社の電話交換取扱者と、これに対立的な立場に立つ増私設電話交換取扱者を対象として、その労働条件職場施設、労働力構成の特質などを比較対照しつつ、重要な婦人の仕事の一つである電話交換の労働事情を明らかにしようとしたのである。

註1) 序論第2頁の註2)参照

Ⅲ 調査の時期及び方法

この調査は1951年10月、一斉に実施されたが、賃金及び労働時間に関する資料はその前月の9月分である。

調査は各地方の婦人少年室の職員が直接、各電話局、事業場を訪問し、使用者側との面接、電話交換の作業場、休憩室その他の施設の視察、事業場備え付の帳簿からの転記、電話交換取扱者自身の質問書に対する回答などによつて、総合的に分析された。調査票は巻末に集録しておいたが、その調査様式と調査方法は次の通りである。

調 査 票

- 様式A 個人別調査票
- 様式B 個人別調査票
- 様式C 事業場調査票

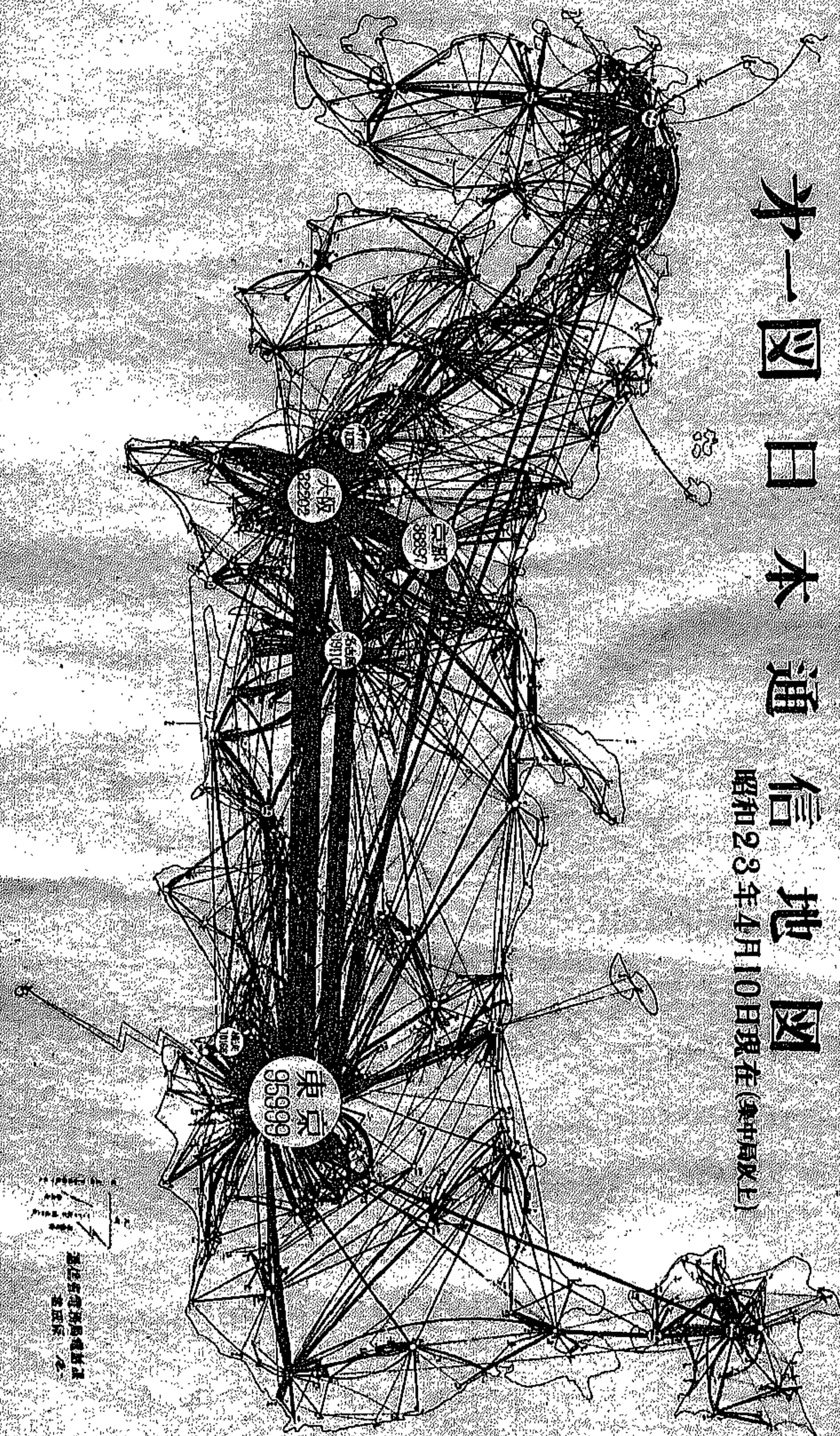
調査方法

- 事業場備付の帳簿による。
- 電話交換取扱者の質問書回答による。
- 使用者との面接、調査者の視察による。

Ⅳ 調査対象

イ 調 査 地

我が国の電話線は、東京を中心とする京浜経済圏、名古屋を中心とする中京経済圏、大阪を中心とする京阪経済圏、北九州下関を中心とする北九州経済圏、札幌を中心とする北海道経済圏の五大産業



第一図 日本通信地図
昭和23年4月10日現在(中央局以上)

地帯を結んで、主要都市に集中している。(第1図参照)それらの中心都市、東京二三区、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、下関、山口、福岡を調査地として選定した。

□ 調査事業場、電話交換取扱者

電話局は各都市の電話集中局とし、東京と大阪はそれぞれ日本橋、福島市の市内電話局をとった。増設電話の事業場は、当時の電気通信省編の職業別電話番号簿により、総数の平均5.5%の事業場を無作為に選定した結果、下表の通りとなった。

	総数	漁業	鉱業	工業	デパート	銀行	運輸	ガス電気	文化関係	電郵局
総数	250	(漁業) 4	19	61	18	72	31	14	22	9
札幌	20	9	3	2	2	2	2	0	1	1
東京	89	—	10	3	14	4	2	5	1	1
横浜	28	—	14	—	5	4	3	—	1	1
名古屋	32	—	10	2	10	3	2	4	1	1
京都	27	—	6	3	11	1	2	4	1	1
大阪	27	—	8	4	10	4	5	5	1	1
神戸	24	—	2	2	6	12	—	1	1	1
下関	18	(漁業) 4	8	—	5	—	—	—	1	1
福岡	26	10	1	2	9	1	—	2	1	1

但し、鉱業のみは郡部にある事業場である。この中、分析不適格のもの9事業場である。増設電話を持っている事業場は一般に、比較的規模の大きい所であり、調査対象となった事業所の従業員数階級別の分布は第1表の通りである。

第1表 調査対象事業場の規模別数

1981年10月時人少年周間

	総数	漁業	鉱業	工業	ガス電気	銀行	デパート	運輸	新聞社	学校
総数	%事業場 100 (24)	事業場 4	事業場 19	事業場 16	事業場 14	事業場 72	事業場 18	事業場 30	事業場 12	事業場 11
100人以下	(23.2) 56	3	1	8	1	36	—	5	1	1
101人～500人	(34.4) 83	1	1	24	5	27	6	13	2	4
501人～1000人	(17.8) 43	—	2	13	8	6	4	8	4	3
1001人～1500人	(7.2) 67	—	2	4	2	3	6	—	—	—
1501人～2000人	(5.4) 13	—	1	4	3	—	2	—	2	1
2001人～3000人	(4.6) 11	—	3	3	—	—	—	1	3	1
3001人～4000人	(3.3) 8	—	4	2	—	—	—	1	—	1
4001人～5000人	(0.4) 1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
5001人以上	(2.9) 7	—	4	2	—	—	—	1	—	—
不明	(0.8) 2	—	—	1	—	—	—	1	—	—

わが国の事業所の98%が30人未満であるのと比較すると(第2表)、これらの調査対象事業場は明(註1)

らかに規模が大きい。従つて、241事業所中288が就業規則を持つており、労働協約を締結しているものは178事業所(74.8%)である。

調査対象となつた電話交換取扱者在籍数は電話局990人(総数の約3%)、増私設電話1,518人(総数の6%)計2,508人である。

第2表 全国規模別事業所数
1951年7月総理府統計局調

	実 数	百 分 比
総 数	3,198,720	100%
4 人 以 下	2,641,626	82.6
5 人 ~ 29 人	494,892	15.5
30 人 ~ 199 人	58,085	1.8
200 人 以 上	4,717	0.2

各 論

第 一 部

電話交換における婦人の雇用

第一章 職場における電話交換取扱者の位置

職場における電話交換取扱者の地位——電話交換取扱者の業務内容——在籍従業員数と電話交換取扱者数——

I 在籍従業員数と電話交換取扱者数

電話局は電話交換の業務を主体とする職場であるのに対して、増設電話を置いてゐる各事業所は他の作業が主体であつて、電話交換は事業に必要な附帯業務であるから、全従業員中にしめる電話交換取扱者の数の割合も自ら異つてくるのは当然である。

在籍従業員総数に対して、電話交換取扱者は、どの位の割合で雇用されているであろうか。先づ、電話局について見ると、従業員総数の半数以上が電話交換取扱者で占められている。その割合が比較的少い所でも、51%、多い所では、84%が電話交換取扱者である。言うまでもなく、電話局の電話交換取扱者の大部分は女子であり、男子は、9電話局の中4局に雇われているが、その数は数える程である。(2491人中14人)

次に、増私設電話に雇用されている電話交換取扱者と従業員総数との関係を見ると、第3表に示す通りである。

第3表 規模別増私設電話交換取扱者数別事業所数

1951年10月婦人少年局

従業員数	数交換取扱者								
	総 数	1 人	2人～5人	6人～10人	11～15	16～20	21～30	31人以上	
総 数	(100) 241	(5.4) 13	(56.9) 137	(240) 58	(5.8) 14	(3.3) 8	(2.1) 5	(2.6) 6	
100人以下	(28.2) 56	10	46	—	—	—	—	—	
101人～500人	(34.4) 83	3	56	19	5	—	—	—	
5,01人～1,000人	(17.8) 43	—	22	15	2	3	1	—	
1,001人～1,500人	(7.2) 17	—	6	8	—	—	—	8	
1,501人～2,000人	(5.4) 13	—	2	8	3	—	—	—	
2,001人～3,000人	(4.6) 11	—	3	4	—	3	1	—	
3,001人～4,000人	(3.3) 8	—	1	1	2	2	1	1	
4,001人～5,000人	(0.4) 1	—	—	—	1	—	—	—	
5,001人以上	(2.9) 7	—	—	—	1	—	2	1	
不 明	(0.8) 2	—	1	—	—	—	—	1	

註 () 内は%

調査対象となつた増私設電話に雇われている電話交換取扱者数は、5人以下が圧倒的に多い。事業所の規模別にみると、従業員総数1,000人以下の事業所では、電話交換取扱者数が5人以下のものが75%である(182中137)。従業員数1,001人以上の私設電話は、その半数(57中24)が、電話交換取扱者を6人乃至10人雇っている。しかし、このグループに属するものにも、電話交換取扱者数が5人以下のものが2割(57中12)を占めており、従業員数に比例して、必らずしも電話交換取扱者が多くなる傾向は見られない。

第4表 産業別増私設電話交換取扱者数別事業所数

1951年10月婦人少年局調

交換取扱者数	総数	1人	2人～5人	6人～10人	11人～15人	16人～20人	21人～30人	31人以上
産業別								
総数	241	13	137	58	14	8	5	6
漁業	4	2	2	—	—	—	—	—
鉱業	19	—	2	10	3	2	2	—
工業	61	5	40	11	3	1	—	1
ガス・電気・水道	14	1	5	6	1	1	—	—
銀行	72	4	47	12	5	1	1	3
デパート	18	—	10	7	1	—	—	—
運輸交通	30	1	20	5	—	2	—	2
新聞社	12	—	3	5	1	2	1	—
学校	11	—	8	2	—	—	1	—

産業別に見ると(第4表)比較的大規模な事業所の多い鉱業(2001人以上が19中12、1001人以上が19中5)の増私設電話では、従業員数の多い割合には電話交換取扱者が少く、6人—10人のものが半数を占めている。最も従業員数の多い〇〇鉱業所でも、従業員数10,977人に対して、電話交換取扱者は30人にすぎない。ところが、最も小規模である銀行では、従業員数の割合には電話交換取扱者が比較的多く、銀行の大部分は従業員数500人以下だが、(100人以下が72中36、101人乃至500人が72中33)電話交換取扱者は、2人乃至5人雇用しているものが約三分の二を占めている。銀行の中では、最も従業員数の多い場合約1,000人に対して、31人—34人の電話交換取扱者を雇用しており、鉱業とはかなり様子を異にしている。総じて増私設電話の電話交換取扱者数は、従業員数の多少よりも、その産業の性格に、より関係があると思われる。

第5表 産業別男女別増私設電話交換取扱者数

1951年10月婦人少年局調

	事業所数	男	女
総数	241(6)	12人	1,686人
鉱業	19(2)	2	214
漁業	4	—	9
工業	61(2)	8	282
ガス・電気・水道	14	—	100
銀行	72	—	422
デパート	18(2)	2	103
運輸交通	30	—	350
新聞社	12	—	128
学校	11	—	63

(注1) 男の欄の()内の数字は男子交換取扱者のいる事業所数である。

電話交換取扱者の仕事は、神経の緊張がはげしいために、一定の時間を区切って、交代で仕事をする事が望ましいとされているが、たつた一人しか電話交換取扱者を雇用していない私設電話が241中13ある。これらは、工業、銀行、漁業等の増設電話である。

調査対象となつた増私設電話に雇用されている電話交換取扱者在籍総数は1,678人で、第5表に示す

通り大部分が女子である。男子を雇用している増私設電話は、わずか5カ所で、その数は1,678人中12人にすぎない。

I 職場における電話交換取扱者の地位

電話交換取扱者は、その事業所でどのような地位にあり、その管理は誰か当っているかについて見ると、半数以上が電話交換取扱者である電話局と、5人程度電話交換取扱者を雇っているにすぎない増私設電話では、かなり様子が異なっている。電話局では、一般的に言つて、運用部、営業部、施設部の三部があり、電話交換取扱者は、運用部に所属している。その業務上の指揮命令系統(職制)は、運用長—副運用長—課長—係長—副係長—組長—組員(一般職員)

となっている。調査当時は、電話関係業務は電気通信省の管轄にあつたので、この職制の他に、官職(身分制度)としては、

電気通信事務官—事務員—事務員補
 “ — (技官) — (技術員) — (技術員補)

の区別が存在していた。

調査対象となつた電話局の電話交換取扱者883人に、「あなたの今の職場での地位は何ですか」との質問の回答を見ると、(第6表)監督と回答したものが、18.3%、一般の係員が81.2%、その他が0.5%である。監督の職制上の地位は、係長、副係長、組長であるものが大部分である。言うまでもなく、一般の係員は組員である。

増私設電話のある事業所の職制は、産業によつて異なっているもので、産業別に見ることとする。先ず、鉱業について見ると、従業員は、職員にと鉱員に分れており、その職制は、所長—部長—課長—係長—係員—鉱員となっているものが普通である。係員以上が職員待遇になっている事業場が多い。つまり職制とは別に身分制度があるものが多かった。たとえば、〇〇鉱業株式会社の職制と身分制度を例示すれば、職制は、

本 社 企画室首席—部長—課長—係長—課員—係員
 鉱業所 所長—坑長—係長—係員—鉱員

となっている。この職制とは別に身分制度があり、従業員は、職員と鉱員に分れており、労働協約も就業規則も異つたものが適用されている。その上職員の身分制度は、参事—社員—準社員という段階がある。他の事業場の職制、身分制度を見ても、名称の相異はあるが、内容的にはこの形態とほぼ同じと言える。

どのような職制の下で、電話交換取扱者はどういう位置に在るだろうか。本社では、総務課長—庶務係長—庶務係員—電話交換取扱者、鉱業所では、鉱長—副長—電気係長—電気係員—電話交換取扱者というような指揮命令系統にあるものが一般的であつた。鉱業では、電話交換取扱者の監督をおかないものが多い。電話交換取扱者が、15人前後いる所でも、事務連絡等の代表者には、最年長者が当ることになっている。

監督のいない増私設電話では、電話交換取扱者の労務管理は庶務係員、電気係員が担当しているようである。これら鉱業の電話交換取扱者の身分を見ると、大部分が鉱員であり、職員であるものは、

ごくわずかである。

次に工業について見ると、調査対象には、機械器具、化学、紡織等の異つた業種が含まれているため、その職制もいろいろのタイプが見られる。

その主なタイプを下に述べると、

1. 職制のみで身分制度のないもの。

— A株式会社の例 —

事務 事務 部長 各係主任 一般職員
工場 技師 職工長 職長 組長 班長 伍長 一般工員

電話交換取扱者は、事務の一般職員である。

2. 職制と身分制度のあるもの。

— B株式会社の例 —

(1) 職制

職員 所長 副所長 部長 課長 係長 課員
工員 工長 組長 伍長 一般工員

(2) 身分制度

職員 事務 参事 参事 事務 書記
技師 技師 技師 技師 技師 技師

雇員 (交換手、看護婦)

工員

3. 職制と職階制のあるもの。

— C株式会社の例 —

(1) 職制

役員 部長 課長 係 (事務・工務) 事務員 (工務員)

(2) 職階

役員 7級 (部長・室長・工場長) 6級 (課長) 5級 (担任 (工) 務係) 4級 (事 (工) 務係長) 3級 (事 (工) 務係) 2級 (事 (工) 務員) 1級 (事 (工) 務員)

電話交換取扱者は、1級、2級何れかに所属する。新制高校、旧制高女出身者は2級職階に、新制中学、高小卒は、1級職階に就くことが原則であるが、本人の経験等を勘案して後者の場合でも、2級に進むことが出来る。

4. 電話交換取扱者は、特別のグループに分類されるもの。

— D株式会社の例 —

- ① 企劃職 事務員 技術員
- ② 執務職 副工場長 部長 副部長 課長 係長 係員
- ③ 直接現業職
- ④ 間接現業職
- ⑤ 特務職 (医庫、交換手、警備員)

以上が主なタイプであるが、電話交換取扱者の所属している部門は、総務部庶務課であるものが多い。工業でも、監督のいる増私設電話は少く、約一割であるが、増私設電話では普通、その管理は、庶務係員、人事係員が担当しているものが多いようである。鉱業では、電話交換取扱者は、鉱員待遇のものが多かったが、工業では、事務職員のグループ又は特務職に入るものが多い。しかし、身分制度のある場合は、電話交換取扱者の属するグループは、小使、給仕、掃除婦等のグループより一段上

位のグループであるが、事務部門では、最下位のグループに所属しているものが多いようである。

次に銀行の職制は、

(1) 事務職員

本店 頭取 副頭取 取締役 部長 課長 係長 行員 準行員 事務員

支店 支店長 次長 支店長代理 (課長) 係長 行員 準行員 事務員

(2) 用務員 (又は勞務職員) 小使、掃除婦等。

というようなものも多く、その名称、階級の数等に多少の相異があるが、内容的には大きな差はないと思われる。しかし、銀行では、一般事務を行う女子職員が多く、職員総数の約40%を占めているため、下の様な職職制も見出される。

△△銀行の職制

事務 重役 部長 次長 代理 店內代理 主任 行員 行員見習
女子主任 女子行員 女子事務員

用務員 守衛・小使又は掃除婦

註 電話交換取扱者は、女子行員、女子事務員として待遇される。

銀行では、身分制度のあるものが、かなり多く、その主なタイプは、

— A銀行の身分制度 —

(1) 事務 重役 主事 主事補 書記 書記補

技術 技師 技師員

勞務 勞務社員

電話交換取扱者は、書記書記補

B 銀行

(2) 行員 重役 参事 副参事 主事 一級 主事二級 書記 書記補

雇員 事務員 勞務者 公金出納員

電話交換取扱者は、主事 書記 書記補

C 銀行

(3) 社員 職員 正員 準員 守衛 婦人事務員

雇員 警備員・自動車運転手・小使 附託

電話交換取扱者は婦人事務員

のようなものがある。

銀行では、電話交換取扱者と、一般女子事務員と同じ待遇のものも多く、技術者あつかいのものは、少い。したがって、電話交換業務につく人の学歴、経験又は勤続年数、資格等によって、その待遇が異なるものが大部分である。銀行でも、鉱業、工業と同じように電話交換取扱者の監督を命じている増私設電話は少く、約一割である。

電話交換取扱者は、庶務又は総務関係の部門に所属しているようである。

最後に、運輸交通業についてみると、下に示すように職制と身分制度をもつものがある。

E株式会社の例

(1) 職制

本社 重役 部長 課長 掛長 主任 掛員 駅長 助役 主任 掛員

(2) 身分制度

参事—主事—主事補—書記—書記補—職員

技師—技師補—技手—技手補

電話交換取扱者は、書記—書記補—職員である。

又、身分制度なく、職制と職階とになっているものもある。

— JR電鉄株式会社 —

管理職(9, 10格)—準管理職(7, 8格)—監督職(5, 6—係長以上)6格)—作業職(1格—4格)

という職階になっており、電話交換取扱者は作業職に所属している。

運輸交通業でも監督のおいでいる増私設電話はごくわずかで、電話交換取扱者は、総務課に所属するものと、通信係長—通信区長の管轄にあるものがある。

以上、調査対象となつた主な産業の増私設電話の交換取扱者の事業所における地位を述べたのであるが、電話交換という仕事の分野ははっきりしている職業なのだが、職務分析、職務評価にもとづく格付がなされている場合は少く、一般職員と同様に、その仕事についている人の特性—学歴・勤続年数・年齢等—によってその地位が決定されるものが多い。又、電話交換取扱者の監督をおく増私設電話は少いことは既述の通りだが、増私設電話交換取扱者自身にも電話局と同様に、「あなたの今の職場での地位は何ですか」の質問を行った結果をみると、増私設電話交換取扱者の中で監督と答えた

第6表 第表電話交換取扱者の地位

1951年9月婦人少年局調

	電 話 局		増私設電話交換取扱者	
	実 数	%	実 数	%
総 数	883	871=100	1,453	1427=100
監督	160	18.3	50	3.5
一般の係員	707	81.2	1,857	95.1
その他	4	0.5	20	1.4
不明	12	—	26	—

註1) 電話交換取扱者自電の回答による。

についての回答を見ると、第7表に示す通りで、電話交換の仕事だけしているものは、電話局では、91%であるが、増私設電話は、72%である。次に、電話交換とそれに必要な統計をしているものは、電話局は、わずか3.2%にすぎないが、増私設電話は、16.7%を占めている。電話交換の業務につきながら、それに関係のない仕事、例えば、会計、事務、雑役等の仕事をしているものは、増私設電話にその割合が多く、9.5%だが、電話局は、3%にすぎない。つまり電話局の方が、電話交換又はそ

第7表 電話交換取扱者の仕事の内容

1951年10月婦人少年局調

	電話局	私 股 交 換										
		総 数	鉄 道	製 糖	製 紙	製 油	製 薬	製 鋼	電 気	水 道	銀 行	デパート
総 数	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1)電話交換だけ	91.8	72.0	70.0	48.8	60.0	90.0	77.5	59.8	74.5	80.6	64	64
2)電話交換とそれに必要な統計	8.8	16.7	8.5	18.2	27.7	10.0	16.8	14.6	16.2	9.3	24	24
1)電話交換と2)以外の仕事	8.2	9.5	21.0	36.8	9.9	0	5.4	16.9	5.9	8.3	12	12
そ の 他	1.7	1.8	0.5	0	2.4	0	0.3	9.0	3.4	0.9	—	—

註1) 電話交換取扱者の回答による。

れに関係のある業務に専心していると回答しているものが、多いわけである。

増私設電話について産業別に見ても、特に著しい差は見られないが、電話交換をしながら、それに関係のない事務、雑役をしているものは、鉱業、デパートに比較的多い。

第二章 電話交換取扱者の採用

— 採用条件—採用方法—

I 採用条件

電話交換取扱者を採用する場合は、どのような条件が必要とされているかを、学歴、資格、年齢、経験の有無について見ることしよう。

イ 学 歴

まず学歴について見ると、第8表に示す通り、電話局は、高小・新制高等卒以上のものとしている局が三分の二を占めている。

第8表 電話交換取扱者の採用条件(学歴)別事業場数

1951年10月婦人少年局調

	電 話 局	総 数	高小新中卒	新中以上	新中新高卒	新高卒	とわない	その他	不 明
		数	数	数	数	数	数	数	数
増私設	総 数	241 (100%)	102 (42.7%)	10 (4.3%)	19 (8.0%)	34 (14.3%)	64 (26.9%)	9 (3.9%)	9
鉄 道	製 糖	19	9	3	3	—	2	2	—
	製 紙	4	1	—	—	—	1	—	—
	製 油	61	22	—	2	13	22	1	1
	製 薬	14	8	—	1	1	3	—	1
	製 鋼	72	34	4	10	12	10	2	—
	電 気	18	5	2	2	5	3	1	—
	水 道	30	12	—	—	—	16	1	1
デパート	銀行	12	6	1	—	1	3	1	—
	学校	11	5	—	1	—	4	1	—

しかし、増私設電話は、高小新中卒としているものが最も多く、49%で、次に多いのは学歴は問題にしないグループである(27%)。新制高校卒業生だけを採用することになっているものは、電話局では皆無だが、増私設電話は、14%を占めている。増私設電話を産業別に見ても特に著しい差は見られない。

ロ 資 格

電話交換取扱者の採用条件の一つとしての資格の有無を述べる前に、どのようにれば資格をとることが出来るかを、簡単に記しておこう。

電話局では、高小卒、新制中卒以上の学歴のある就職希望者に対して、採用試験を行い合格者は、3ヵ月間は養成期間にあてられる。その期間が経過すると、一人前の電話交換取扱者として、職場に配置されるのである。したがって、調査対象となつた9電話局の中、三分の二が原則として無資格者を採用することになっている。

増設電話(PBX)の電話交換取扱者の資格を得るには、電話局で、電話交換取扱業務に従事しているものを除いては、調査当時は、次の二つの方法があつた。一つは、電話局が実施していた増設電話

交換の訓練をうければ無試験で、又、電話局が行う検定試験に合格すれば、「電話交換取扱者適任証」が交付されることになっていた。(現在は、当時と制度が異なり、電話局もしくは、電気通信共済会の訓練を受けたものでも検定試験を受けることになっている。附録参照)つまり、電話交換取扱者の資格があるということは、この「増設電話交換取扱者適任証」を所持しているということである。(下

表 紙 第 1 頁

増設 電話 交換 取扱 者 適 任 証	年 月 日	都 道 府 県	年 月 日
増設 電話 交換 取扱 者 適 任 証	年 月 日	都 道 府 県	年 月 日

第9表 電話交換取扱者の採用条件別事業場(資格)
1951年10月婦人少年局調

電 話 局	総 数	無資格	有資格	とわな	その他
小 計	241 (100%)	31 (12.8%)	172 (71.5%)	35 (14.5%)	3 (1.2%)
増 私 設 電 話					
飲 漁 工 ガ ス ・ 電 気 ・ 水 道 業 行 ト 業 社 校	19 4 61 14 72 18 30 12 11	7 — 3 1 13 1 5 — 1	4 3 50 11 45 15 28 12 7	8 1 7 2 13 1 — — 3	— — — — — — — — —

第10表 電話交換取扱者の資格有無別事業場数
1951年10月婦人少年局調

総 数	有資格者 ダ	無資格者 ダ	有資格及 び無資格
241 (100%)	197 (82.8%)	44 (18.2%)	44 (18.2%)
飲 漁 工 ガ ス ・ 電 気 ・ 水 道 業 行 ト 業 社 校	19 4 61 14 72 18 30 12 11	1 2 50 13 69 15 25 11 10	4 2 11 1 0 3 5 1 1

註1) ()内は男子電話交換取扱者のいる事業場数
2) 事業場の回答による

(図参照)

増設電話では、電話交換取扱者を採用する場合、資格の有無についてどのように考えているかを見ると、(第9表)有資格者を採用することになっているものが圧倒的に多く、72%を占めている。資格の有無をとわなないもの、約15%、無資格者を採用することになっているものは13%にすぎない。産業別にみると、鉱業は、有資格者を採用することになっている私設電話はわずかである。これは鉱業には鉱業特設電話が多いためであろう。新聞社、運輸業、デパート、工業、ガス、電気、水道業では、有資格者を採用条件としている場合が比較的多い。

次に、調査に雇用されていた電話交換取扱者の資格有無についてみると、第10表に示す通り有資格者だけ雇用しているものが、83%である。有資格者と無資格者の両方とも雇用している増私設電話は、17%で、無資格だけ雇用しているものは、数えるほどである。(241中4)産業別にみると、新聞社、ガス・電気・水道業、銀行、学校は、有資格者だけ雇用している場合が多い。鉱業は、有資格者だけ雇用しているものは、19中1にすぎず、無資格者だけ雇用しているものが、19中4、他は、両者をと

第11表 資格有無別電話交換取扱者数

1951年10月婦人少年局調				
総 数	資格アリ	資格ナシ	不 明	
1,453 (100%)	1,164 (81.0%)	272 (19.0%)	—	—
飲 漁 工 ガ ス ・ 電 気 ・ 水 道 業 行 ト 業 社 校	194 11 258 87 396 98 246 108 60	75 10 238 84 376 89 130 104 58	117 1 16 1 15 3 113 4 2	2 — 4 2 5 1 3 — —

註) 電話交換取扱者自身の回答による。

増私設電話に実際に雇用されている電話交換取扱者の資格有無別割合は、(第11表)有資格者、81%無資格者19%である。産業別に見ると、銀行、デパート、ガス、電気、水道業、新聞社、学校、工業は、92%以上有資格者が雇用されている。無資格者の大部分は、鉱業と運輸交通業に集中している。これら二つの産業に占める無資格者の割合も多く、鉱業、61%、運輸交通業47%となっている。これは私設電話(PBX以外の)及び鉱業用特設電話がこの分野に多いためである。

ハ 年 令

電話交換取扱者を採用する際、電話局、増私設電話の大部分が年令を制限している。(第12表)電話

第12表 電話交換取扱者の採用条件(年令)

1951年10月婦人少年局調											
年 令	合 計	総 数	制限なし (1)	制 限						不明又は 無 記 入	
				小 計	18才 まで	18才以 上	20才 まで	25才 まで	30才 まで		40才 まで
電 話 局		9	—	9	—	—	7	2	—	—	—
小 計		241 (100%)	82 (33.7%)	201 (86.3%)	15 (6.4%)	5 (2.2%)	65 (27.9%)	89 (38.2%)	22 (9.4%)	5 (2.2%)	8 —
増 私 設 電 話	飲 業	19	3	16	—	1	3	9	2	1	—
	漁 業	4	—	4	—	—	2	2	—	—	—
	工 業	61	5	56	1	—	23	25	5	2	—
	ガ 電 気	14	3	11	1	—	—	3	6	1	—
	ス 水 道	72	6	61	14	2	22	23	2	1	5
	・ 輸 送	18	—	17	1	—	5	11	—	—	1
	・ 運 送	30	13	19	1	1	6	8	3	—	—
	・ 新 学	12	—	11	—	1	2	6	2	—	1
	・ 校	11	4	6	—	—	2	2	2	—	1

註1) 18才以上ならば、差支えないもの

2) ()内は%

局では、すべて年令を制限しており、最高年令20歳までとしているもの9中7、25歳までとしているもの、9中2である。増私設電話の場合も、電話交換取扱者を採用する場合は、最高年令を制限しているものが多い。即ち25歳までとしているものが、38%で最も多く、次は、20歳までとしているもので、28%を占めている。

産業別にみると、銀行は、他産業よりも年令の低いものを採用することになっているものが多い。(20歳まで—72銀行中38)これと反対に、比較的年令の高いものでも採用することになっているものは、ガス、電気、水道業である。年令を制限していないものは、運輸業、学校に比較的多くなっている。

ニ 経 験 の 有 無

電話交換取扱者を採用する場合に、過去に電話交換取扱者としての経験の有無についてどのように考えられているであろうか(第13表)。電話局では、9中8までは、無経験の方がよいとされている。

第13表 電話交換取扱者の採用条件別事業場数(経験の有無)

1951年10月婦人少年局調

経 験	総 数	無 経 験	A)他の会社 の経験あり	B)電話局	A)+B)	とわな	そ の 他
電 話 局	9	8	—	—	—	—	—
増 設	241 (100%)	46 (19.2%)	46 (19.2%)	91 (37.9%)	31 (12.8%)	17 (7.1%)	9 (3.8%)
小 計	19	6	4	4	2	2	1
私 設	4	—	1	3	—	—	—
電 話	61	7	20	19	10	4	1
局	14	2	2	5	2	2	1
増 設	72	21	10	28	6	4	2
私 設	18	3	3	7	3	—	2
電 話	30	5	4	13	4	2	2
局	12	—	1	8	3	—	—
増 設	11	2	1	4	1	3	—

しかし、増私設電話では、電話局に勤めた経験のあるものを採用するものが多く、(51%)無経験者がよいとしている場合は比較的少ない。他会社の経験があつてもよいと言つてゐる増私設電話は、約三分の一である。要するに、増私設電話では、無経験者よりも、経験者を採用するものが多く、この点は、電話局とは異つた傾向が見られる。

産業別にみると、銀行、鉱業では、無経験者の方がよいといつてゐる場合が比較的多く、約三分の一を占めてゐる。これに対して新聞社、デパート、工業は、経験のある電話交換取扱者を採用してゐる場合が多い。

II 採用方法

電話交換取扱者を採用する場合、とられてゐる方法は、第14表に示す通りである。

第14表 電話交換取扱者の採用方法別事業場数

1951年10月婦人少年局調

事業所数	電 話 局	職業安定所	門前募集	広 告	縁 故	そ の 他
電 話 局	9	—	7	5	6	5
小 計	241 (100%)	79 (32.8%)	87 (36.1%)	8 (3.3%)	23 (9.5%)	151 (62.6%)
増 設	19	2	3	—	—	16
私 設	4	—	—	—	—	3
電 話	61	18	34	1	8	37
局	14	5	5	—	2	11
増 設	72	29	24	—	5	39
私 設	18	5	7	3	2	11
電 話	30	8	8	2	4	20
局	12	5	2	—	2	10
増 設	11	3	2	—	—	4

註1) 事業所で二以上の方法をとつてゐるものがあるので項目の合計と事業場数が一致しない。

電話局では、職業安定所に依頼するものが最も多いが、(9中7)広告、門前募集、縁故もかなり利用されている。増私設電話では、縁故によるものが最も多く、63%である。次に多いのは、職業安定所(36%)電話局(33%)となつており、門前募集、広告を利用しているものは少ない。

産業別に見ても、特に著しい特徴は見られないが、鉱業、ガス、電気、水道業、運輸交通業、新聞社に縁故採用のものが比較的多い。職業安定所は、工業、ガス、電気、水道業、銀行、デパートが比

較的利用しており、それぞれの産業の約三分の一に当る。電話局に申込みものは、ガス、電気、水道業、銀行、新聞社が、他産業に比べて利用しているものが多い。

調査対象となつた電話交換取扱者が、どのような紹介を得て、今の勤務先に移るようになったのを調べてみると、第15表の通りである。電話交換取扱者自身の回答の結果からみても、前述のように

第15表 電話交換取扱者の現
勤務先への紹介者
1951年10月婦人少年局調

	電 話 局	増私設交換
総 数	100%	100%
広 告	14.4	6.7
父 兄	2.8	0.3
弟 妹	5.5	4.1
知 人	16.0	34.6
友 人	10.5	14.3
親 類	4.7	6.0
職業安定所	7.0	10.0
学校の先生	36.6	8.6
前勤務先の紹介	1.2	7.6
その他	1.4	4.8

註 電話交換取扱者自身の回答による。

第三章 電話交換取扱者の労働者としての特性

一年令—勤続年数と経験年数—異動—長次者—前歴—学歴—住居形態と出身地—家計負担—

I 年 令

電話交換取扱者の年令は電話局より増私設電話の方が一般に高く、電話局の平均年令は21.8才、増私設電話23.9才であり、電話局では20才未満のものが約60%であるのに、増私設電話では約30%に

第16表 電話交換取扱者の年
令階級別分布 1)
(累積比)
1951年9月婦人少年局調

年 令	電話局	増私設 電 話
総 数	100	100
15才—17才	20.1	6.0
18 —19	58.6	23.4
20 —24	89.8	70.0
25 —29	96.4	86.2
30 —34	97.8	92.1
35 —39	99.0	95.7
40 —44	99.7	98.0
45 —49	100	99.2
50才以上	—	100

註1) 電話局は990人

増私設電話1,518人を調査対象とした。

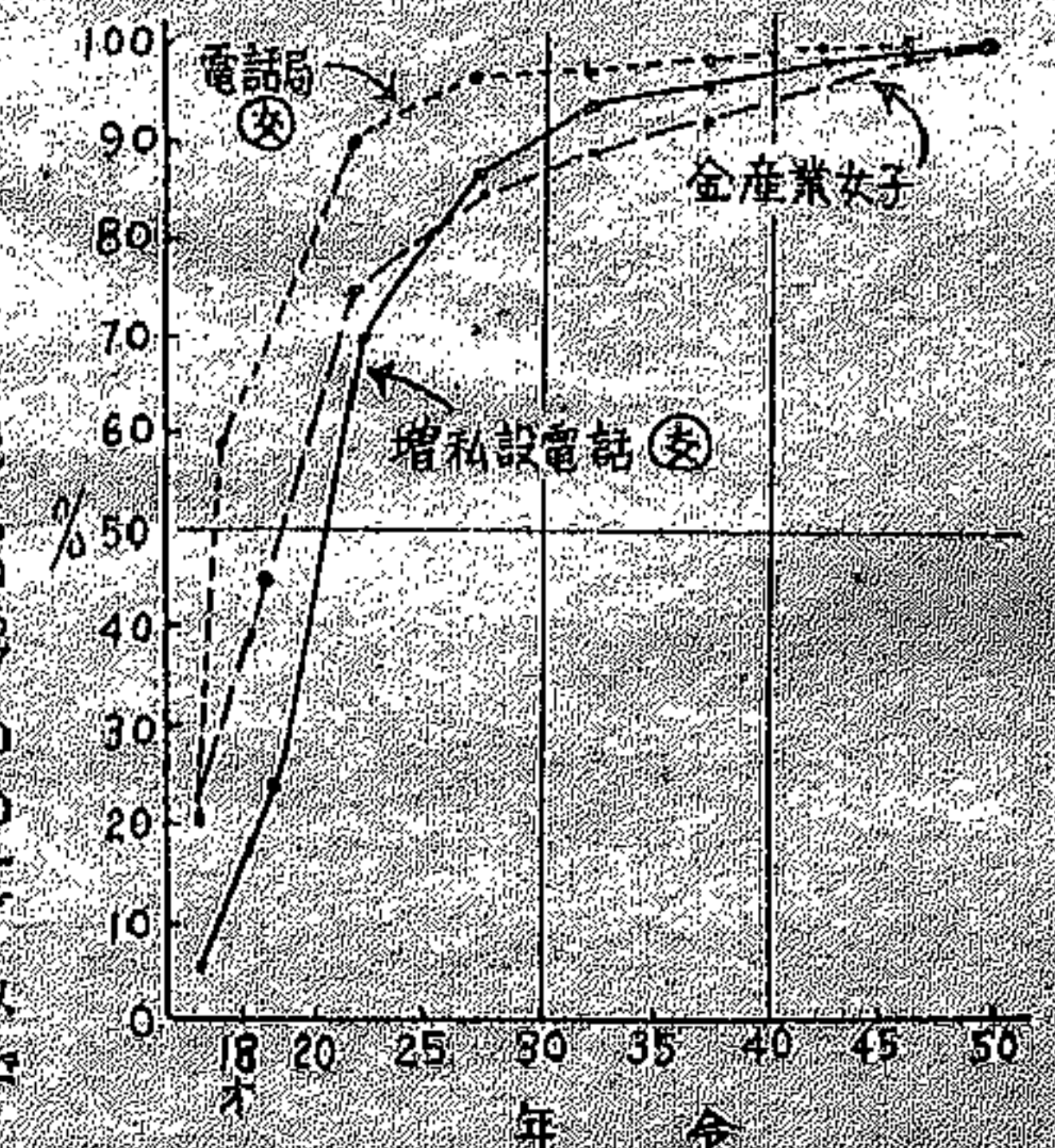
2) 賃金古帳により調査した。
3) 電話交換取扱者の平均年令は電話局21.8才
私設電話23.9才

第17表 全産業女
子労働者の年令
階級別分布 2)
(累積比)
労働統計調査部1949年
11月調

年 令	全産業女 子労働者
総 数	100
15才—17才	22.3
18 —19	44.7
20 —24	75.6
25 —29	84.0
30 —34	88.6
35 —39	92.7
40 —44	98.0
45 —49	—
50才以上	100

註1) 平均年令23.8才
2) 常用労働者30人以上の規模の事業場である。

第2図 電話交換取扱者の年令階
級別累積分布図
—全産業女子労働者との比較—
1951年9月婦人少年局調全産業は労働



すぎない。(第16表)しかし、電話局でも増私設電話でも交換取扱者は、一般の女子労働者に比べて決して年令は高くない。たとえば、労働統計調査部で1949年の調査によると、女子労働者の平均年令は、23.8歳である(第17表)。又、調査対象となった電話局、及び増私設電話の設備ある事業場における電話交換取扱者を含めた女子労働者の平均年令はそれぞれ22.5歳、24.2歳でいずれも電話交換取扱者より高い。(第2図参照)

Ⅱ 勤続年数と経験年数

労働統計調査部の1949年の調査の結果では女子労働者の勤続年数は平均3年2月(男子6年6月)であり、電話交換取扱者は電話局(平均5年1月)も増私設電話(平均4年6月)もこれに比べると可成り、勤続が長い方である。

前にのべた様に、電話交換取扱者の年令は電話局の方が増私設電話より一般に低いのであるが、勤続年数はむしろ電話局の方が長く、増私設電話も電話局も約70%は勤続5年未満のものでしめている中で、勤続3年未満の勤続の短いものは増私設電話の方に多いのである。

しかし、経験年数でみると、この関係は又、逆で、増私設電話の方に経験年数の長いものが比較的

第18表 電話交換取扱者の勤続年数階級別分布(累積比)

1951年9月婦人少年局調

勤続年数	電話局 2)	増私設 %
総数	100	100
6月未満	0.4	8.5
6月以上1年未満	10.0	16.3
1年〃2年〃	15.4	28.9
2年〃3年〃	32.7	41.1
3年〃4年〃	52.5	56.6
4年〃5年〃	69.6	69.0
5年〃10年〃	91.7	93.3
10年〃15年〃	97.1	97.6
15年〃20年〃	98.5	98.7
20年以上	100	100

註1) 電話局は990人、私設電話1518人を調査対象とした。
2) 賃金台帳により調査した。
3) 平均勤続年数は電話局5年1月、私設電話4年6月

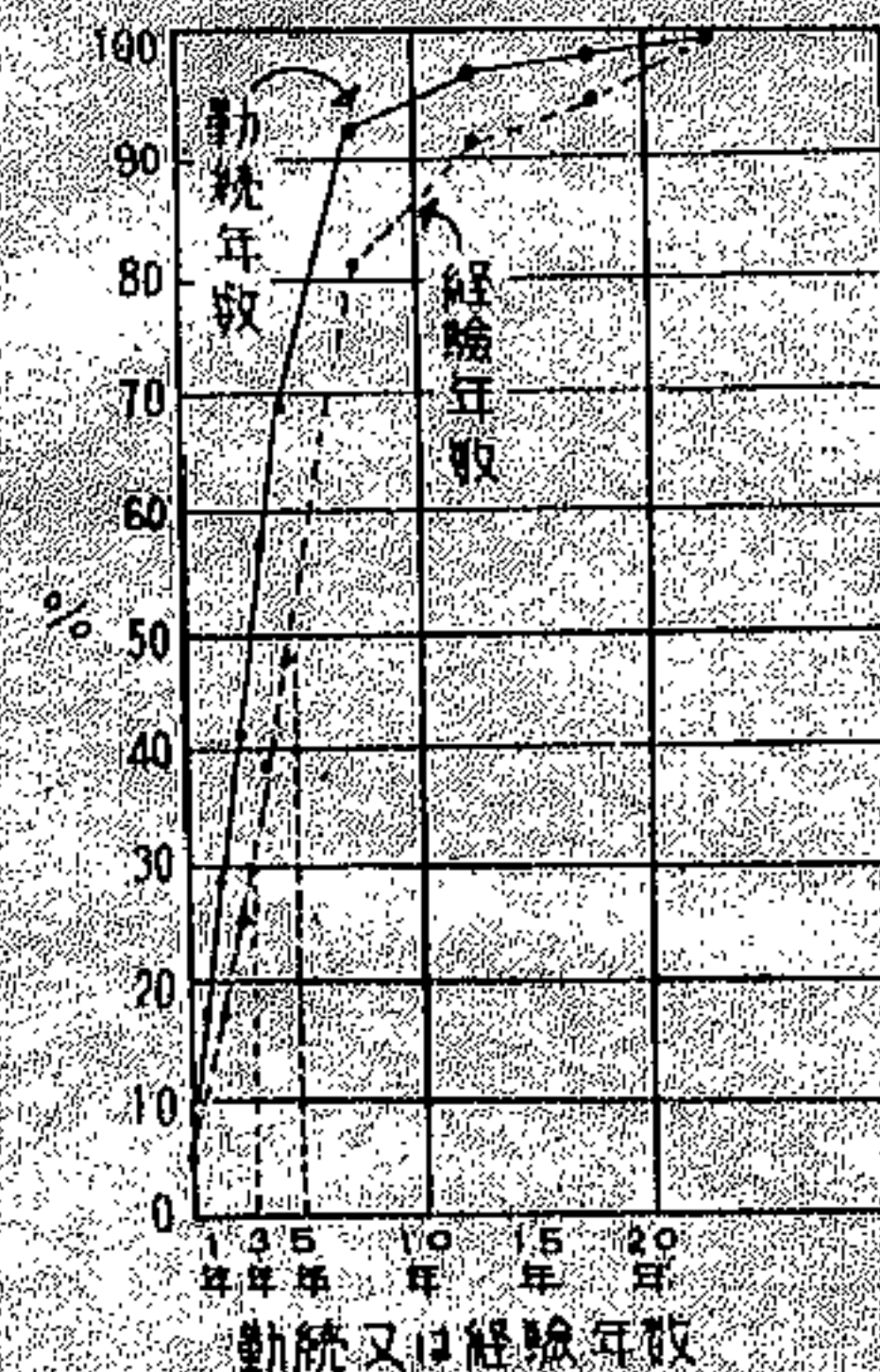
第19表 電話交換取扱者の経験年数階級分布(累積比)

1951年10月婦人少年局調

経験年数	電話局 2)	増私設 %
総数	100	100
6月未満	1.5	4.9
6月以上1年未満	10.9	9.5
1年〃2年〃	15.9	16.6
2年〃3年〃	33.3	25.6
3年〃4年〃	52.8	38.5
4年〃5年〃	68.5	48.6
5年〃10年〃	91.5	81.2
10年〃15年〃	96.6	91.2
15年〃20年〃	98.4	95.0
20年以上	100	100

註1) 電話局883人、私設電話1,453人の電話交換取扱者の自身の回答による。

第3図 増私設電話交換取扱者の勤続年数階級別分布及び経験年数階級別分布(累積比)



多い。(第18表、第19表)及び(第3図)要するに、増私設電話の電話交換取扱者は、仕事の経験は比較的長く、年令が高いが、一つの職場に長く止まるものが比較的少ないということになる。

Ⅲ 入職、退職率

電話局では、入社も退社も、電話交換取扱者の方が同一事業所の一般の女子従業員よりやや率が高い。しかし、増私設電話の事業では、概して、電話交換取扱者の入社率が男女の労働者の平均よりも高く、退社率は電気・ガス・水道業と工業の他は電話交換取扱者の方が低い傾向がみられる。

これを増減率からみれば、1950年10月から1951年9月までの1年間に、女子労働者は、鉱業、電気・ガス・水道業、運輸交通業、新聞社、学校など減少しているが、これらの事業所の増私設電話交

換取扱者は、鉱業以外は、減少しておらず、むしろ、増加している。その増加率は男子よりも高い。しかし、電話局では、増加はしているが、その割合は男女従業員の平均よりも低率である。(第20表)

第20表 電話交換取扱者及び男女別労働者の入職率及び退職率

1950年10月—1951年9月婦人少年局調

	入 社			退 社			増 減 率		
	デンワ %	女 1)	男	デンワ %	女 1)	男	デンワ %	女 1)	男
電 話 局	1.3	1.2	0.9	1.0	0.7	0.3	+0.3	+0.5	+0.6
平 均	2.2	1.3	0.8	0.9	1.4	0.9	+0.3	+0.1	-0.1
増私設	0.8	0.6	0.6	1.4	2.5	1.4	-0.6	-1.9	-0.8
鉱業	0.1	1.1	0.3	0.4	3.3	0.8	+0.3	+0.3	+0.5
漁業	1.9	1.4	1.0	1.6	1.3	0.6	+0.3	+0.1	+0.4
工業	2.2	0.6	0.5	1.8	1.4	1.7	+0.4	-0.8	-1.2
電気・ガス・水道業	2.9	1.5	1.1	0.8	0.8	0.4	+2.1	+0.7	+0.7
銀行	0.8	2.2	1.1	0.1	1.1	0.5	+0.2	+1.1	-0.6
デパート	1.2	1.0	0.5	0.7	1.4	0.7	+0.5	-0.4	-0.2
運輸交通	1.2	0.8	0.3	1.1	1.0	0.4	+0.1	-0.2	-0.1
新聞社	1.9	1.1	0.8	1.0	1.3	0.7	+0.9	-0.2	-0.1
学校									

註1) 女子労働者には電話交換取扱者もふくむ。

Ⅳ 長 欠 者

一月以上の長期欠勤者は、一般の女子労働者より、電話交換取扱者の方にその割合が高く、殊に増私設電話交換取扱者の結核による長期欠勤率は一般男女労働者のそれを凌いでいるのが注目される。

(第21表)

第21表 電話交換取扱者及び男女別労働者の原因別長欠率

1) 1951年9月婦人少年局調

業 種	長 欠 者 総 数			結 核			その他の病気			産前産後		その他の長欠		
	デンワ %	女 1)	男	デンワ %	女 1)	男	デンワ %	女 1)	男	デンワ %	女 1)	デンワ %	女 1)	男
電 話 局	3.5	3.0	8.9	2.8	2.4	3.4	0.6	0.3	0.5	0	0.2	0.1	0.1	0
平 均	4.8	3.5	2.8	4.0	2.4	1.6	0.1	0.9	0.9	0.1	0.3	0.1	0.1	0.3
増私設	0.8	3.9	3.6	0	1.7	1.3	0	1.4	1.6	0.8	0.6	0	0.1	0.7
鉱業	0	1.6	0.3	0	0	0.3	0	0	0	0	0	0	1.6	0
漁業	3.9	3.9	2.4	3.2	2.3	1.5	0.7	1.1	0.8	0	0.4	0	0.1	0.7
工業	9.1	4.4	3.1	5.7	3.1	2.4	3.4	0.9	0.5	0	0.4	0	0	0.2
電気・ガス・水道業	3.4	3.4	3.1	2.6	2.7	2.6	0	0.5	0.4	0.3	0.1	0.5	0.1	0.2
銀行	1.1	3.2	2.4	1.1	2.4	1.7	0	0.8	0.7	0	0.2	0	0	0
デパート	5.6	3.6	2.5	3.7	2.1	1.7	0.4	0.9	0.7	1.5	0.6	0	0	0.1
運輸交通	4.9	3.8	2.6	3.3	2.1	2.1	0	0.4	0.4	0	0.3	1.6	0.3	0.1
新聞社	4.1	3.6	2.2	4.1	2.2	1.7	0	1.2	0.4	0	0.1	0	0.1	0.1
学校														

註1) 女子労働者には電話交換取扱者もふくむ。

2) 1月以上継続した欠勤を長欠とした。

Ⅴ 前 歴

電話交換取扱者の現在の職場に入る前の経歴を調べてみると、何故増私設電話交換取扱者が勤続年数の短い割に経験年数が長いのがはつきりする。第22表によると、電話局の交換取扱者は「学校に行っていた」ものが約70%で交換取扱者として別の職場にいたものは僅か2.4%、他の(他の電話局、増私設電話の合計)にすぎないのに比べて、増私設交換取扱者は「学校に行っていたもの」は約23%で、他の職場で交換取扱の仕事をしていたものが約34%(電話局21.4%、増私設電話12.9%)もある。

つまり、電話局には学校を卒業してすぐ入職し、そのまま局に止っている人が多いのに対し、事業場の増私設電話交換取扱者は新卒者ですぐ入るものは比較的少く、電話局から移るものが相当に多く、他の事業場から転職するものもあつて、仕事の経験者が入職することとなるのである。

しかし、一般の事業場では最初から電話交換取扱者として雇入れず、一般事務員として採用したものに訓練を受けさせて電話の仕事させることがある。従つて、銀行、鉱山などでは20%以上の電話交換取扱者は、最初、電話交換の仕事をするものとして入っていない。(第23表)

第23表 電話交換取扱者の入職時の職種¹⁾

1951年10月婦人少年局調				
入職時職種	総数	電話交換取扱者として	電話交換取扱者としてでなく	
	%	%	%	
電 話 局	100	95.0	8.0	
増私設電話	100	81.0	19.0	
鉄 道	100	75.2	24.8	
工 業	100	81.9	18.2	
銀 行	100	78.5	21.5	
運輸通信	100	83.4	16.6	

註1) 電話局883人増私設電話1,453人の電話交換取扱者自身の回答による

2) 増私設電話の業種別は特掲産業だけである。

その反面、増私設電話交換取扱者の資格を取った方法をみると、約半数は電話局の電話交換取扱者としての訓練を受けたものであり、増設交換の訓練を受けたものは半数以下である。要するに、電話局から増設電話交換取扱者となつて一般事業場に出るものが多いことは明らかである。

第24表 増私設電話交換取扱者の資格をとった方法¹⁾

1951年10月婦人少年局調											
	総数	鉄 業	漁 業	工 業	ガス、電 気、水道 業	銀 行	デパート	運輸業	新聞社	学 校	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
電話局にいた	59.0	12.0	80.0	52.1	56.0	53.0	68.0	61.5	74.0	86.2	
私設交換の訓練をうけた。	44.8	81.3	70.0	40.6	42.8	46.7	37.0	35.4	20.2	68.8	
訓練はうけないが、検定に合格した	1.6	0	0	3.8	0	0.3	0	2.3	5.8	0	
外地、外国で資格をとった	0.3	4.0	0	0.4	0	0	0	0	0	0	
そ の 他	0.3	2.7	0	0	1.2	0	0	0.8	0	0	

註1) 増私設電話交換取扱者1,453人の回答による。

Ⅶ 学 歴

第22表 電話交換取扱者の前歴¹⁾

1951年10月婦人少年局調			
入職前の経歴	電話局	増私設電話	
	%	%	
総 数	100	100	
学校に行っていた	67.9	22.6	
家事、又は家事の手伝	22.1	24.9	
家業の手伝	0.6	1.3	
他の電話局の交換取扱者	1.2	21.4	
他の私設電話交換取扱者	1.2	12.9	
他の職場で他の仕事	4.9	12.8	
そ の 他	2.1	4.6	

註1) 電話局883人増私設電話1,453人の電話交換取扱者の回答による。

第25表 電話交換取扱者の学歴²⁾

1951年10月婦人少年局調			
最終卒業学校	電話局	増私設交換	
	%	%	
総 数	100	100	
高等小	6.6	10.8	
新小	49.2	68.1	
旧中	34.8	10.8	
新中	5.5	11.7	
旧高	1.5	2.1	
新高	0.3	0.3	
旧高	1.7	1.7	

註1) 中途退学はその前に卒業した学校とする。

2) 電話局883人増私設電話1,453人の電話交換取扱者自身の回答による。

卒業以上のものは増私設電話に多い。

Ⅶ 住宅形態と出身地

電話交換取扱者は、電話局、増私設電話ともに、その家族と同居しているものが大部分であり、せんい工場の女子労働者の様に事業附属の寄宿舎に住んでいるものは稀である(第26表)。従つて彼女達のほとんどが事業場所在県内又はその隣接の県の出身者である(第27表)。

Ⅶ 家 計 負 担

イ 働きに出た理由

婦人労働者は主として家計補助のために働いているといわれるが、電話交換取扱者の働きに出た理由をみると(第28表)、その大部分(約80%)がやはり家計補助のためであると回答している。しかし、そのうちには、専ら家計補助のために働きに出たというものの他に、家計補助をするとともに社会経験をめえようとして就職したものもかなりある。

第28表 電話交換取扱者の働きに出た理由¹⁾

1951年10月婦人少年局調		
働 き に 出 た 理 由	電話局	増私設電話
	%	%
総 数	100	100
家計を助けるため	47.0	47.9
家計補助と社会経験をうるため	37.2	30.6
社会経験をうるため	8.2	8.0
独立して生活するため	2.6	7.4
手に職をつけるため	2.2	1.1
嫁入仕度をするため	1.6	2.3
家にいてもすることがないから	1.2	1.4
そ の 他	0	1.3

註1) 電話局883人、私設電話1,453人の電話交換取扱者自身の回答による。

主として家計を支持しているものがこれについて多く20.8%に達している。

これらの家計支持者の職業は第30表の通りで、会社員、工員(又は鉱員)、公務員などの給料生活者

電話局の交換取扱者の採用

条件のほとんどが新制中学卒業(従来は高小卒)となつてゐることを反映して、彼女たちのほとんどが新制中学又は高小卒業者である。ただ、電話局の方が若いものが多いめに、新制中学卒が多く、増私設交換には高小卒が比較的多いのである(第25表)。又、旧制中学

第26表 電話交換取扱者の住居形態¹⁾

1951年10月婦人少年局調		
生活形態	電話局	増私設電話
	%	%
総 数	100	100
家族と同居	92.0	95.8
寮又は寄宿舎	2.4	1.6
間借、自 宿	2.7	1.3
下 の 他	1.1	0.8
そ の 他	1.0	0.8

註1) 電話局883人、私設電話1,453人の電話交換取扱者自身の回答による。

ロ 主たる家計の支持者

従つて、電話交換取扱者自身がその家の主たる家計の支持者である場合は比較的少く、大部分が自分以外のものであり、最も多いのは父である。しかし、この傾向は電話局と増私設電話ではやや異なるものがみられる。即ち、電話局では、主たる家計の支持者は父がなつてゐる場合が半数以上をしめ、兄弟、自分、の順となっている。これに対して、増私設電話の方は、父は比較的少く、彼女自身が

第27表 電話交換取扱者の出身地

1951年10月婦人少年局調

[illegible]

(註) 電話局 883 人、私設電話 1453 人の電話交換取扱者自身の回答による。

2) イチの数字は勸誘先と同一都道府県出身者の割合。

第29表 電話交換取扱者の家計の支持者 ①

1951年10月婦人少年局調

家族支持者	電話局 %	増設電話 %
総 数	100	100
自 分	14.3	20.8
自分及び家族	1.4	4.4
夫	3.8	8.1
父	51.1	38.4
母	6.8	4.4
兄 弟	18.8	17.8
姉 妹	2.7	2.6
その他の家族	1.5	1.0
そ の 他	0.2	2.5

世に電話局 888人、増設私設電話1,458人の電話交換取扱者の回答による。

が半数余りをしめており、農業出身者はせんい労働者の様に多くない。

ハ 有業家族数及び家族数

上記の様に電話交換者は主として家計補助のために働きに出ているのであるから、家族の中で彼女

第31表 電話交換取扱者の家族
数及び有業家族数別分布

1951年10月婦人少年局聘

家 族 数	家族の人数	有業家族 の 人 数
総 数	100%	100%
1人(自分だけ)	2.6	11.3
2人	9.0	38.0
3人	11.8	31.4
4人	13.6	14.8
5人	16.2	3.5
6人	15.5	0.8
7人	13.0	0.1
8人	8.9	0
9人	6.1	0
10人	2.2	0.1
11人以上	1.1	0
平 均	5.4人	2.2人

(註①) 電話局886人増私設電話1,453人の電話交換取扱者自身の回答である。

人で、働いているものの数は後者の方が多傾向がみられる。要するに、一般勤労世帯に比較すると、電話交換取扱者の世帯は家族数も多い代りに、働き手も多い家庭であるということになる。

二 扶養家族

第30表 電話交換取扱者の主たる家計の支持者の職業(1)

1951年10月婦人少年局圖

1951年10月第六次平均調査		
家族支持者の職業(1)	電 話 局	増私設電話
総 数	100 %	100 %
自分(電話交換)	14.2	25.0
電話信電話関係	4.8	2.3
農 業	4.3	3.3
商 売	7.3	4.7
小 職 業 人	10.9	7.4
工 員 又は 飲 員	12.2	10.4
会 社 務 員	23.8	31.8
公 教 員	14.1	9.2
医 師	0.3	0.4
その他 の 職	0.1	0.2
の 他 の 職	7.9	5.1
を 無	1.7	2.0

2) 電話交換取扱者自身とそれ以外の家族が同時に生たる家計の支持者となっている場合には、その職業は「自分」の項と他の職業の項と両方に含めたので%の合計は100以上となる。

ひとりが働き手である場合は比較的少く、(約11%)大抵、家族の中に2人乃至3人、働き手があるのが最も一般的である。

これら電話交換取扱者の家族の数は一般勤労者よりもやや多い傾向がみられる。即ち、1951年9月分の消費者実態調査による全都市の平均世帯員は4.8人であるが、電話交換取扱

第32表 電話交換取扱者の扶養
家族数別分布及び平均扶
養家族数(1)

1951年10月婦人少年局調

		電 話 局	增 設 電 話
總	數	100%	100%
0	人	94.3	88.0
1	人	2.3	6.5
2	人	1.4	3.0
3	人	0.9	1.4
4	人	0.4	0.8
5 人 以 上		0.2	0.3
平均扶養家族數		0.1人	0.2人

註1) 電話局990、増私設電話1518人について賃金台帳より転用した。

電話交換取扱者は以上にのべた様な理由から当然、扶養家族を持つものは少く、電話局6%、増私設電話12%である。平均扶養家族数も一般女子労働者の平均0.2人に比べて、電話局はむしろ少ない位である。(第32表)

生活形態

従つて、電話交換取扱者の生活形態は、家族と同居して給料の一部を家に入れるものが圧倒的多数をしめている。しかし、一方では、家族と同居して家族を扶養している者や家族と別居していて家に送金しているものも相当にあり、又、自分で独立して生活しているものなど、家計補助と否とを問わずそのほとんどが経済的に家計に寄与している。

へ 家に入れる金額

これを1951年9月分の賃金についてみても、家に全く、金を入れなかったものは、電話局14%、増私設電話24%で、これには独立して生計を立てているものをふくむ。ほとんど大部分が家計負担の一部又は全部を負担している。その平均額は電話局2,980円、増私設電話3,045円であり、電話局ではそ

の月の給与総額(6,938円)の43%、増私設電話では給与総額(8,706円)の89.5%を家に入れていることになる。

しかし、これは、家に入金している人だけについて、手取給与

第34表 電話交換取扱者の家に入れた金額 1)

1951年9月婦人少年局調

金額別	電話局	増私設電話
	数	%
総数	100	100
0円	13.7	23.8
1,000円未満	1.5	1.2
2,000 "	8.6	5.2
3,000 "	22.4	15.9
4,000 "	26.0	19.7
5,000 "	17.1	13.8
6,000 "	5.2	3.8
7,000 "	1.9	1.3
8,000 "	1.3	3.2
9,000円以上	2.3	4.8
平均額	2,980円	3,045円

註1) 電話局883人増私設電話1,453人について、9月分の賃金から家に入れた金額についての回答による。

2) 全く入れないものも含めた平均

に入れているものと推定される。

第33表 電話交換取扱者の生活形態 1951年10月婦人少年局調

生活の形態	電話局 %	増私設電話 %
総数	100	100
(1) 家族と同居、家に金を入れない	3.8	3.5
(2) 家族と同居、不定期に家に金を入れる	5.8	2.3
(3) 家族と同居、定期的に家に金を入れる	75.4	80.1
(4) 家族と別居、自分の生活だけまかなう	4.3	1.9
(5) 家族と同居、家族をやしなう	4.2	8.7
(6) 家族と別居、家に金を入れる	2.8	1.5
(7) その他の生活形態	3.7	1.2

註1) 電話局883人増私設電話1,453人の電話交換取扱者自身の回答による。

2) 家族と同居が否か、経済生活の形態。

第35表 電話交換取扱者の手取給与額別の家への入金平均額 1)

1951年9月婦人少年局調

手取給与額	電話局	増私設電話
総数 平均	2)	2)
総数	3,497円	3,997円
1,000円未満	—	—
1,000—2,000円未満	4,450	1,200
2,000—3,000 "	2,450	2,080
3,000—4,000 "	2,608	2,555
4,000—5,000 "	3,065	3,179
5,000—6,000 "	3,531	3,388
6,000—7,000 "	4,084	3,923
7,000—8,000 "	5,083	4,852
8,000—9,000 "	6,630	5,725
9,000—10,000 "	7,992	5,841
10,000—11,000 "	6,171	7,929
11,000—12,000 "	7,427	8,950
12,000—13,000 "	—	7,140
13,000円以上	5,828	5,908

註1) 電話局883人増私設電話1,453人の電話交換取扱者の手取給与額別の家への入金平均額による。

2) 手取給与額階級別家への入金額を平均した結果

第二部

電話交換取扱者の労働条件

第一章 電話交換取扱者の労働時間

——勤務時間の特性——拘束時間、労働時間、労働日数——休日——生理休暇——

1 電話交換取扱者の勤務時間の特性

電話交換の仕事は、一般にその公共性のために、年中、昼夜も途だえさせることができないために、工場労働や他の事務労働にはみられない勤務の特異性がみられる。しかし、その事情は電話局関係と増私設電話では相当の異いがある。

イ 勤務時間の形態

電話局関係の電話交換は大体、1日24時間の中、常に仕事の必要が起つてくるので夜勤を必要とするが、増私設電話の場合は、事業所の事情によつて夜勤を必ずしも必要とせず、従つて、勤務時間の形態には様々なものがある。それを大きく分類してみると、電話局、事業所によつて、

(1) 日勤だけでよい場合

(2) 深夜を除く夜勤を必要とする場合

(3) 深夜勤務をも必要とするもの

の三つの型になる。第36表はこの分類に従つて事業所を分けた結果であるが、増私設電話の場合は、日中の勤務だけでよい場合が大半(78%)をしめているものの、事業の種類によつても大きな開きがみられる。たとえば、鉱山の増私設電話では、ほとんどが24時間勤務を必要としており、それに反して、工業、ガス・電気・水道業・デパート、学校のほとんどは、日勤だけでよい。ただ、新聞社の大部分及び銀行の一部は昼夜通しての勤務は必要としないが、午後6時すぎの夜の勤務がある。(第36表)

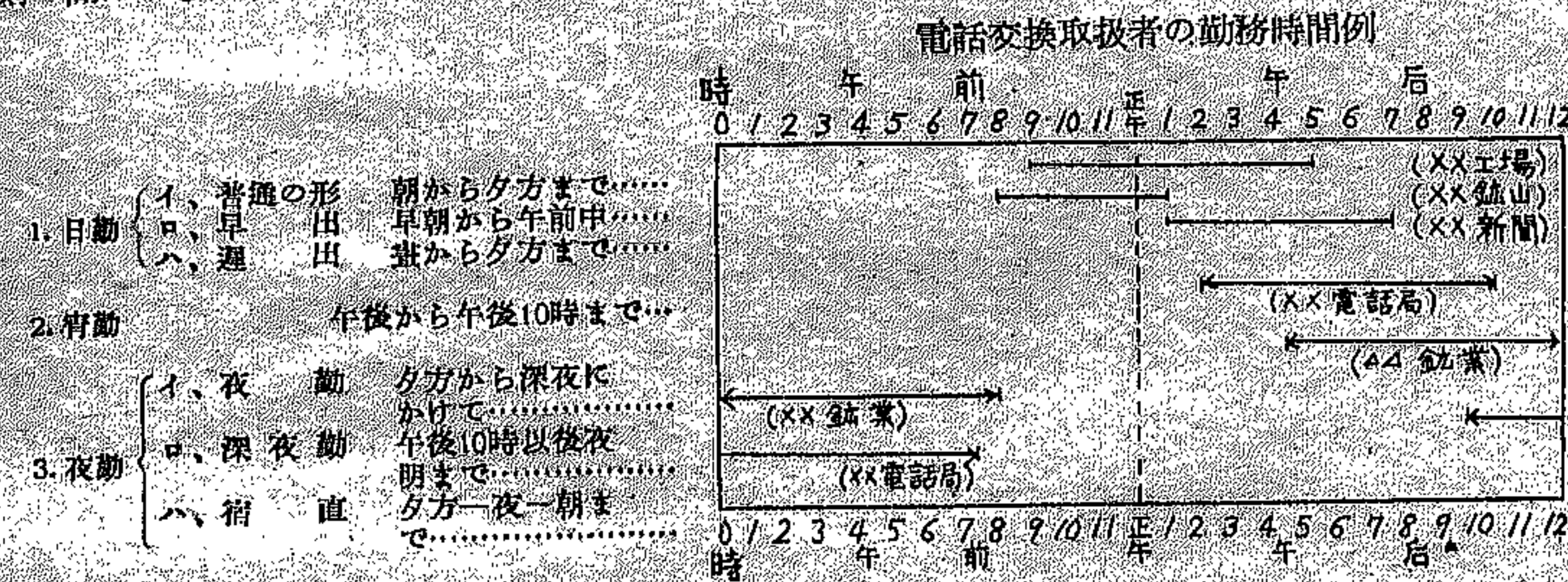
第36表 電話交換取扱者の勤務時間形態 1)

1951年10月婦人少年局調

事業場の種類	調査事業場数	総数	24時間中交換の必要あるもの	深夜を除く午後6時以後の交換あるもの	日中の勤務のみ
		数	%	%	%
電話局	9	100	100	0	0
小計	241	100	11.2	11.2	77.6
鉱山	19	100	83.2	5.3	10.5
増私設電話	4	100	25	0	75
工業	61	100	1.7	1.7	96.7
ガス・電気・水道業	14	100	0	0	100
デパート	72	100	0	18.0	82.0
銀行	18	100	0	5.6	94.4
運輸	30	100	20	6.7	73.3
通信	12	100	25	66.7	8.3
学校	11	100	0	9.1	90.9

註1) 事業場側の回答による。

以上三つの勤務の型を更に、電話交換取扱者の単位勤務時間に分けてみると、大抵、次図の様な時刻の間にひるがりを持った勤務時間の形態が見出される。即ち、



(1) 日勤のみですむ場合には、上図の様に、(イ)一般の婦人労働者と同様に、昼間のほぼ中間に位置する勤務時間の他に、(ロ)電話交換取扱者特有のものとして早出、残業という形がある。

(2) 深夜以外の夜勤を必要とする場合には、(1)に属する三種の勤務時間の他に、いわゆる夜勤という形がある。これは、大抵、午後から出勤して午後10時近くまで勤務する。

(3) 昼夜通してこの勤務を必要とする場合には、(1)日勤、(2)夜勤の他に(イ)夕方から深夜にかけの勤務、(ロ)午後10時以後夜明けまでの勤務、(ハ)昼間から引きつづいて明朝まで宿直する勤務がある。

この様な単位勤務時間が幾つか組合さつて、電話交換の1日、稼働時間となるわけであるが、その組合によつて様々の形態のものがでてくる。大きく分類してみると第37表の様になり、交換台の設けられている事業の種類によつてそれぞれの特徴が見出される。

第37表 電話交換取扱者の勤務時間の形態の組合せ

1951年9月婦人少年局調

事業の種類	調査事業所数		1) 日中のみの勤務				2) 深夜を除く夜勤のあるもの			3) 深夜勤務の必要があるもの	
	実数	%	同一勤務	早出・遅出	早出・中勤・遅出交代	早出・中勤・遅出交代	早出・中勤・遅出交代	早出・中勤・遅出交代	早出・中勤・遅出交代	日勤・夜勤交代	日勤・夜勤交代
電話局	9	100	—	—	—	—	—	1.7	—	100	—
増小鉱計	241	100	96.5	39.7	7.1	0.4	2.5	10.5	0.4	5.0	6.7
私鉱漁業	19	100	5.3	—	—	—	—	—	—	5.8	79.0
私工業	4	100	50	—	—	25	—	—	—	2.5	—
私ガス、電気、水道	61	100	87.7	54.2	4.9	—	—	—	—	1.6	1.6
私銀行	14	100	57.1	28.6	14.3	—	—	—	—	—	—
私鉄道	72	100	48.6	47.2	4.2	—	—	—	—	—	—
私デパート	18	100	50	44.4	5.6	—	—	—	—	—	—
私運輸交通	80	100	19.3	46.7	20.0	—	—	—	—	10	—
私新学	12	100	—	8.3	—	—	50	8.3	8.3	25	—
私学校	11	100	54.5	18.2	18.2	—	—	9.1	—	—	—

即ち、電話交換取扱者の勤務が、

1) 日勤のみでよい事業には大抵、四つの型の組合せがある。即ち、大抵、朝から夕方まで

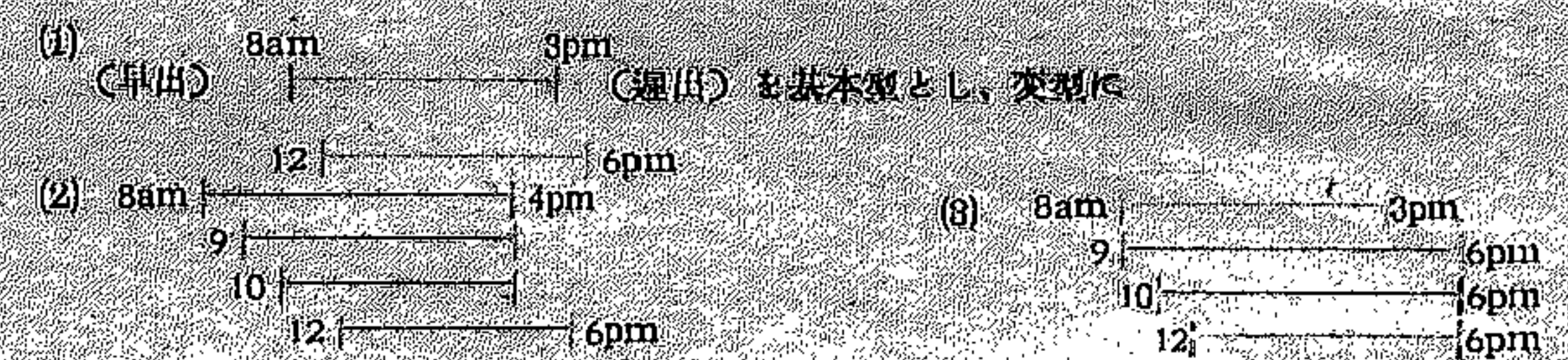
A 全部同一勤務

一般の事務労働や工場作業と同じに全員の出勤退社時刻が同一の場合である。

B 早出 遅出

始業、終業の時刻が組によつてずれている場合

たとえば



などがある。つまり1組だけが早出するとか、1組だけが遅出するとかいう場合である。

増設電話には以上二つの型(A及びB)が最も多く、大半がこのいずれかである。中でも漁業、ガス・電気・水道業、銀行、デパート、学校は約半数がA型で、工業、銀行、デパート、運輸交通業の約半数がB型である。

C 早出・中勤・遅出

早出と遅出の他に、その中間の時間を勤務する組のある場合、たとえば、



の様な場合である。

D 均一交代勤務

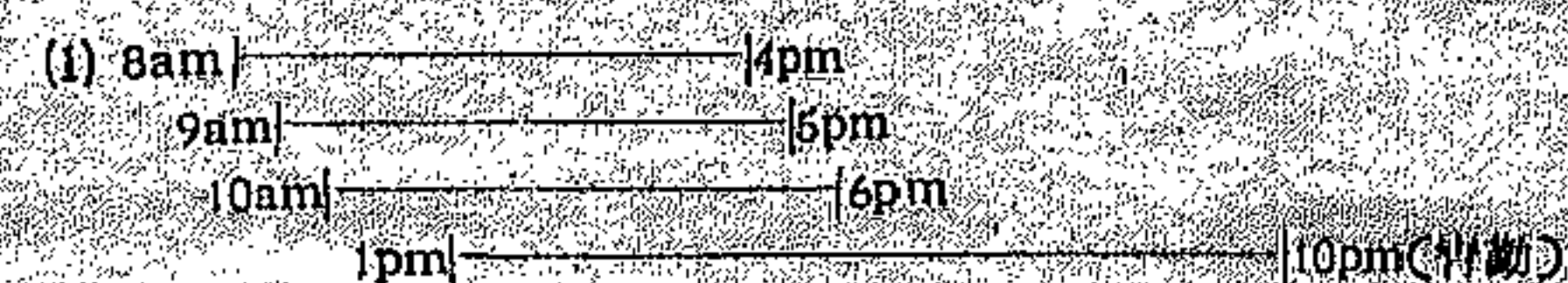
早出の組の終業と同時に遅出の組が始業する。たとえば、



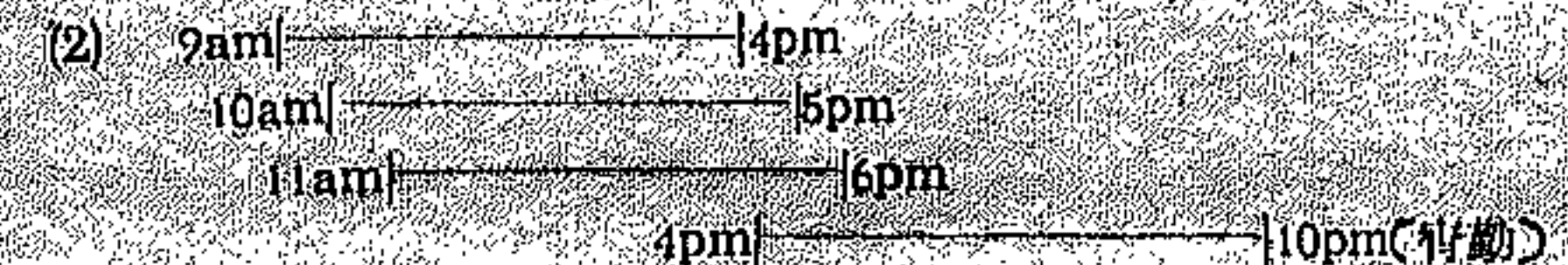
2) 深夜を除く夜勤のある事業の勤務も形態としては日勤のみの勤務のBからDまでと略同じものがみられる。即ち、

E 早出、遅出

早朝から午後10時頃までの間を、始業、終業にずれのある組で交代に勤務する場合で、大抵、B型とは同じである。たとえば、



とか

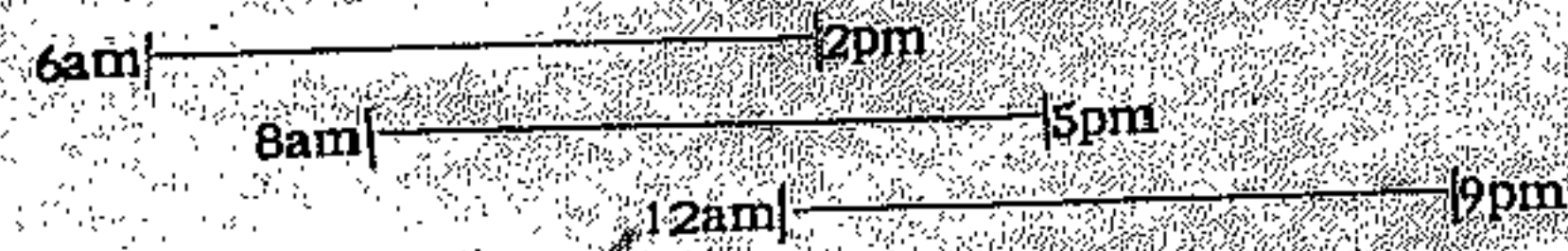


などの様に、日中は数組の早出、遅出があり、その他に最も遅い出勤をする夜勤があるのが普通である。これは新聞に多い型である。

F 早出、中勤、遅出

朝から午後10時までの間を大抵、三単位勤務時間に分けてあり、それらは時間的ずれによつて、最も多

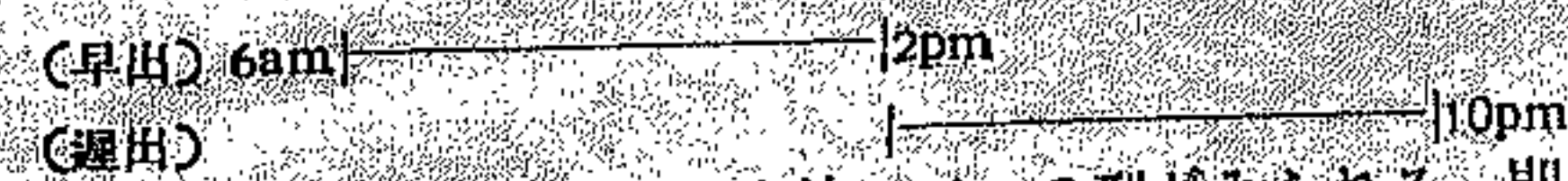
な時は皆が出るようになっている場合、たとえば



の様なものである。型はCと略似ている。

G 均一二交代勤務

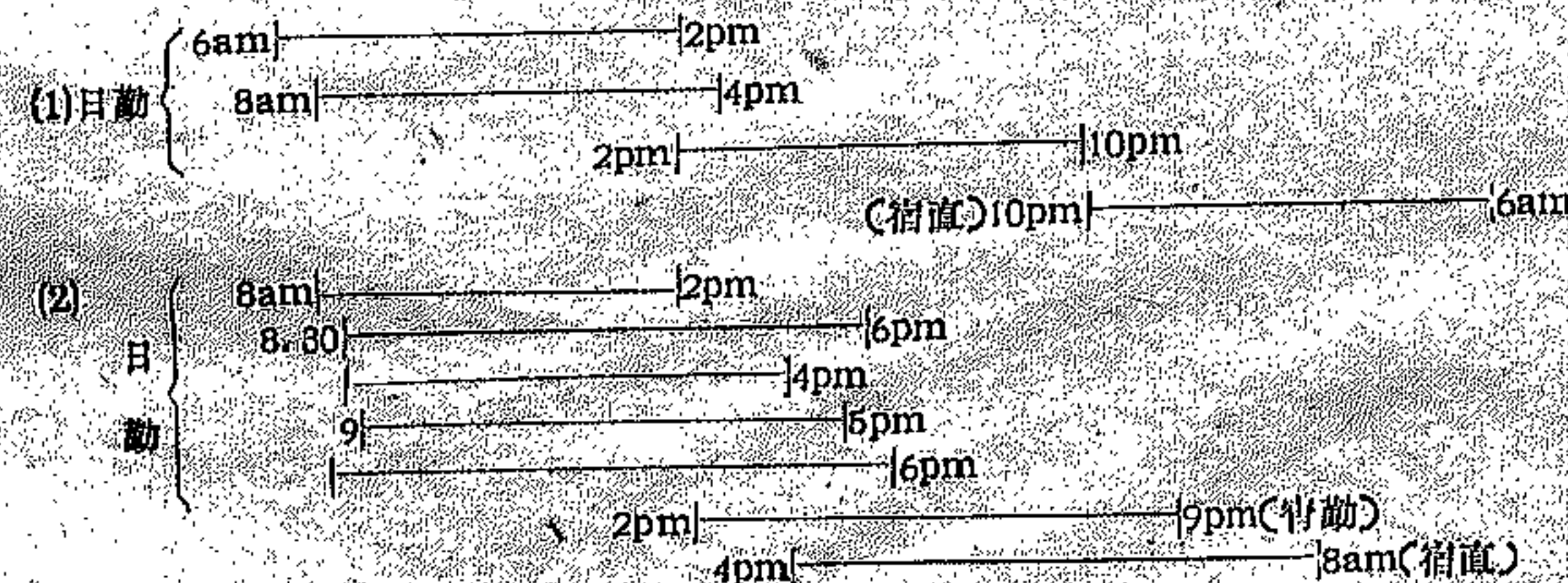
始業、終業の時刻が異なるだけで、大体、Dと等しい型で、中央できつちり二交代に分れている。たとえば



3) 昼夜勤務を必要とする事業では、大体、二つの型がみられる。即ち、

H 日勤、宵勤、宿直

日勤の他に、日勤の終業直後から翌日の日勤の始まる朝の時刻までの宿直勤務に分れている場合、たとえば、



の様な型で特に仕事の忙しい時に多勢の人が出勤する様になっている。電話局ではすべてがこの型をとっており、新聞、学校、鉱山、漁業の増私設電話も一部この方式を採用している。

I 均一三交代

8時間づつの勤務が三組ある型である。



の様な場合で、鉱山の大部分はこの型をとっている。

以上それぞれの勤務形態の組合せをみてきたわけであるが、これを要約していえることは、電話局の場合は勿論、増私設電話の交換取扱者の勤務は、一般の事務労働と異つて全員が同一の時間である場合は比較的少く、(電話局は零、増私設電話の約37%—第37表参照)、その大半は、人によつて勤務時間にずれを持たすようになっている。即ち、交代制をとっているのが特色である。

ロ 夜勤

以上にのべてきた様に、電話交換の作業時間は一般の事務労働や工場労働と異つて、交代制をとっているのが一般的特性であるが、それと同時に、婦人の深夜業を必要とする点も特殊である。

それについて、電話交換取扱者自身に対して、深夜(午後10時以後午前5時まで)の勤務の有無を質問して得た結果は(第38表)、第37表からも予想される様に、電話局では彼女たちの過半数(70.8%)が深夜業をすることがあると答えているのに対し、増私設電話では大抵、(80.4%)が深夜業をしていない

と回答している。しかし、増私設電話でも鉱業、漁業、新聞社に属する人達の大部分と運輸交通業の電話交換取扱者の半ば以上は深夜業をすることがあると答えている。ただ、ここで注意すべきことは

第38表 電話交換取扱者の深夜業の有無(1)

		1951年9月婦人少年局調		
業 別		総 数	無	有
電 話 局		%	%	%
		100	29.2	70.8
増私設交換	小 計	100	80.4	19.6
	鉱 業	100	18.5	81.5
	漁 業	100	25.	75
	工 業	100	98.0	2.0
	ガ ス・電 気	100	100	0
	水 道	100	100	0
	薬 行	100	100	0
	バ ー ト	100	100	0
	運 輸	100	46.9	53.1
	交 通	100	83.7	66.3
	新 聞	100	79.5	20.5
	学 校	100		

註1) 電話交換取扱者(女子)自身の回答による。
電話局883人増私設電話1,453人。

電話局ではどこでも深夜業を必要とするのであるが、ここに働く交換取扱者の全部が深夜勤務を必要とするわけではなく、又、運輸交通の事業場30の中の24事業場は24時間継続の交換作業は必要ないとしているにも拘らず、電話交換取扱者の半数以上が深夜業をすることがあると答えていることである。これら深夜業を行っている電話交換取扱者の深夜業の回数を調査前月(1951年9月分)についてみると(第39表)、電話局では一人当たり1月5回又は6回のものが最も多く(60.8%)、3回又は4回が第二

第39表 電話交換取扱者の深夜業の回数別分布

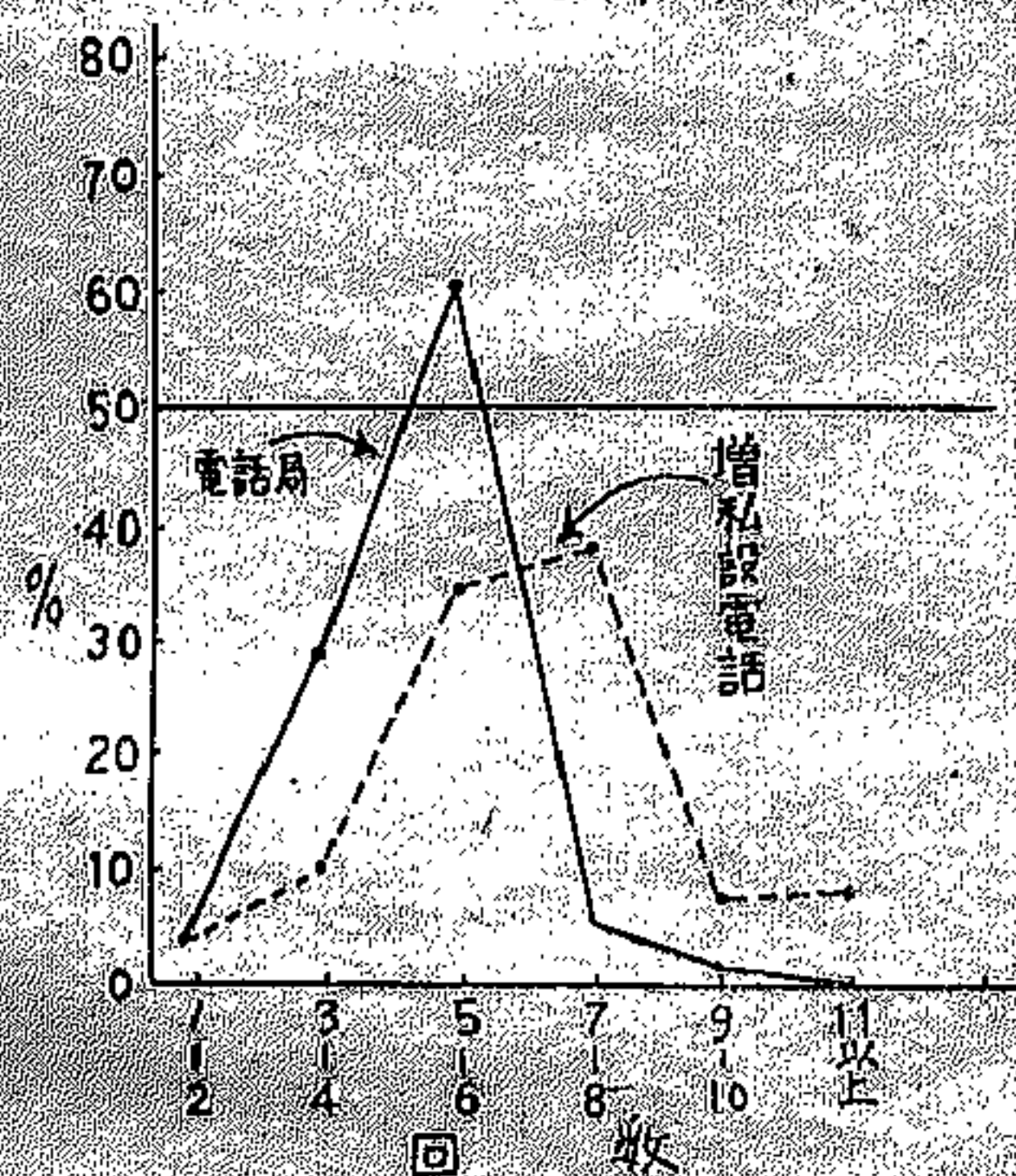
		1951年9月婦人少年局調						
深 夜 業 の 回 数		深夜業したもの総数	1—2回	3—4回	5—6回	7—8回	9—10回	11回以上
電 話 局		%	%	%	%	%	%	%
		100	3.1	29.4	60.8	5.9	0.8	0
増私設交換	小 計	100	3.0	10.4	83.5	37.4	7.0	8.6
	鉱 業	100	3.9	2.3	10.2	59.4	6.3	17.9
	漁 業	100	0	0	0	100	0	0
	工 業	100	0	0	0	0	60	40
	ガ ス・電 気	0	—	—	—	—	—	—
	水 道	0	—	—	—	—	—	—
	薬 行	0	—	—	—	—	—	—
	バ ー ト	0	—	—	—	—	—	—
	運 輸	100	2.6	0.7	67.3	17.2	10.4	1.7
	交 通	100	3.1	46.2	22.2	20.0	0	1.5
	新 聞	100	0	0	0	100	100	0
	学 校	100						

註1) 深夜業のある電話交換取扱者について質問した結果である。電話局883人増私設電話1,453人。

位で(29.4%)あるが、増私設電話では、深夜業をしているものは、一人一月当り7回乃至8回が最も

第4図 電話交換取扱者の深夜業回数別分布

1951年9月婦人少年局調



多く、(37.4%)、5回又6は回これについて多く、(33.5%)一般に一人当りの深夜業回数は電話局よりも多い傾向がみられる。要するに、増私設電話では深夜業を行う交換取扱者は少ないが、深夜業を行うものはその回数は電話局よりも多いということになる。

ハ 時 差 出 勤

前にもふれた通り、電話局はもとより、増私設電話の交換取扱者の勤務時間は人によってずれを持っており、交代制をとっているのが一般的特性である。従つて電話交換取扱者の勤務についての一つの特長として、出勤退社の時刻が各人で異なるばかりでなく、同一人でも毎日一定していないのが一般に多いのである。(第40表)電話局では、一定間隔、(たとえば5,6日)を

第40表 電話交換取扱者の出勤、退社時刻の定、不定

1951年10月婦人少年局調

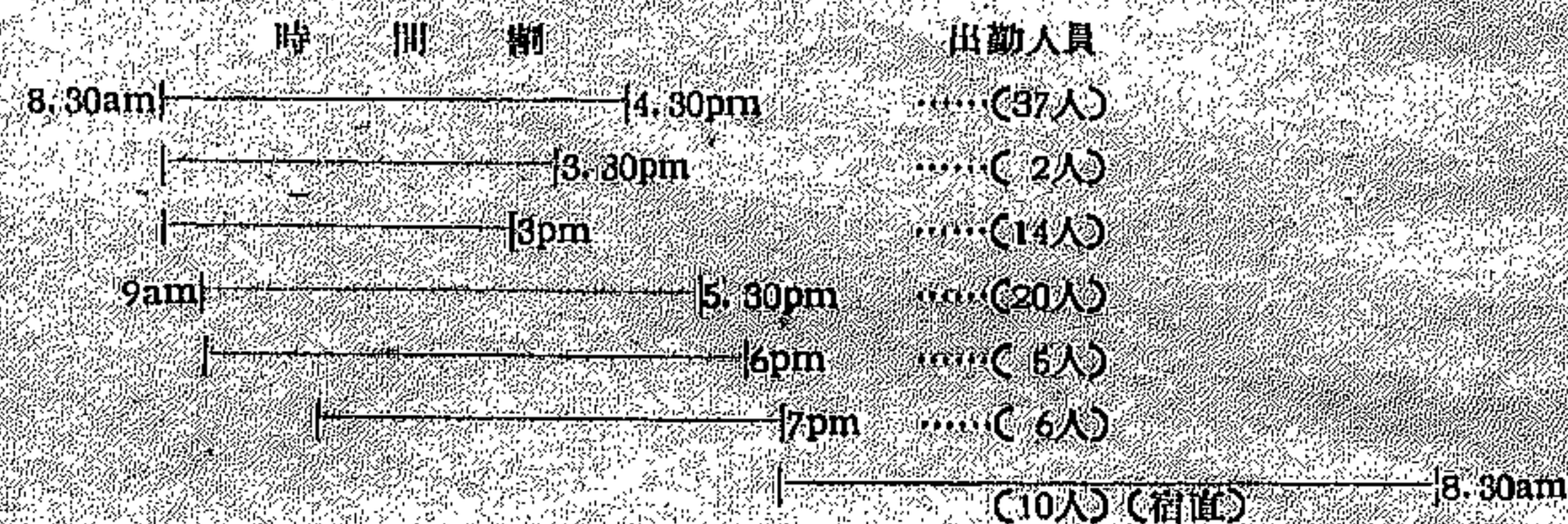
出 勤 退 社 時 刻	総 数 %	毎日一定 %	大 体 毎日一定 %	日勤、背勤、夜勤等により一定間隔を以て時間変わる								その他
				小 計 %	1-2日 %	3-4日 %	5-6日 %	7-8日 %	9日以上 %	間隔不明		
電 話 局	100	18.8	2.8	76.7	—	4.5	42.0	11.5	16.9	2.8	1.7	
小 計	100	20.2	54.5	22.0	0.6	4.2	7.9	4.9	1.1	3.2	3.0	
増私設電話	100	40.2	6.7	48.5	8.1	7.7	0.5	24.3	8.3	4.6	4.6	
計 業	100	36.4	27.3	36.4	—	36.4	—	—	—	—	—	
工 業	100	20.2	74.0	4.3	—	—	—	—	—	4.3	1.5	
ガ ス ・ 電 気 ・ 水 道 業	100	22.0	78.0	—	—	—	—	—	—	—	—	
銀 行	100	9.0	83.8	—	—	—	—	—	—	—	2.8	
交 通 運 輸	100	19.4	79.8	—	—	—	—	—	—	—	1.1	
交 通 運 輸	100	23.1	29.2	46.1	0.8	4.1	38.9	—	—	2.5	1.6	
新 聞 社	100	7.8	12.6	78.6	1.0	18.5	18.6	23.3	—	17.5	1.0	
学 校	100	35.0	40.0	25.0	—	21.7	—	—	—	3.3	—	

註1) 電話交換取扱者の回答による。電話局883人、増私設電話1,453人。

が、増私設電話交換取扱者の場合には、遅出、早出などによんで30分から1時間位の差をつけるが、大体、毎日一定しているものが過半数をしめている。殊に、夜勤を余り必要としない工業、ガス・電気・水道業、銀行、デパートなどにそういう事例が多い。しかし、夜勤のある鉱業、運輸交通業、新聞社には電話局と同様、日勤、夜勤、背勤などといつて出退の時刻が変ってくるのが一般的である。

以上、のべた事からも指定される様に、電話交換の勤務の一つの特性は、同一の職場でありながら、始業、終業時刻の異なるものが働いており、忙しい時間に最も多くの人数が配置されており、夜間、早朝などの閑散時には少い人数で作業するように考えられている場合が多いことである。たとえば、電話局では次の様なのが代表的である。

例1. (電話局)

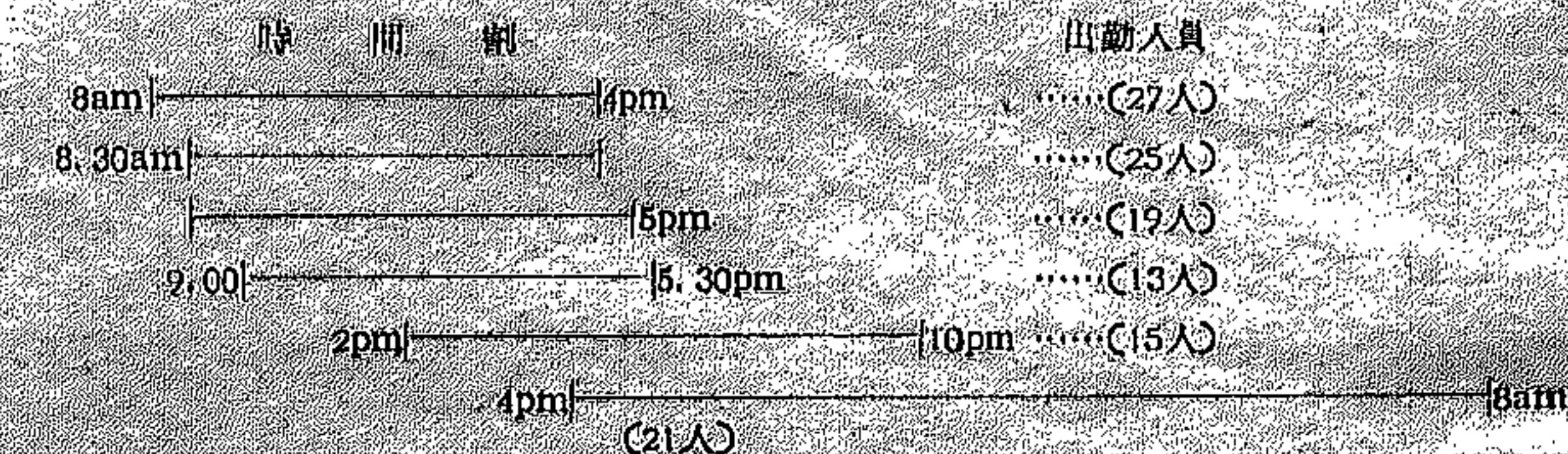


時 刻 別 出 勤 人 数

8.30am—9.00pm	53人
9.00am—1.00pm	78人
1.00pm—3.00pm	84人
3.00pm—3.30pm	74人
3.30pm—4.30pm	72人
4.30pm—5.30pm	52人
5.30pm—6.00pm	47人
6.00pm—7.00pm	42人
7.00pm—8.30am	10人
当日出勤人員	24人

註) 午後1時から3時までの間が最も多くの人が出るようになっている。

例2. (電話局)



時 刻 別 出 勤 人 数

8.00am—8.30am	27人
8.30am—9.00am	61人
9.00am—2.00pm	71人
2.00pm—4.00pm	86人
4.00pm—5.00pm	56人
5.00pm—5.30pm	49人
5.30pm—10.00pm	36人
10.00pm—8.00am	21人
当日出勤人員	120人

註) 午後2時から4時までの間が最も多くの人が出る。

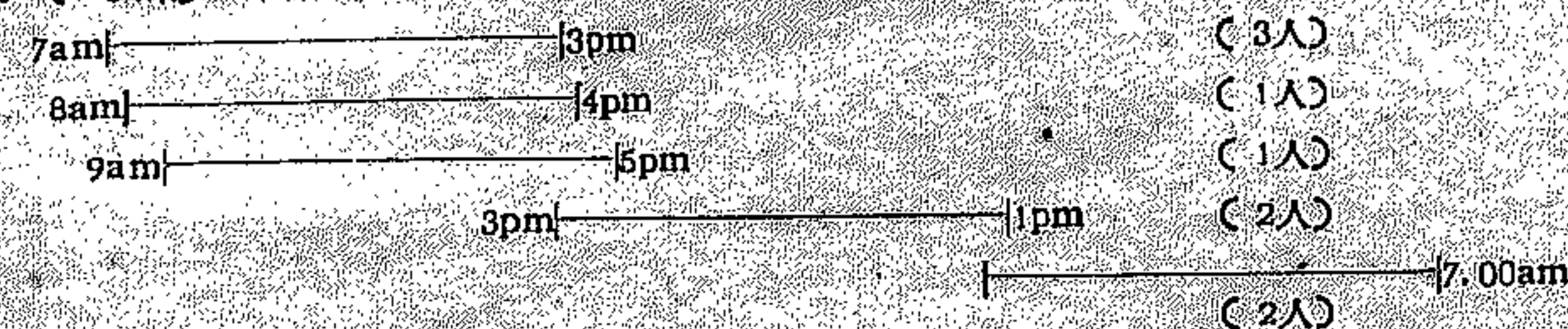
鉱山の電話では次の例3の様に三交代の場合が多いが、例の様に電話局に近い交代の方法をとっている場合もある。

例3. (水産業)



当日出勤人員 11人

例 4(テニール)

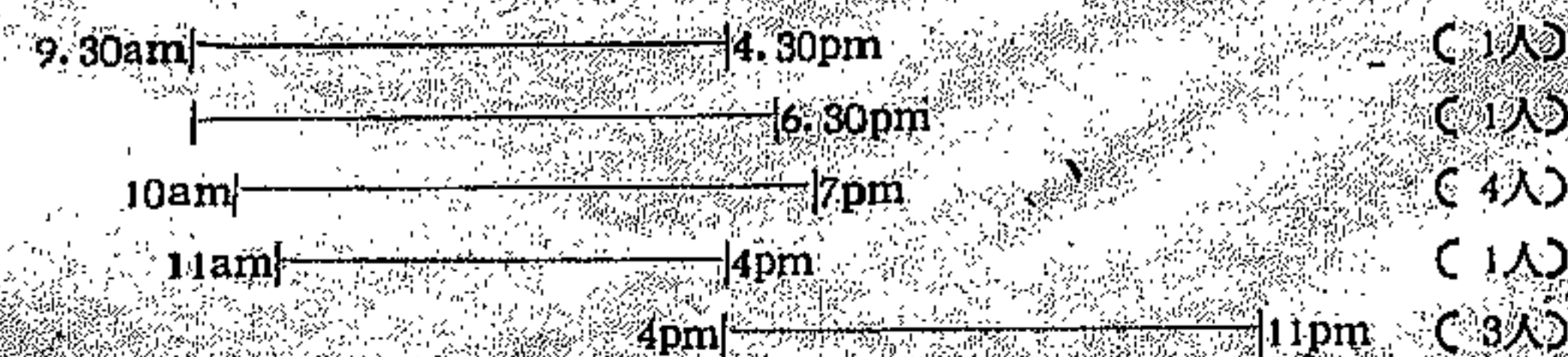


時刻別出勤人員	
7.00am—8.00am	3人
8.00am—9.00am	4人
9.00am—3.00pm	5人
3.00pm—4.00pm	4人
4.00pm—5.00pm	3人
5.00pm—10.00pm	2人
10.00pm—7.am	2人
当日出勤人員	9人

註) 午前9時—午後3時まで最も多くの人が出る。

その他、新聞社やデパートの例を下に掲げておく。

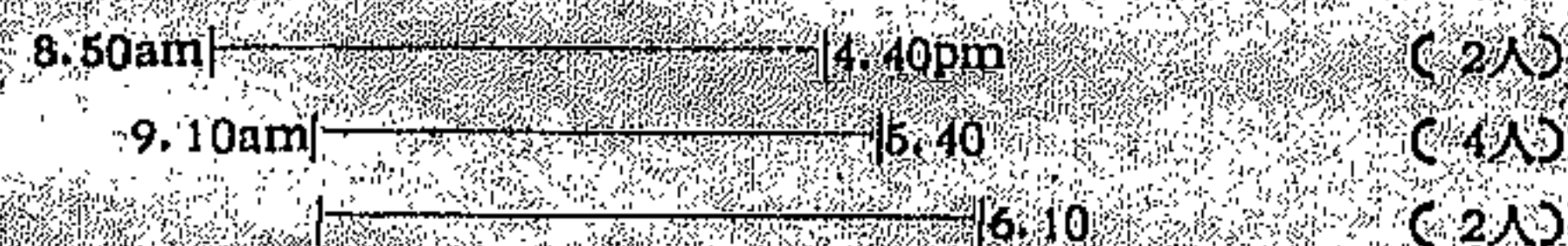
例 4C(新聞社)



時刻別出勤人員	
9.30am—10.00am	2人
10.00am—11.00am	6人
11.00am—4.00pm	7人
4.00am—4.30pm	10人
4.30pm—6.30pm	9人
6.30pm—7.00pm	8人
7.00pm—8.00pm	4人
8.00pm—11.00pm	3人
当日出勤人員	10人

註) 午後4時から4時半までが全員出勤する。

例 6(デパート)



時刻別出勤人員	
8.50am—9.10am	2人
9.10am—4.40pm	8人
4.40pm—5.40pm	6人
5.40pm—6.10pm	2人
当日出勤人員	10人

註) 9時10分から午後4時40分までの間に最も多く出る。

二 休息時間、休憩時間の取り方

電話交換取扱者の勤務のもう一つの特色は、一般の労働者とは違って、交換台に著席して作業する時間——所謂、著席時間——は継続して3,4時間にもわたることは少くて、その間に、所謂、休憩時間として普通の休憩時間とは別に、労働時間の一部とみなされている休養時間があることである。電気通信省では、人事院規則に基づき電話交換取扱者の勤務時間について、下の様な通牒を出しており、電話局では調査当時はこれに従って休息時間(註1)が適用されていたはずである。

電給第268号 昭和24年11月7日

電気通信省官房人事部長

部内一般長

職員の勤務時間について(電話交換取扱者について抜粋)

区 別	勤 務 時 間	休 憩 時 間	服 務 時 間	備 考
1. 一般事務職員の場合	平日8時間土曜4時間 週44時間 休息時間は勤務時間4時間の中に15分とする	平日 30分 土曜 なし	平日8時間30分 土曜 4時間	官庁執務時間 服務とする。
2. 電話関係 (1) 東京及び大阪の市内電話区域に所在する電話局における交換作業に従事する職員	休息時間 日勤 中勤 夜勤 直前勤務 時分 時分 時分 時分 1.00 1.50 2.40 3.50 中勤については1時間、夜勤については1時間を勤務時間の終りに終ることが出来る。	平日 3分 土曜 なし	平日8時間30分 土曜 4時間	
(2) (1)に掲げる以外の局であつて複局地の市内電話区域に所在する電話局、交換作業を取扱う分課を2課以上設置する電話局及び電報電話局における交換作業並びに地方電信管理所における交換監査業務に従事する職員	分 時分 時分 時分 50 1.10 1.30 3.40 中勤については30分夜勤については2時間を勤務時間の終りに終ることが出来る	" " " "	" " " "	
(3) (1)及び(2)に掲げる以外の電話局及び電報電話局に於ける交換作業に従事する職員	分 時分 時分 時分 40 1.00 1.30 3.20 夜勤については1時間を勤務時間の終りに終ることが出来る。	" " " "	" " " "	

註1) 人事院規則15—11

人事院は国家公務員法にもとづき、休息時間に関し、次の人事院規則を適用とする。

1. 休息時間は正規の勤務時間に含まれ、これに対しては給与を支給する。
2. 各機関の長は、法第106条の規定に基づくこの規則により、できる限り所定の勤務時間の中に45時間につき15分の休息時間を置かねばならない。

(後略)

しかし、電話局とはとにかく、増設電話では休息時間と休憩時間を区別している事業場は少い。但し、銀行、学校では比較的多くの事業場でこの二つの休養時間を区別している。(第41表)

しかし、いずれにしても、電話交換取扱作業は神経の緊張を必要とするために、一般事務労働者の様に継続して仕事をすることが不可能であるから、休息時間又は休憩時間の総計は比較的長いのが普通

- 宵勤 { 延休憩時間(1) 時間(50)分
食事時間() 時間(30)分
延着席時間(11) 時間(30)分
延休憩時間() 時間(30)分
○夜勤 { 延着席時間() 時間(30)分
食事時間() 時間(30)分
睡眠時間(4) 時間(0)分

これが宵勤、夜勤の場合には、趣を異にしており、殊に夜勤では看護婦の三交代の夜勤の場合と異つて、はつきり交代で睡眠をとることにきまつている。(下図参照) 例えば又、鉱山などでは、

1) 日勤以外の勤務 記入例 { 着席時間 XXXX 睡眠時間
(XX 鉱山) ----- 休息時間 VVVV 食事時間

組	午 後												午 前									人 数
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
宵勤	E	-----																				1
	F	-----																				1
とまり	G												XXXXXXXXXXXXX									1
	H	XXXXXXXXXXXXX											-----									1

- 宵勤 { 延着席時間(4) 時間(0)分
延休憩時間(4) 時間(0)分
食事時間(0) 時間(30)分
○とまり { 延着席時間(4) 時間(0)分
食事時間(0) 時間(0)分
延休憩時間(4) 時間(0)分
睡眠時間() 時間()分

休息時間=睡眠時間

の様になつてゐる場合が多い。

以上の様に、電話交換取扱者の休憩や休息は交代でとつてゐるわけであるが、週休をとる人は別と

第43表 電話交換取扱者の欠席の多い場合、その空席を補う方法
(事業場数)

1951年10月婦人少年局調

電 話 局		総 数	休憩時間を 少くする	代りの人が入る	そ の 他
電 話 局		9	8	0	1
増 私 股 電 話	小 計	241	161	38	36
	鉱 山	19	11	3	5
	漁 業	4	2	1	1
	工 業	61	38	10	13
	ガス・電気・水道業	14	12	2	0
	銀行・交通	72	55	9	8
	運輸	18	13	8	2
	新 聞	30	19	8	3
	学 校	12	9	0	3
	学 校	11	8	2	1

註1) 使用者側の回答による。

して、病欠や事故などで休むものが多い場合には、代りに着席する人数が不足する事業場では、出勤の電話交換取扱者は相当の負担を負うことが予想される(第43表)。事実、大部分の場合は、規定の休憩時間をさつて、欠勤者の代りに着席している。場合によっては、二人しか在籍のない様な時は休憩が全くできなくなる。食事は着席のままです。又、増私設電話の場合には、交換取扱者以外の職種、たとえば、庶務係、クビピスト、受付、給仕などで有資格のものを出している場合もある。

II 拘束時間、実働時間、労働日数

前項で既にのべた通り、電話交換取扱者の拘束時間は、着席時間+休憩時間+休息時間=拘束時間の式で表される。前掲の表によると、拘束時間は電話局が比較的短く、増私設電話が長い。しかし、その着席時間は逆に電話局の方が長い傾向がみられたのである。一週間の平均着席時間数は第44表の通りで、やはり、電話局が最も長い。

(註1) 第42表参照

第44表 電話交換取扱者の一人当り一週間平均着席時間(12)

1951年10月婦人少年局調

	平均着席 時間	総 数	12時間 未 満	12時間以 上18時間 未 満	18時間以 上24時間 未 満	24時間以 上30時間 未 満	30時間以 上36時間 未 満	36時間以 上42時間 未 満	42時間以 上48時間 未 満	48時間 以 上
			%	%	%	%	%	%	%	%
電 話 局	32.8	100	1.6	1.8	5.2	16.8	39.6	29.0	5.4	0.9
増 小 計	27.1	100	5.0	3.8	18.2	37.1	25.0	8.0	1.4	1.5
私 鉄 業 行	27.0	100	5.1	4.1	9.9	37.1	25.3	11.9	2.6	4.7
股 銀 行	28.5	100	1.7	2.6	12.3	42.5	30.4	7.4	1.7	1.5
電 運 輸 交 通	28.1	100	8.1	2.8	13.0	45.3	37.4	10.2	2.0	1.2
話 新 聞	24.6	100	13.0	2.8	17.6	44.5	11.1	10.1	0	0

註1) 電話交換取扱者(電話局888人、私設電話1453人)の回答による。

註2) 調査日からさかのぼつて1週間について調査した結果である。

第45表 電話交換取扱者の調査前日における業種別、日勤、宵勤、夜勤別の平均拘束時間、着席時間、休息及び休憩時間(1)

1951年10月婦人少年局調

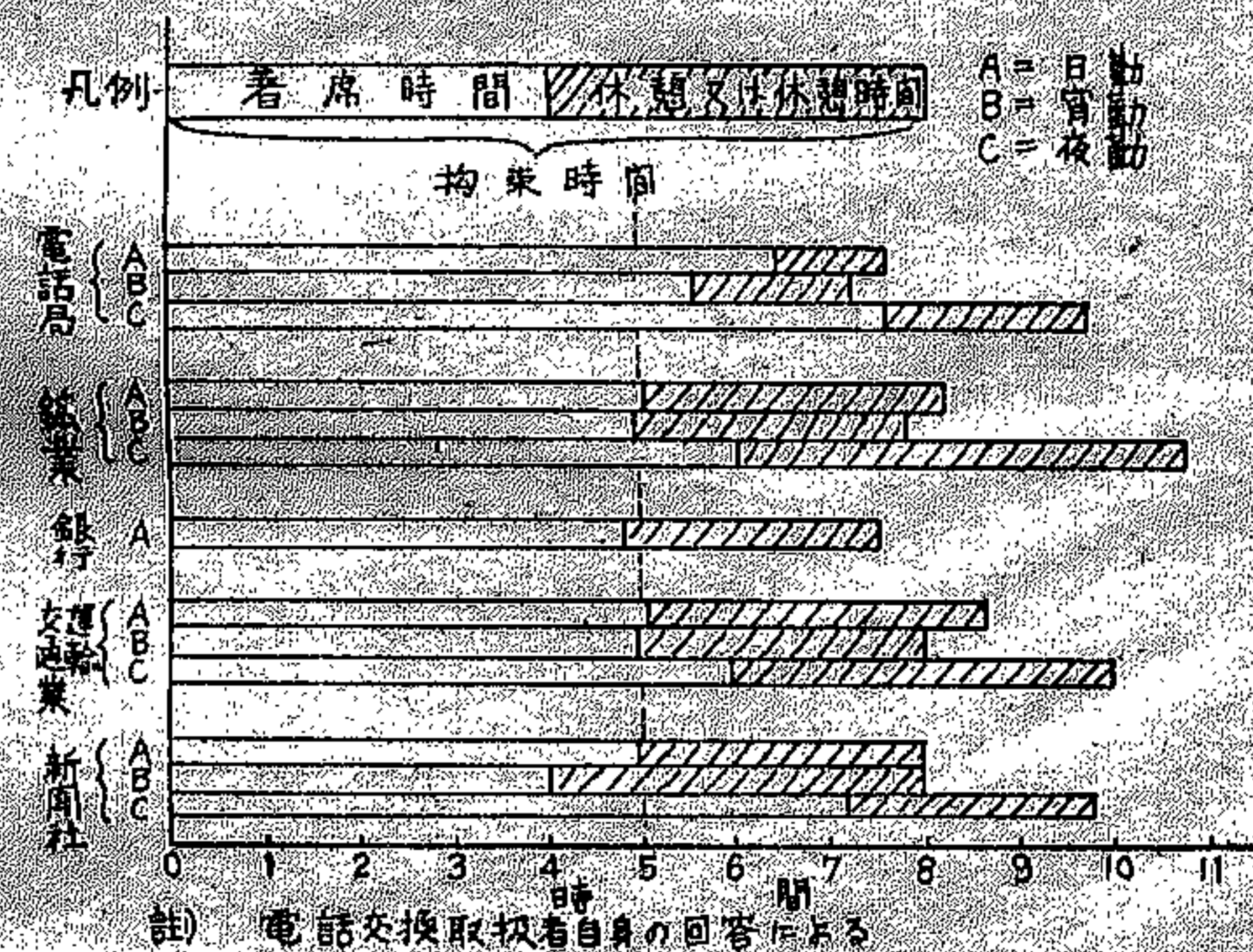
日 勤	業 種	拘 束	休 憩、休 息	着 席
		時間	時間	時間
日 勤	電 話 局	7.7時間	1.2時間	6.5時間
	増 小 計	8.4	3.5	4.9
	私 鉄 業 行	8.2	3.1	5.1
	股 銀 行	7.5	2.6	4.9
	電 運 輸 交 通	8.7	3.5	5.2
宵 勤	話 新 聞	8.0	3.0	5.0
	電 話 局	7.3	1.6	5.7
	増 小 計	7.9	3.0	4.9
	私 鉄 業 行	7.8	2.8	5.0
	股 銀 行	8.0	3.0	5.0
夜 勤	電 話 局	9.7	2.0	7.7
	増 小 計	10.2	4.0	6.2
	私 鉄 業 行	10.9	4.8	6.1
	股 銀 行	10.0	4.0	6.0
	電 運 輸 交 通	9.8	2.6	7.2

註1) 電話交換取扱者自身の回答による。

この拘束時間は又、勤務時刻によってもかなり差がみられ、一般に夜勤の拘束時間が最も長く、常勤が最も短い。又、夜勤については、着席時間も最も長いが、睡眠を続けてとる関係もあり、その間の作業密度は比較的低いものと思われる(第45表)。

次に電話交換取扱者の実働時間を、賃金台帳から調査前月について調べてみると、第46表の通りで、1日平均実働時間は、電話局6.5時間、増私設電話はこれよりやや長く、7.1時間である。これは

第5図 電話交換取扱者の調査前月における業種別、日勤、常勤、夜勤別の拘束時間、着席時間、休息及び休憩時間
1) 1951年10月婦人少年局調



は、前述の着席時間が、電話局の方が比較的長いことから考えると、増私設電話の場合でも、休息時間と休憩時間ははつきり区別していなくても、実働時間の中に相当に休息又は休憩時間を含めているものと推定される。

上述の電話交換取扱者の実働時間は平均して、電話局でも増私設電話でも、一般の女子労働者よりも比較的短い傾向がみられる(第46表及び第47表)。

第46表により、調査前月の1951年9月分の平均労働日数は、電話局23.8日、増私設電話24.0日であ

第46表 電話交換取扱者の平均労働時間及び労働日数
1) 1951年9月婦人少年局調

業 種 別	1) 1人1日当り労働時間	2) 1人1月当り労働時間	3) 1人1月当り労働日数
電 話 局	6.5	157.9	23.8
増私設電話	7.1	166.7	24.0
小鉱業	7.7	198.6	25.9
鉄業	7.6	194.8	24.4
工 業	5.8	146.4	24.2
ガス・電気・水道業	6.8	148.3	21.1
銀行	6.7	158.0	23.6
交通運輸業	7.6	195.6	25.9
新聞社	7.3	169.6	23.3
その他	7.1	171.8	24.1
公 益 事 業	7.2	166.7	23.2

註1) 1人1日当り労働時間は
2) 1月当り労働時間である
3) 1月当り労働日数である
1)2)3)いずれも賃金台帳から個人別に調査。

第47表 女子労働者の平均労働時間及び労働日数
1) 1951年9月労働統計調査部調

業 種 別	1) 1人1日当り労働時間	2) 1人1月当り労働時間	3) 1人1月当り労働日数
総 数	7.9	184.1	23.5
鉱 業	7.8	182.2	23.5
製 造 業	8.0	186.6	23.5
卸売及小売業	7.5	180.3	24.2
金融業及保険業	7.1	162.1	23.0
運輸通信その他の公益事業	7.8	181.1	23.8

註1) 1人1日当り労働時間は2) 1人1月当り労働時間
3) 1人1月当り労働日数である。
4) 常用労働者30人以上の事業場である。

り、実働時間は電話局157.9時間、増私設電話166.7時間であり、1月当りの労働日数も実働時間も増私設電話が長い。当時の全産業女子労働者の平均184.1時間、出勤日数23.5日であり、これに比べると、電話交換取扱者は出勤日数はやや多いが、1日当りの労働時間が短いので、1月当りの労働時間も比較的短くなっているのである。

(註1) 毎月勤労統計調査

休 日

電話交換取扱者の仕事は事業によっては、一斉に休日をとれない所がある。特に、電話局、新聞社、鉱業では、事業そのものが間断なく動いているので、電話交換取扱者は大部分、休日は交代でとっており、一斉に休日をとっていない。それに反して、銀行、デパートは大体、電話交換取扱者も一斉に休日をとっている(第48表)。

第48表 電話交換取扱者の休日のとり方 1)

1951年10月婦人少年局調

	調査事業場数	総 数	一斉に休む %	交代で休む %
電 話 局	9	100	0	100
小 鉄 道	241	100	79.5	20.5
増私設電話	19	100	10.0	90.0
鉱 業	4	100	75.0	25.0
工 業	61	100	88.5	11.5
ガス・電気・水道業	14	100	92.8	7.2
銀行	72	100	100	0
交通運輸業	18	100	94.5	5.5
新聞社	30	100	70.0	30.0
その他	12	100	0	100
公 益 事 業	11	100	90.9	9.1

註1) 使用者側の回答による。

従って1月の定休日が4日にみえない場合もある。殊に鉱業の電話交換取扱者は深夜勤の明けの休みを週休扱いとなっている場合が19中13事業場もあるので、そういう結果が多く出てきていると思われる(第49表)。

第49表 電話交換取扱者の1月の定休日数1)

1951年9月婦人少年局調

	総 数	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日以上
電 話 局	%	%	%	%	%	%	%
小 鉄 道	100	0	0.8	3.7	31.7	34.9	28.9
増私設電話	100	2.2	5.3	1.9	16.4	25.9	48.8
鉱 業	100	10.1	39.0	6.5	25.5	16.6	2.3
工 業	100	—	—	—	14.3	28.6	57.1
ガス・電気・水道業	100	1.2	0.8	4.1	14.4	20.6	58.9
銀行	100	—	—	—	2.8	17.8	80.4
交通運輸業	100	2.7	1.1	0.8	3.5	14.0	78.4
新聞社	100	—	—	—	87.7	1.1	11.2
その他	100	—	—	—	0.8	13.6	25.9
公 益 事 業	100	—	—	—	1.9	51.5	29.4
交換	100	—	—	—	3.4	20.4	76.2

註1) 電話交換取扱者自身の回答による(電話局863人、増私設電話1453人)。

註1) 労働基準法第35条の休日とは普通は曜日によるべきであるが、昭和28.10.14、基発第1507号により、「各地方労働時間8時間以内、三交代制によつて深夜業禁止規定の適用を受けない労働者のみを使用している場合」「三交代連綿作業等が行われている場合に限り、休日は連続24時間を与えれば差し支えない」とされている。

Ⅳ 生 理 休 暇

電話交換取扱者の生理休暇請求状況は第50表の通りである。1951年9月分の1人当りの平均日数は電話局0.4日、増私設電話0.2日である。又、生理休暇による労働損失日数は電話局1.7%、増私設電

第50表 電話交換取扱者の生理休暇請求日数

1951年9月婦人少年局調									
業 種 別	1) 生理休暇による労働損失日数の比率	2) 一人当り一月生理休暇請求日数	3) 生理休暇総数請求日数別分布					総 数	%
			0 日	1 日	2 日	3 日以上			
電 話 局	1.7	0.4	100	65.3	27.3	7.4	0		
小 計	0.9	0.2	100	84.2	5.8	9.3	0.6		
増私設電話	0.2	0.1	100	96.0	2.8	0	1.1		
飲 漁 業	0	0	100	100	0	0	0		
工 業	0.8	0.2	100	83.8	9.0	6.8	0.4		
ガス・電気・水道業	4.9	1.0	100	46.7	1.1	52.2	0		
銀行	0.07	0.02	100	98.7	0.8	0.5	0		
百貨店	1.1	0.3	100	75.8	19.2	5.1	0		
交通社	1.6	0.4	100	76.4	9.1	12.4	2.1		
新聞社	2.4	0.6	100	67.0	8.7	24.3	0		
学校	0.3	0.1	100	56.2	0	3.8	0		

註1) 全員の9月中の生理休暇請求延日数を全員の労働日数で除し、100を乗じたもの

2) 全員の9月中の生理休暇請求延日数を全員数で除したものである。

3) 2508人の電話交換取扱者について請求日数を賃金台帳から調べた結果である。

話0.9%で生理休暇のために休業するものは1日当り、1000人中電話局は17人、増私設電話は9人という割合である。但し、増私設電話交換取扱者は事業によつて請求状況は異っており、ガス・電気・水道業が最も多く、1000人中49人であり、銀行では最も少く、生理休暇をとるものは1000人中7人である。

生理休暇請求日数別の割合をみると、電話交換取扱者は総体として全く取らないものが大部分であり、最も多い電話局でも、生理休暇をとらないものの方が多いのである。

しかし、電話交換作業は神経の緊張の著しい業務であるから、その生理休暇の請求の頻度も、一般

第51表 電話交換取扱者と事務者の生理休暇請求の状況

1951年9月婦人少年局調

業 種 別	電 話	事 務
電 話 局	34.5	23.5
小 計	2.5	2.7
増私設電話	0	0
飲 漁 業	5.6	11.7
工 業	41.7	14.6
ガス・電気・水道業	1.5	0.6
銀行	24.5	25.4
百貨店	19.1	8.0
交通社	31.9	5.8
新聞社	8.4	0.74
学校		

註1) 請求率は請求人員の在席人員に対する率

の事務者よりも多くなっている(第51表)。即ち、電話局でも、又、各産業とも、デパートと鉱業を除いては、いずれも事務者の方が電話交換取扱者よりも生理休暇請求の割合が低くなっている。殊に、新聞社、ガス・電気・水道業においてはその差は相当に大きいのである。

しかし、前述の通り、一般として、電話交換取扱者は生理休暇を請求しないものが多いのであるが、その理由はどこにあるであろうか。生理休暇について本人に質問した結果(第52表)、生理休暇をとる必要を感じないものは電話局4.9%、増私設電話14.8%にすぎない。そして、請求すればとれると回答したものが最も多く、電話局48.1%、増私設電話39.3%である。その

第52表 電話交換取扱者の生理休暇請求の難易

1951年10月婦人少年局調

業 種 別	総 数	請求すればとれる	人員不足でとりにくい	とりたくても全くとれない	とる必要を感じない	その他
		%	%	%	%	%
電 話 局	100	48.1	46.3	0.3	4.9	0.3
小 計	100	89.8	29.9	10.7	14.8	5.3
増私設電話	100	28.8	47.4	8.4	17.4	1.1
飲 漁 業	100	45.4	0	9.1	45.4	0
工 業	100	49.2	30.5	5.2	12.7	3.2
ガス・電気・水道業	100	83.8	8.6	2.4	2.4	8.3
銀行	100	38.0	14.0	19.0	22.2	11.9
百貨店	100	61.5	27.5	0	11.0	0
交通社	100	28.8	54.9	7.6	9.4	4.5
新聞社	100	27.3	26.8	27.4	6.6	0
学校	100	63.3	16.7	0	21.6	0

註1) 2336人の電話交換取扱者の回答による

反面、「人員不足でとりにくい」とか「とりたくても全くとれない」というものが、ほとんど同数(電話局46.6%、増私設電話40.6%)あることは注目すべきである。

一方、各事業場の生理休暇に関する規定についてみると、一般に規模の大きい事業場である関係で、労働協約又は就業規則などで明文となつている場合が増私設電話の大部分(82.2%)をしめる。電話局では全部有給となつており、増私設電話を有する事業場の約67%が有給の定めをしている。中でも有給2日としている場合が最も多く、3日以上の場合の定めをしている場合は少い。しかし、鉱業だけは有給3日が大部分である(第53表)。

第53表 電話局及び増私設電話架設事業場における生理休暇の手当の有無及び日数に関する規定

1951年10月婦人少年局調

業 種 別	事業場数	総 数	有 給				無 給				規定なし%
			小計%	日2%	日3%	日必要日数不明%	小計%	日2%	日3%	日必要日数不明%	
電 話 局	9	100	100	—	45.5	22.2	—	22.2	—	—	—
小 計	241	100	67.0	4.6	32.7	18.3	7.8	8.3	15.2	—	17.8
飲 漁 業	19	100	89.5	—	26.3	52.6	5.8	5.8	5.8	—	5.3
増私設電話	4	100	50	25	25	—	—	—	25	—	25
工 業	61	100	72.1	8.2	31.1	18.0	8.2	6.6	24.6	3.3	3.8
ガス・電気・水道業	14	100	47.1	—	42.8	5.7	—	5.7	21.4	—	28.6
銀行	72	100	47.2	—	23.6	2.8	8.8	11.1	9.7	—	43.5
デパート	18	100	77.9	16.7	44.5	—	11.1	5.6	22.2	—	11.1
運輸交通	30	100	86.7	—	36.7	26.7	16.7	6.7	13.3	—	—
新聞社	12	100	75	8.3	66.7	—	—	—	8.3	—	16.7
学校	11	100	63.6	—	36.3	—	—	26.3	18.2	2.1	18.2

註1) 使用者側の回答による。

これを生理休暇請求状況と関連してみると、有給の定めをしている事業に必ずしも生理休暇請求率が高いというわけでない。たとえば、請求率の高いガス・電気・水道業には却て生理休暇を有給とする定めをしている事業場が少い。

生理休暇請求の手続については、電話局では9局中7局が口頭で申請すればよいことになっているが、増設電話ではその大半(68.6%)は届出様式が定つていてこれに記入して提出することになっており、その他の方法では口頭(15.6%)、帳簿に記入(13.4%)が多い。

第二章 電話交換取扱者の賃金

1. 初 任 給

調査当時(1951年10月)電話局勤務の電話交換取扱者は国家公務員であり、人事院規則に基づいて給与を支給されていたが、その初任給は下の通りとなつていた。

電話交換取扱者の給与基準(昭和26年3月31日人事院細則 9-8-2)

イ、訓練時の給与(3ヶ月で終了)

高小卒(新制中)2級1号 本俸3,050円×勤務地手当の率

乙中卒(4年制)2級2号 本俸3,150円× "

甲中卒(5年制)3級1号 本俸3,450円× "

ロ、訓練終了後の給与

高小卒(新制中)3級1号 本俸3,450円×勤務地手当の率

乙中卒(4年制)3級2号 本俸3,650円× "

甲中卒(5年制)3級3号 本俸3,650円× "

ハ、上掲以外の給与

市内電話交換取扱者には一級二級の級がある。この級をとるには試験に合格しなければならない。大体普通の能力の者ならば、訓練終了後1年位で2級の試験にパス出来る位の技術が身につけられる。級のある者は一級一日13円二級一日11円の手当が支払われる。

市外電話交換取扱者の場合は、一級、二級、三級の三つの級がある。三級の資格をとるには、訓練終了後1年半位かかる。級をもつ人は一級15円、二級13円、三級11円の手当が支払われる。

これらの手当は試験に合格しない限り支払われない。

即訓練終了後3年勤務しても試験に合格しない人は該当しないのである。

これによると、訓練を受ける前は一般事務職員と同じであるが、3カ月の訓練を修了した後は、一般事務者より上になる。たとえば、新制中学卒業者は2級1号から3級1号(本俸、3,450円)となり、一般事務職員が入職後6カ月後に2級1号から1号昇給して2級2号(本俸3,150円)となるのに比べると本俸で月300円高くなる(勤務地手当が別に附加される)ように定められている。もし、勤務地手当が甲地の場合なら合計365円の差がつくことになる。

これを民間の電話交換取扱者の場合、一般事務職員と比べると第54表の様になる。これによると、電話局の場合と同様に、無資格の間は大半の事業場(71.6%)で事務職員の給与と差をつけていない。しかし、有資格の交換取扱者については、事業場の半数以上(53.2%)が事務者の初任給より高く定めているが、事務者と同額としている所も半数近く(45.8%)ある。

民間の事業場で電話交換取扱者と事務職員の初任給に差をつけている場合には大体二つの型がある。その一つは職階によつて差を設けている場合であり、他は、技能手当、能率手当など、手当の面で考慮している場合である。たとえば、

例1 職階で電話交換取扱者が事務者より上位に置かれているため給与率が高い場合

〇〇工業株式会社

一般事務及び無資格の電話交換取扱者は 4級職28号俸(5,400円)

電話交換取扱者(有資格)は 4級職30号俸(5,700円) となつてゐる。

第54表 電話交換取扱者の初任給の事務者との比較

		(新制中学卒、15才)		1951年10月 輸入少年局調	
業 種 別	数	事務よりよい		事務と同じ	
		事業所	事業所	事業所	事業所
電話交換取扱者		138	21	61	1
有 格					
総 数		5	2	2	1
鉱 業		2	0	2	0
製造業		31	11	20	0
電気・水道業		12	3	9	0
銀行・郵便		39	32	7	0
運輸		13	9	4	0
娯楽・サービス		15	7	8	0
その他		5	0	5	0
無 格		11	7	4	0
総 数		68	11	48	9
有 格					
総 数		6	1	3	2
鉱 業		1	0	1	0
製造業		18	0	18	0
電気・水道業		10	0	10	0
銀行・郵便		19	8	11	0
運輸		3	1	2	0
娯楽・サービス		7	2	5	0
その他		0	0	0	0
無 格		3	0	3	0

例2 職階で電話交換取扱者が事務者より下位に置かれているため給与率がわるい例

××鉱業株式会社給与規則

交 換 手		事 務	
初任給	90円	初任給	90円
能率給	14円70	能率給	21円20
職種給	14円70	職種給	21円20
計	119円40	計	132円40

(別表(1)参照)

坑内外夫職間指数能率給及び職種給表

別表(1)

坑 内 夫					坑 外 夫				
職 名	形態	指数	能率給	職種給	職 名	形態	指数	能率給	職種給
保安係	A	300	0.30	72.80	交換手	A	120	0.08	14.70
発破係	"	260	0.26	63.10	救急係	"	130	0.09	14.70
検収係	"	185	0.18	44.50	火夫	"	140	0.10	16.80
人車掌	"	90	0.09	21.30	難役夫	"	120	0.08	14.70
(合臨時捲)	"	90	0.09	21.30	製煉夫	"	180	0.12	20.10
人車整理	"	90	0.09	21.30	製煉夫	"	180	0.12	20.10
(合坑内守衛)	"	80	0.08	19.00	製煉夫	"	190	0.12	21.20
救急係	"	80	0.08	19.00	製煉夫	"	190	0.12	21.20
警 肥	"	70	0.07	16.70	製煉夫	"	200	0.13	22.70
					製煉夫	"	200	0.13	22.70

抗 内 夫					抗 外 夫				
職 名	形態	指数	能率給	給職名	職 名	形態	指数	能率給	給職名
抗 C 当番	B	250	0.25	60.60	世 話 係	A	225	0.14	24.40
小切羽 C 当番	"	210	0.21	49.00	技能教育所員	"	200	0.13	22.70
切羽圧搾機	"	180	0.18	42.20	指導員	"	300	0.19	30.80
主要ポンプ	"	180	0.18	42.20	保安係	"	220	0.14	24.30
斜坑ベルト	"	180	0.18	42.20	寮務係	"	200	0.13	22.70
通気検定	"	170	0.17	39.90	検身係	"	150	0.10	17.90
海 試 車	"	160	0.16	37.60	炊 事 係	B	210	0.14	22.70
炭車修理	"	160	0.16	37.60	ボンプ当番	"	190	0.12	21.20
開 採 査	"	150	0.15	35.20	配 給	"	220	0.14	24.30
火 災 係	"	100	0.10	23.60	重 箱 役 夫	"	220	0.14	24.30
火 災 具 係	"	80	0.08	19.00	測 量	"	230	0.15	24.50
坑内ノミ研	"	90	0.09	21.30	機械運転手	"	250	0.16	25.90
火薬運搬官浦	"	60	0.06	14.80	トラック	"	270	0.17	29.20
" (其他)	"	50	0.05	12.00	汽 車	"	340	0.21	35.70
仕 練	C/B	240	0.24	58.20	馬 車	"	310	0.19	32.40
濕式充填	"	210	0.21	49.00	試 全	"	270	0.17	29.20
電 気	"	210	0.21	49.00	木 旋	"	320	0.20	32.40
通気(西山)	"	220	0.22	53.60	旋 製	"	340	0.21	35.70
" (其他)	"	210	0.21	49.00	煉 接	"	320	0.20	32.40
本 機 修 繕	"	190	0.19	44.30	建 築	"	320	0.20	32.40
機 械	"	210	0.21	49.00	電 氣	"	320	0.20	32.40
捲 運 転 手	C/B	190	0.19	44.30	仕 上	"	320	0.20	32.40
掘 式 充 填	"	525	1.06	—	機 車	"	320	0.20	32.40
持込充填	"	380	0.77	—	炭 車	"	320	0.20	32.40
抗 C 移設	"	330	0.67	—	營 繕	"	340	0.21	35.70
材料下	"	80	0.16	—	鍛 造	"	340	0.21	35.70
運 搬	"	200	0.40	—	配 管	"	340	0.21	35.70
積日(西山)	"	210	0.42	—	架 線 工	"	320	0.20	32.40
(三川万田)	"	230	0.47	—	配電所当番	"	220	0.14	24.30
					圧搾機運転手	"	250	0.16	25.90
					堅 坑 捲	C/B	350	0.44	—
					斜 坑 捲	"	330	0.41	—
					硬 掘	C	360	0.45	—
					坑 木 積	"	360	0.45	—

- 註1. A…固定給制B…固定流動給
制C…流動給制C…単制給制
2. C/B、C/Bは一部C又はC
3. 固定給制の能率給は職種給
率とする
4. 固定流動給制の能率給(率)はその職種の各鉱所別平均として定められたものとする
5. 坑内捲運転手及坑外堅坑捲、斜坑捲は炭捲のみをCとする
6. 建設部関係の特殊工事はその都度稟議により単制制をなすことがある
7. 坑外圧搾機運転手大形は425馬力以上とする
8. 抗C当番には機械切羽を含む
9. ボイラー(汽車を除く)の洗滌作業に従事した場合は形態をBとし、指数350、能率給0.22、職種給35.70とする
10. 硬掘保線の作業に従事した場合は形態をBとし指数300、能率給0.19、職種給30.80とする
11. 安全委員は能率給0.26、職種給63.10とする
12. 会社主催会議出席の場合は能率給0.23とし職種給は各人の持前職種給とする

13. 資材部中央倉庫の重荷役は1月より3月迄は重荷役夫とし、4月、5月は指数300、能率給0.19、職種給30.80、6月以降は指数330、能率給0.20、職種給34.00とする

上の表によると電話交換取扱者の職種給は軽便役夫などの最低給与の職種に属している。この様な例は稀である。

例3. 電話交換取扱者に対して特殊な手当を支給されているため、給与率がよい場合

〇〇銀行給与規定

(特殊勤務手当給与による。)

第一条 従業員由電話交換取扱者、マイピスト、自動車運転手、汽罐手、衛生管理者(各適任免許証を有するもの)には既に特殊勤務につけるものに対し、下により手当を支給する。

イ 電話交換取扱者及びマイピスト

六六都市勤務者 月額200円

その他 " 160円

但し、英文マイピスト及び英邦文マイピストを業務とする者は月額300円とする。

ロ 自動車運転手 月額600円

ハ 衛生管理者 " 200円

従つて新制中学卒者では、

	電話交換取扱者	事務者
初任本俸	1,700円	1,700円
特別手当	1,700×2=3,400円	1,700×2=3,400円
地域手当	(1,700+3,400)×0.15=765円	765円
特殊勤務手当	200円	
合計	6,065円	5,865円

となり、電話交換取扱者は200円多くなる。

次に、実際に電話交換取扱者の初任給額を事業の種類別にみると(第55表)、新制中学卒の無資格者

第55表 電話交換取扱者の規定の初任給、平均額

(一般事務者との比較) 1951年9月終人少期間

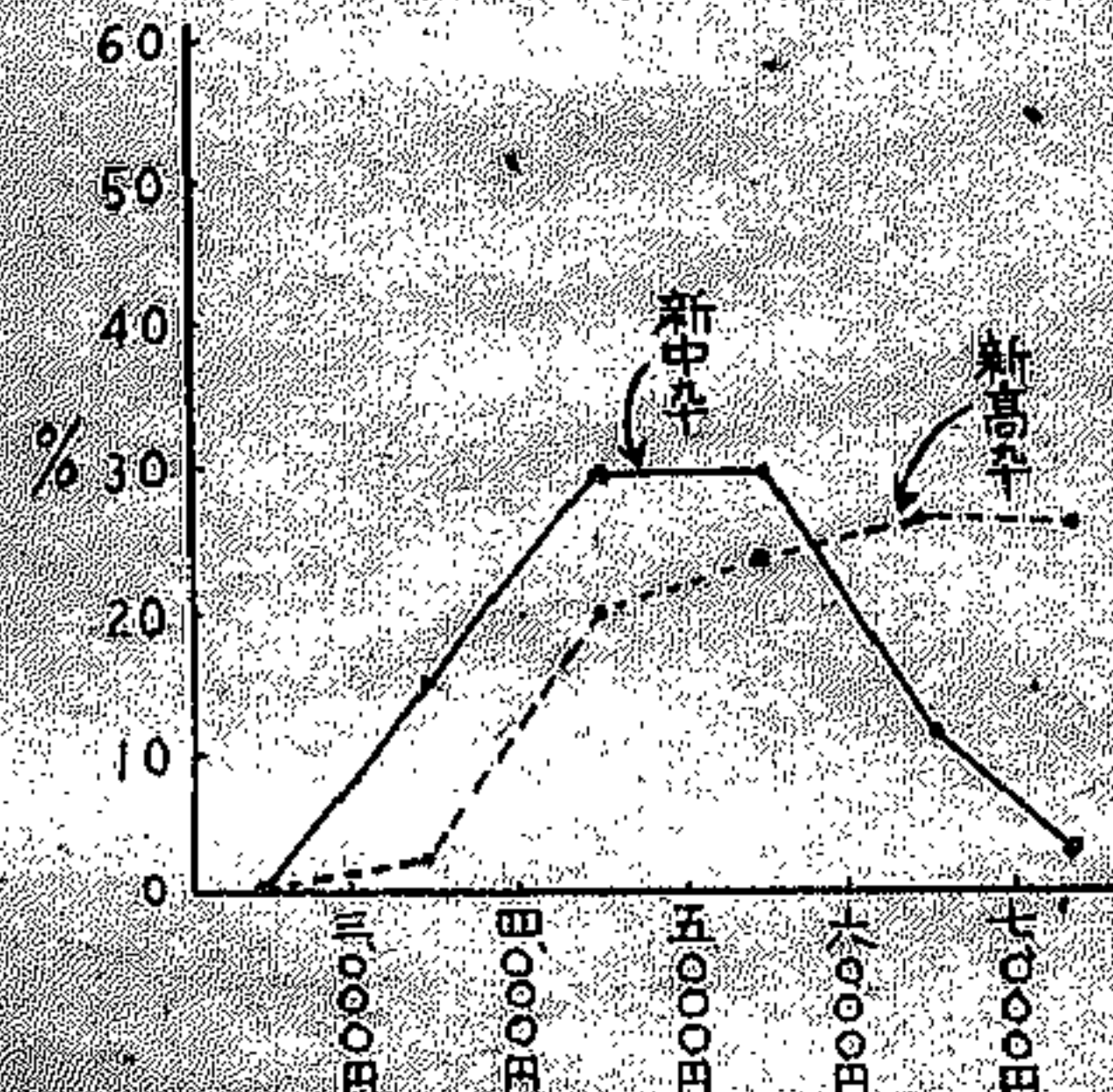
業 種 別	新 制 中 学 卒 業		新 制 高 校 卒 業	
	電 話 交 換 取 扱 者		電 話 交 換 取 扱 者	
	有 資 格	無 資 格	有 資 格	無 資 格
電 話 局	4,487	3,934	4,844	4,548
小 鉄 道	5,066	4,769	6,084	5,762
増 設	3,581	3,300	4,876	4,259
工 業	3,733	4,456	4,775	5,183
私 営	4,744	4,291	6,072	5,432
ガ ス	4,992	5,090	6,028	5,698
電 気	5,780	5,656	6,907	6,791
水 道	5,265	4,279	6,029	5,250
銀 行	5,040	4,648	4,810	5,140
バ ー	4,612	—	4,256	5,295
運 輸	4,156	3,855	4,673	4,500
新 開 社 校				

註1. 各事業所の初任給について調査した結果の平均額である。

の平均は、電話局3,934円、増設電話4,769円であり、有資格者は、電話局4,487円、私設電話5,066円であり、いずれも民間の方が高い。又、一般に、有資格の電話交換取扱者の初任給は、各産業の一般事務者よりも高い傾向がみられるが、鉱業、漁業は例外で、むしろ、一般事務者の方が高給の場合もある。しかし、これらの初任給は事業の種類によつても相当に開きがあり、高等学校卒の有資格者

の初任給が他の事業の中学卒業の無資格者のそれより低いこともある。(たとえば、銀行の中学卒業

第6図 有資格増設電話交換取扱者の
学歴別初任給額別分布
1951年10月婦人少年局調



第56表 電話交換取扱者及び一般男女別
労働者の平均現金給与総額¹⁾
1951年9月婦人少年局調

業 種 別	電 話 局	増 設	全女子 労働者 ²⁾	全男子 労働者 ²⁾
電 話 局	6,938	5,142	14,815	
小 計	8,706	8,512	19,500	
増 設	6,183	5,827	15,477	
私 設	5,120	7,098	18,330	
電 気・水道業	8,504	8,938	17,725	
銀行	9,798	8,154	16,900	
デパート	10,578	10,006	26,472	
運輸	9,394	10,362	26,766	
新聞社	8,594	8,251	17,368	
学校	8,545	8,416	14,292	
	6,871	7,382	12,691	
	6,938			

註1) 経営者側の提供した現金給与総額

2) 事業場の電話交換取扱者の給与もふくむ。

第57表 電話交換取扱者の
1人1ヵ月当り平均
現金給与額—きまつ
て支給する給与—
1951年9月婦人少年局調

業 種 別	総 数
電 話 局	6,272円
小 計	7,873円
増 設	6,165
私 設	7,838
電 気・水道業	8,491
銀行	8,781
デパート	8,545
運輸	7,219
新聞社	8,712
学校	7,050

1) 調査事業場の92%は七大都市及び札幌、下関、山口市である。

の無資格者の電話交換取扱者の平均初任給は鉱業の高等学校卒業の有資格者のそれより高給である。)この調査で電話交換取扱者の初任給の最低は、中学卒業者では2,985円、高校卒業者では3,200円(いずれも鉱業)であり、最高は、中学卒業の無資格者は6,800円、有資格者7,070円、高校卒業の無資格者7,790円、有資格者8,060円(いずれも銀行)であつた。

II 現金給与額

1. 平均現金給与額

この調査によると電話交換取扱者の1951年9月の平均現金給与月額は(第56表)電話局6,506円、増私設電話9,725円である。この様に増私設電話交換取扱者の平均給与額が高いのは、一つには後にのべる様に、ちょうど調査月の9月は銀行の決算期に当り臨時に支給された給与の影響を受けた結果である。

そこで、毎月きまつて支給する給与と臨時に支給する給与を分けて考察することとした。

1) 毎月きまつて支給する給与

まず、毎月きまつて支給する現金給与額は、1951年9月分の平均額は(第57表)電話局6,272円、増私設電話7,873円でやはり、電話局の方が約20%以上低率である。参考に当時の毎月勤

労統計調査の結果から、規模500人以上の事業

(註1)
所のきまつて支給する給与の女子の平均をみると6,326円であり、電話局の電話交換取扱者の給与は大体その水準であるが、増私設電話交換取扱者は大企業場の一般女子労働者より高いといふことができる。(しかし、この調査は大企業、大都市中心であり、毎月勤労統計調査は全国の調査結果である。)

又、増私設電話交換取扱者の給与水準は事業の種類により大きな開きがあり(第57表)、銀行、デパート、新聞社はそれぞれ8,781円、8,545円、8,712円で高い方であり、鉱業6,165円、運輸交通業7,219円は電話交換取扱者としては低い方である。(註1)第一部参照

2) 臨時に支給された給与

次に、電話交換取扱者の臨時に支給された給与は、1951年9月の平均

第58表 電話交換取扱者の臨時に支給された給与平均額

1951年9月婦人少年局調

電 話 局	平 均	増 設	私 設	電 話
288	1,805	242	1,289	899
			4,145	4,524
			740	166
				97

は(第58表)電話局288円、増私設電話は1,805円である。特に、決算期に当る銀行は賞与が出た所が多かつたため、その一人当り平均は4,145円となっており、又、デパートの中には、当時、給与ベースの改訂によつて、給与の追給をさかのぼつて行つてゐるために、その平均も4,525円となっている。

ロ、現金給与の資格有無別格差

第一部でのべた様に、増私設電話交換取扱者はその80%以上が電気通信省発行の「電話交換取扱者適任証」を持つ有資格者である。これら有資格電話交換取扱者の1951年9月分のきまつて支給する給与の平均は8,346円であり、無資格者の給与は有資格者の65%にしか当たらない。特に無資格者の多い鉱業では無資格者は有資格者の平均7,479円の71%で5,284円であり、運輸交通業における無資格者の平均は5,701円で有資格者の平均8,239円の69%である。

ハ、現金給与の年令別格差

電話交換取扱者の現金給与の年令による格差は増私設電話よりも電話局の方が大である。(第59表)

第59表 電話交換取扱者の年令階級別賃金格差

1951年9月婦人少年局調

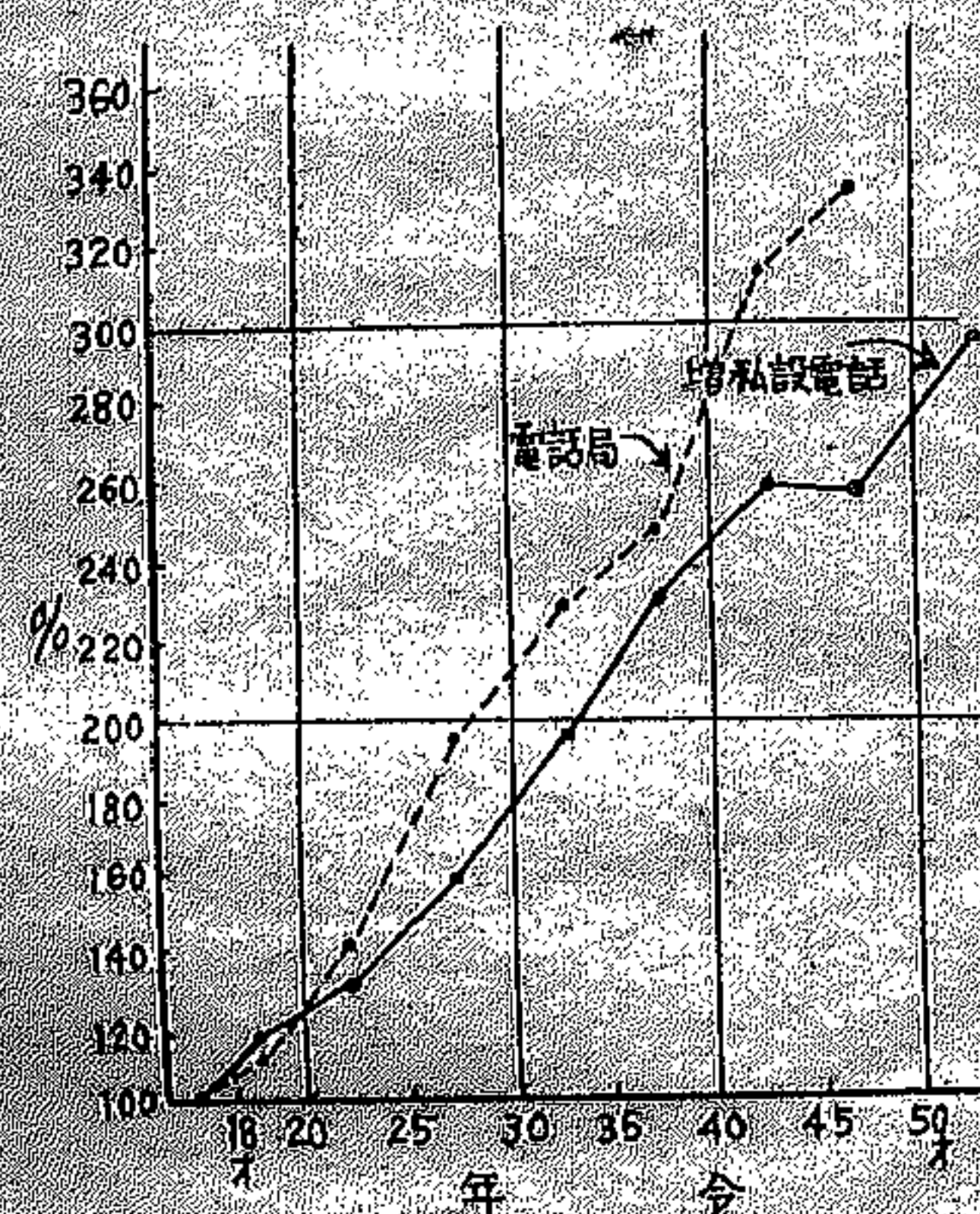
年 令 別	増 設 電 話			電 話 局		
	1月当り現金給与 ¹⁾	格 差 ²⁾	交換取扱者分布	1月当り現金給与 ¹⁾	格 差 ²⁾	電話交換取扱者
総 数	9,725	—	100	6,506	—	100
20才未満	7,908	—	23.4	5,468	—	58.5
18才未満	(6,664)	100	(6.1)	(4,994)	100	(20.1)
18才—19才	(7,963)	120	(17.1)	(5,715)	115	(38.4)
20才—24才	8,878	133	46.6	6,993	140	31.2
25才—29才	10,660	160	16.2	9,708	196	6.6
30才—34才	12,729	191	5.9	11,592	232	1.4
35才—39才	15,628	235	3.6	12,635	251	1.2
40才—44才	17,509	264	2.3	15,788	316	0.7
45才—49才	17,430	262	1.2	16,509	332	0.3
50才以上	19,851	298	0.8	—	—	0

註1) 1951年9月分の現金給与額。臨時に支給された給与もふくむ。

2) 基準は18才未満を100とした格差。

たとえば、18歳未満の給与の平均を基準にすると、増私設電話では30歳—34歳でようやく2倍に近くなるのが、電話局では25才—29才でその位になり、3倍になるのは増私設電話では50才以上であるが

第6図 電話交換取扱者の
年齢階級別賃金格差
1951年9月婦人少年局調



基準18才未満=100

では40才位でその程度になる。従つて、年齢の若い初任給クラスでは電話局の方がずっと低いが、年齢が高くなると増私設電話との差が少くなる。たとえば、18歳未満では増私設電話の平均給与額6,664円に対し、電話局は4,994円で約75%であるが、25歳—29歳では92%となり、45歳—49歳では約96%となり、ほとんど差がなくなる。しかし、電話局には一般に、給与の低い若い年齢層は約60%が集結しており、比較的高給をとる年齢の高い人達は少ないのが特徴である。

第三部

電話交換取扱者のための職場施設

職場における電話交換取扱者のための施設は、電話交換を主たる業務としている電話局と、他の事業の副次的な仕事としている民間の事業所とでは相当の開きがみられ、電話局では、ほとんど総てのことが電話交換取扱者を中心として考えられているのに対して、増私設電話を架設している事業所の電話交換取扱者のための施設は概して規模も小さく、軽視されがちである。

第一章 電話交換室の状況

——床——椅子——暖房冷房施設——

広い部屋に大勢の電話交換取扱者が交換台を並べてついている電話局の交換室と比べて、少数のものが働いている増私設電話の交換室は、はるかに小規模であり、その設備も簡単である。

I. 床

まず、交換室の床の種類をみると、電話局でも、増私設電話でもリノリウムか、板張りであり、コンクリートの場合は少数の増私設電話を除けばほとんど皆無である(第60表)。

第60表 電話交換室の床の種類

1951年10月婦人少年局調

		総数	板	リノリウム	コンクリート	板及リノリウム	その他	不明
電話局		9局	4局	4局	—	1局	—	—
小計	%	100.	58.8	35.9	3.3	0.8	1.2	—
	事業所数	241	141	86	8	2	3	1
増設	業	19	16	3	—	—	—	—
漁	業	4	2	2	—	—	—	—
私工	業	61	43	14	2	—	1	1
股	ガス・電気・水道業	14	9	3	1	1	—	—
電	銀行	72	23	47	2	—	—	—
デパート		18	8	8	—	1	1	—
路運	輸	30	25	4	1	—	—	—
新聞社		12	8	2	2	—	—	—
学	校	11	7	3	—	—	1	—

II. 電話交換取扱者用椅子

電話交換室の椅子は電話局ではすべて、「背のついた布張り廻転椅子」を設けているが、増私設電話の場合はこの様に椅子について気をつけている事業所は60%に満たず、普通の事務椅子、木製事務椅

子、背のない廻転椅子など無雑作に与えられている場合が相当に多い(第61表)。

第61表 電話交換取扱者の椅子の種類

1951年10月婦人少年局調

電 話 局	総 数		背のついた 布張り廻転 いす	背のない 廻転いす	普通 事務いす	木製の 事務いす	背のない 椅子 (木製)	その他	不 明
	9局	9局	—	—	—	—	—	—	—
小計	100	59.5	4.6	27.6	5.0	0.8	2.5	—	—
増私設交換	241	143	11	66	12	2	6	1	—
小計	19	9	4	5	—	—	1	—	—
鉛業	4	2	—	2	—	—	—	—	—
漁業	61	32	2	23	2	—	1	1	—
工業	14	5	—	7	2	—	—	—	—
ガス・電気・水道業	72	48	2	12	7	2	1	—	—
銀行	18	10	2	4	—	—	2	—	—
デパート	30	19	—	9	1	—	1	—	—
運輸	12	10	—	2	—	—	—	—	—
新聞社	11	8	1	2	—	—	—	—	—
学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—

Ⅰ. 暖房冷房施設

電話交換室の暖房施設は電話局は勿論、増私設電話でも、ほとんどすべてが設備している。

第62表 電話交換室の暖房施設の有無

1951年10月婦人少年局調

暖 房 施 設	電 話 局	増 私 設 電 話											
		小 計	鉛業	漁業	工業	ガス・電気・水道	銀行	デパート	運輸	新聞社	学校	その他	不明
総 数	9	100	240	100	19	4	61	14	72	18	30	12	11
あ り	8	89.0	235	98.0	19	4	59	13	70	18	29	12	11
な い	1	11.0	6	2.0	—	—	2	1	2	—	1	—	—

その暖房施設として最も多いのは、電話局、増私設電話ともスチームで、半数以上をしめる。第63表その反面、火鉢だけという原始的な暖房は比較的少ない。

この様に暖房施設については比較的良好な交換室も、冷房施設をもっているのは増私設電話では半数以下である(第64表)。殊に鉛業、新聞社の交換室の状況はよくないものが多い。それに対して、電話局

第64表 電話交換室の冷房施設の有無

1951年10月婦人少年局調

冷 房 施 設	電 話 局	増 私 設 電 話											
		小 計	鉛業	漁業	工業	ガス・電気・水道	銀行	デパート	運輸	新聞社	学校	その他	不明
総 数	9	100	241	100	19	4	61	14	72	18	30	12	11
あ り	9	100	103	42.9	4	1	80	9	28	11	10	5	5
な い	—	—	137	57.1	15	3	80	5	44	7	20	7	6

第65表 電話交換室の冷房施設の種類

1951年10月婦人少年局調

冷 房 施 設 の 種 類	電 話 局	増私設電話
総 数	100	100
風 扇	33.2	40.2
家庭用扇風器	11.1	48.0
水柱及扇風器	22.0	7.8
水柱及家庭用扇風器	11.1	—
水柱及冷房装置	—	—
扇風器及 "	22.3	—
家庭用扇風器及 "	—	2.0
扇風器及家庭用扇風器	—	1.0
不 明	—	—

は全局、冷房のための設備をしている。その種類として最も一般的なのは扇風器であり、大型扇風器と共に、家庭用の小型扇風器もよく使われている(第65表)。

第二章 電話交換取扱者のための生活施設

——休憩施設——食事施設——飲料水——便所——
——仮眠施設——更衣施設

1. 休 憩 施 設

第二部でのべた様に、電話交換取扱者の勤務は、一般の事務労働とちがつて、1日の中に何回か交代で休憩又は休息をとるのが普通である。従つて、その休憩のための施設は、作業に必要な施設ともいえるものであり、増私設電話の一部(10.3%)を除いては全部に休憩の施設が設けられている。

しかし、多数の交換取扱者が作業している電話局と、1人乃至5,6人が交換作業をしている増私設電話の休憩室とは、規模だけでなく、その設備様式や設備内容に大きな差がみられる。一般に電話局の休憩室は部屋が比較的大きいばかりでなく、作業場(交換室)から全く離れた場所に設置されており、床は板張り又はリノリュームなどで、椅子やソファを備えた洋室である。これに対して、増私設電話交換取扱者の休憩室は多くの場合、交換室と接しているか、交換室の一隅を利用してあり、その広さも2,3畳のたたみ敷きである。

イ、休憩施設の設置場所

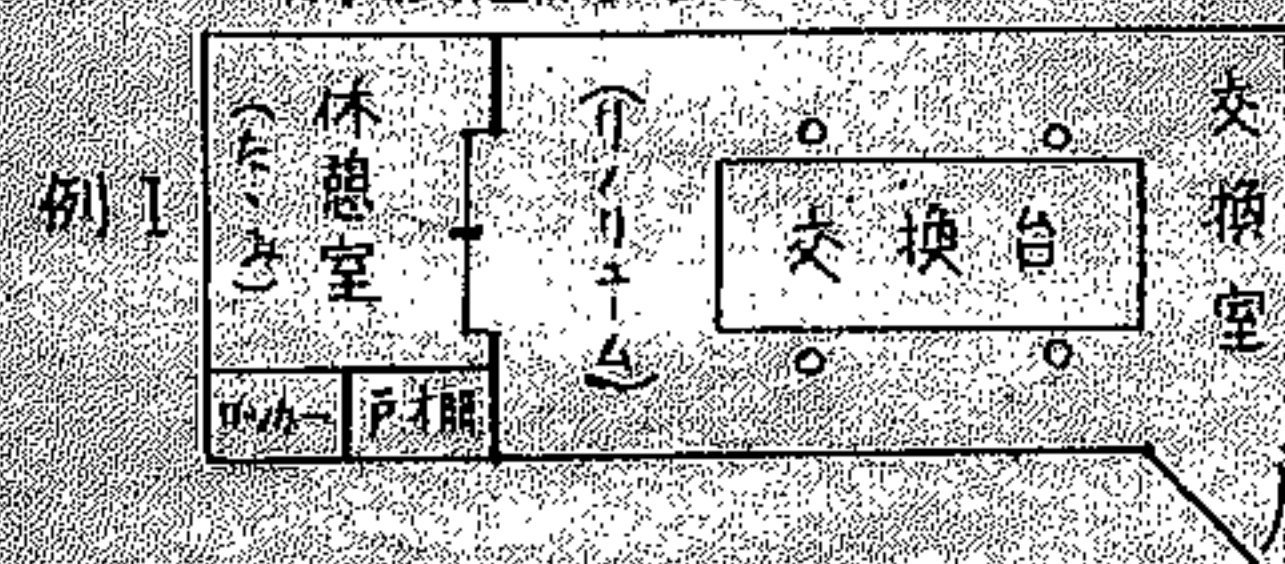
前述したように電話局に設けられてある休憩室は、ほとんど交換室からはなれた場所にあり、休憩時には完全に作業場から解放される。これが増私設電話の場合には、別図の様に休憩施設が作業場所たる交換室に直接、隣つてゐるがその一部に、戸やカーテンで支切りをしてある場合(38.2%)、支切りなしで一室区分してある場合(17.8%)が多く、その様な室は設けてなく、交換室の中にソファを置くとか、畳を一畳敷いただけのものも約20%ある。

第66表 電話交換取扱者用休憩施設の設置場所

1951年10月婦人少年局調

業 種	総 数	あ り						な し
		小 計	交換室から離れた所に ある。	交換室に隣 接しているが カーテン等の しきりがある	カーテン のしきりな し	交換室内に 長いソファを おき休憩を する	—	
電 話 局	9局	9局	8局	1局	—	—	—	—
小計	100	89.5	13.7	88.2	17.8	19.8	10.5	—
増私設交換	241	216	83	92	48	48	28	—
小計	19	18	1	10	2	5	1	—
鉛業	4	1	—	—	—	1	3	—
漁業	61	55	9	23	11	12	6	—
工業	14	14	1	8	5	—	—	—
ガス・電気・水道業	72	64	16	19	14	15	8	—
銀行	18	17	—	11	3	3	1	—
デパート	30	27	3	10	4	10	3	—
運輸	12	11	2	8	3	1	1	—
新聞社	11	9	1	6	1	1	2	—

増私設電話交換室の休憩室例



ロ、床と広さ

これら電話交換取扱者の休憩室は、電話局は主として板張り又はリノリュームの床で洋式であるが、増私設電話の場合は大半(75.6%)が畳敷きである(第67表)。その広さも、電話局の方がはるかに大きい(第68表)。交換

第67表 電話交換取扱者用休憩室の床の種類
1951年10月婦人少年局調

種類	総数	たたみ	板	板張り 上には 椅子が 入る	板張り で椅子 が入れ ない	その他	不明
電話局	9局	1局	—	—	3局	5局	—
増私設	%	100	75.6	6.8	0.5	8.3	8.8
事業所	216	155	14	1	17	18	—

註1) 板又はリノリュームで、椅子は人員だけではない。

取扱者数の少ない増私設電話では2.5坪以下の小規模なものが多く、中には畳一畳敷きの例もみられる。反対に交換取扱者の多い電話局は私設電話に比べて、広さも広いが、電話局交換取扱者総数が多

第68表 電話交換取扱者用休憩室の広さ

1951年10月婦人少年局調

規模別	電話局	増私設電話
小計	局	事業所 %
2.5坪以下	1	155 100
3坪	—	109 70.9
4坪	—	20 13.0
5坪	—	9 5.8
6坪	—	5 3.2
7.5坪	—	4 2.6
7.6坪以上	—	4 2.6
小計	8	61 100
2.5坪以下	—	10 22.2
3坪	—	14 31.2
4坪	—	10 22.2
5坪	—	2 4.4
6坪	—	3 6.7
7.5坪	—	1 2.2
7.6坪以上	8	5 11.1

第69表 電話局の休憩室の広さ

1951年10月婦人少年調

局別	坪数
A	17坪
B	25.44
C	22
D	51
E	13
F	32
G	86
H	26.73
I	30

いので一人当たり平均では0.11坪の広さにすぎない。しかし実際に休憩室を使用する時は、交代で休息又は休憩するので1人当たり坪数はもっと大きくなるはずである(第69表)。

ハ、休憩室の備品

前述したように増私設電話の休憩室は電話局とちがつて、ずっと小規模なものであるが、附属する備品も電話局に比べると少ない。

第70表A、B、Cのしめすように休憩施設をもっている16事業所中、その半数余りにロッカー(58.8%)、鏡(61.6%)、机(78.2%)、等が備付けてある。この中、ロッカーの置いてある所では休憩室を更衣所にも併用しているものと考えられる(後述、更衣施設の項参照)。なお、交換取扱者の食事をと

第70表 電話交換取扱者用休憩室の備品

A ロッカー

1951年10月婦人少年局調

有無別	計	あり	なし	不明
電話局	9局	7局	1局	1局
小計	100	58.8	41.2	—
事業所	216	124	87	5
増私設	18	8	10	—
電話	55	30	25	—
事業所	14	12	2	—
増私設	64	37	25	2
電話	17	8	8	1
事業所	27	14	12	1
増私設	11	10	1	—
電話	9	5	3	1

第70表 B 鏡

1951年10月婦人少年局調

有無別	総数	あり	なし	不明
電話局	9局	7局	—	—
小計	216	61.6	38.4	—
事業所	100	132	82	2
増私設	—	—	—	—
電話	—	—	—	—

第70表 C 机

1951年10月婦人少年局調

有無別	総数	あり	なし	不明
電話局	9局	8局	1局	—
小計	100	78.2	21.8	—
事業所	216	168	47	1
増私設	—	—	—	—
電話	—	—	—	—

る場所を休憩室に当てている所が、電話局に33.3%、増私設交換に34.4%もあるので(後述の食事場参照)炊事施設はどうなっているかを調査してみた。

第70表 D 食器戸棚

1951年10月婦人少年局調

有無別	総数	あり	なし	不明
電話局	9局	5局	4局	—
小計	100	42.2	57.8	—
事業所	16	90	128	3
増私設	18	4	14	—
電話	1	—	1	—
事業所	55	25	30	—
増私設	14	10	4	—
電話	64	16	46	2
事業所	17	10	7	—
増私設	27	15	12	—
電話	11	7	4	—
事業所	9	3	5	1

まず、増私設交換は42.2%が休憩室に食器戸棚を置いてあるが、炊事設備は5.2%、炊事道具は8.5%に設けてあるにすぎず、ほとんどが休憩室では炊事はしない。この傾向は電話局も増私設電話もほぼ同じである(第70表D及びE)。

第70表 E 炊事施設及び道具

1951年10月婦人少年局調

業 種	有 無 別	炊 事 設 備				炊 事 道 具			
		総 数	あ り	な し	不 明	総 数	あ り	な し	不 明
電 話 局		局 9	局 2	局 7	局 —	局 9	局 2	局 6	局 1
増私設電話事業所		216	11	202	3	216	18	194	4
増私設電話	%	100	6.2	94.8	—	100	8.5	91.5	—

ニ 休憩室の暖房冷房

休憩室の暖房は電話局が全部、増私設電話の7.2%を除いた以外のすべてに備付けがあり、(第71、72表) スチーム、ストーブ、火鉢が多い。

暖房に比べて冷房設備は、約3割に備えつけられているにすぎない。(第73表)

第71表 電話交換取扱者用休憩室の暖房設備の有無

1951年10月婦人少年局調

業 種	有 無 別	総 数	あ り	な し	不 明
電 話 局		局 9	局 9	局 —	局 —
増私設電話事業所	%	100	92.8	7.2	—
増私設電話		216	181	14	21

第72表 電話交換取扱者用休憩室の暖房設備の種類

1951年10月婦人少年局調

業 種	総 数	スチーム	ストーブ	火 鉢	スチーム ストーブ	スチーム 火 鉢	ストーブ 火 鉢	不 明	そ の 他
電 話 局	局 9	局 4	局 4	局 1	局 —	局 —	局 —	局 —	局 —
小 計	181	88	80	45	8	2	6	6	1
増私設電話事業所	16	11	3	—	2	—	—	—	—
小 計	44	16	12	13	1	—	2	—	—
増私設電話事業所	14	3	5	5	—	—	1	—	—
小 計	53	40	—	8	—	—	1	4	—
増私設電話事業所	14	8	2	2	—	—	1	—	—
小 計	22	7	5	7	—	2	—	—	—
増私設電話事業所	9	2	1	4	—	—	—	1	1
小 計	9	1	2	6	—	—	—	—	—

第73表 電話交換取扱者用休憩室の冷房設備の有無

1951年10月婦人少年局調

有 無 別	総 数	あ り	な し	不 明
電 話 局	局 9	局 2	局 7	局 —
増私設電話事業所	100	30.3	69.7	—
増私設電話	216	66	129	31

ホ 休憩室の娯楽設備

電話交換取扱者用の休憩室の備品備付けは増私設電話では、ごく必要な実用物にかぎられており、

第74表 電話交換取扱者用休憩室の娯楽設備

1951年10月婦人少年局調

	な し	お も ね				
		計	蓄音機 レコード	オルガン	ピアノ	そ の 他
電 話 局	—	局 9	局 9	局 7	局 5	局 1
私 設 電 話	事業所 145	事業所 68	事業所 45	事業所 7	事業所 12	事業所 8

計) 二種類以上ある事業所もあり、事業所数の計とは一致しない。

娯楽設備については(第74表)、一部の事業所の休憩室にレコード、ピアノ、オルガンなどを置いてあるにすぎない。これは、前述の休憩室が交換室内又は接近した場所におかれている関係もある。

これに対し電話局の休憩室には、どこにもレコードが置かれ、かつその上にオルガンかピアノ等がひけるようになっている。

(娯楽施設の他に、休憩室にマシンが電話局は全部、増私設電話には145中18事業所に置かれている。)

Ⅱ、食 事 施 設

電話局では交換取扱者が交換室で食事をとることはないが、増私設電話では約34%の事業場が交換室で食事をとらしている。前述の様に増私設電話の場合、休憩室は大体交換室に続いているのであるが、ここで食事をとる場合が約34%であり、食堂で仕事からすつかり解放されて食事する事業所は31%にすぎない(第75表)。

第75表 電話交換取扱者の食事場所単位(%)

1951年10月婦人少年局調

業 種	場 所	総 数	食 堂 で	休 憩 室	交 換 室	そ の 他
電 話 局		%	%	%	%	%
小 計		100	66.7	33.3	—	—
増私設電話事業所		100	31.2	34.4	34.0	0.4
増私設電話事業所		100	—	73.6	26.4	—
増私設電話事業所		100	14.7	36.1	49.2	—
増私設電話事業所		100	58.4	18.0	23.6	—
増私設電話事業所		100	26.7	46.6	26.7	—

註1) 調査数の比較的多い4産業のみ表にのせ他産業は省略してある。

2) 「その他」の項の私設交換の1事業所は小使室で食事をとる。

増私設電話で食堂で食事をとる場合は、その事業所の他の従業員と共用の31.2%もある。

業種別では銀行が最も多く58.4%である。

Ⅲ、飲 料 水

発着することの多い電話交換取扱者のために、飲料水がどのように設備されているか調査してみると、第76表のように飲料水を用意してある場所は、大半が休憩室か交換室又はその近辺に設けてある。即ち、飲料水は交換取扱者が作業している場所の近くにある。(前述の様に、交換室と休憩室が接近してあるものが多い。)

第76表 電話交換取扱者のための飲料水設置場所 1951年10月婦人少年局調

場 所	総 数	休憩室に用意してある	休憩室又は交換室の近く	不便な所にある	その他	不 明
業 種						
電 話 局	9局	5局	2局	—	2局	—
増設私設電話						
小計	241	81	87	16	55	2
小計	19	6	11	—	2	—
小計	4	—	2	—	—	—
小計	61	18	25	4	14	—
小計	14	7	6	—	—	—
小計	72	21	20	6	24	—
小計	18	8	6	2	2	—
小計	30	13	11	3	3	—
小計	12	3	4	—	5	—
小計	11	5	2	—	4	—

註1) 「その他」の内訳は、電話局2が食堂、私設電話は交換室が25、食堂9、小使室8、階下3。

かつ第77表では常時、湯茶を仕度してある所が多く、前述のように交換室で食事をする場合でも飲料水には不自由しない。

第77表 電話交換取扱者用飲料水の種類 1951年10月婦人少年局調

業 種	総 数	常時湯茶の用意がしてある	一定時に湯茶を支給する	洗面所の水をのむ	その他	不 明
電 話 局						
電 話 局	9局	8局	1局	—	—	—
増設私設電話						
小計	241	185	24	8	23	—
小計	100	77.1	10.0	3.3	9.6	—
小計	241	185	24	8	23	—

Ⅳ 便 所

これら電話交換取扱者の便所は、大体交換室の近くに女子専用に使われている(第78表)(第79表)。

第78表 電話交換取扱者用便所の設置場所 1951年10月婦人少年局調

場 所	総 数	交換室のすぐ近くにある	交換室から洗面所に歩いて	その他
業 種				
電 話 局	9局	5局	4局	—
小計	241	166	70	5
小計	19	13	6	—
小計	4	—	—	—
小計	61	41	17	—
小計	14	9	5	—
小計	72	46	25	—
小計	18	13	5	—
小計	30	25	5	—
小計	12	8	3	—
小計	11	7	4	—

第79表 電話交換取扱者用便所の専用、共用 (単位 %) 1952年10月婦人少年局調

業 種	総 数	電話交換取扱者専用	女子職員専用	男女共用	その他	不 明
電 話 局						
電 話 局	100%	11.0%	89.0%	%	—	—
小計	100	5.4	61.3	33.3	—	—
小計	100	15.8	47.4	36.8	—	—
小計	100	6.6	49.2	44.3	—	—
小計	100	1.4	73.6	25.0	—	—
小計	100	10.0	40.0	50.0	—	—
小計	100	3.6	74.1	22.4	—	—

Ⅴ 仮 眠 施 設

深夜業を必要とする電話局ではほとんどが仮眠施設を持っているが、増設電話では深夜業のある場合でも、仮眠場所を特別設けてある所は少く、大体、休憩室を利用している(第80表)。

第80表 電話交換取扱者用仮眠施設状況 1951年10月婦人少年局調

業 種	深夜業あり	深夜業なし
仮 眠 所	小計	小計
電 話 局	9局	9局
小計	241	215
小計	19	4
小計	4	4
小計	61	60
小計	14	14
小計	72	72
小計	18	18
小計	30	25
小計	12	8
小計	11	10

この様に休憩室を仮眠のために兼用している場合の寝具の設備をみると、すべてが寝具及び夜具戸棚を設けている(第81表)。

第81表 電話交換取扱者兼用休憩室の夜具及び夜具戸棚の備え付の有無 1951年10月婦人少年局調

業 種	事業所総数	夜 具	夜 具 戸 棚
		あ り	あ り
電 話 局			
小計	19	19	19
小計	10	10	10
小計	1	1	1
小計	4	4	4
小計	4	4	4

註1) 深夜業ある事業所のみに対する数。

この様に、電話局では休憩室以外に仮眠施設を持つているが、休憩室にも寝具の備えがある場合が9局中7局である。

Ⅶ 更衣施設

更衣施設は電話局が全部、増私設電話が94.6%設けてある(第82表)。

第82表 電話交換取扱者用更衣施設

1951年10月婦人少年局調

業 種	総 数	な し	あ り				不 明
			小 間	休憩室を用い	休憩室以外にあり	その他 ¹⁾	
電 話 局	9	—	9	1	7	1	—
増私設電話 { % 事業所数	100 241	5.4 12	94.6 212	64.3 144	14.2 32	16.1 36	— 17

註1) その他には交換室、食堂、宿泊所等が入る。

前者が更衣専用設けてあるのに、後者は休憩室の備品の項で記したように、ロッカーを休憩室に置いて更衣に当てているものが多い。

以上からみても、私設電話では休憩室を宿泊や更衣のためにも利用しており、電話局との施設のちがいがここにもみられる。

第三章 電話交換取扱者のための医療保健

——健康診断——医務室及び病室——健康保険又は共済組合の加入状況——

Ⅰ 健康診断

電話交換取扱者の採用時には電話局、増私設電話ともにほとんどすべて健康診断を実施している(第83表)。

第83表 電話交換取扱者の採用時健康診断の有無

1951年10月婦人少年局調

業 種	採用時健診	総 数	し な い		不 明
			す	る	
電 話 局		9	—	9	—
増私設電話 { % 事業所数		100 241	0.8 2	99.2 237	— 2

註1) 労働安全衛生規則第49条参照。

採用後は法律上、年1回以上健康診断を必要とするが電話局が年1回、私設電話は年間に第84表のように健康診断を定期的にうける。1カ年間に定期健康診断を全くしない所はない。その内訳は61.1%が1回、44.8%が2回である。特に製造業、銀行、デパート等の大企業では年間に4回以上実施している所がある(第84表)。

採用時に健康診断を行い、以後、定期的に診断をうけている。電話交換取扱者は呼吸器の疾患をおとしやすいと言われるが、ここで健康診断の結果から結核罹病者の状態をみると(第85表)、やはり、

第84表 電話交換取扱者の年間定期健康診断回数

1951年10月婦人少年局調

業 種	回 数	総 数	1 回	1~2回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	不 明
			9	—	—	—	—	—	
電 話 局		9	9	—	—	—	—	—	—
増私設電話 { % 事業所数		100 241	51.0 121	1.8 3	44.8 106	0.4 1	2.1 5	0.4 1	— 4

第85表 電話交換取扱者の結核病率

1951年10月婦人少年局調

業 種	労働者の種類	一 般			交 換 取 扱 者		
		在 籍	要 注 意 者	発 病	在 籍	要 注 意 者	発 病
電 話 局		2,968人	100%	8.0%	2,094人	100%	8.9%
増私設電話	総 数	41,831	100	3.0	1,448	100	2.8
	製造業	8,092	100	0.8	205	100	0.4
	商業	66	100	6.0	8	100	—
	工業	9,708	100	1.7	271	100	3.7
	電気・電気通信業	1,479	100	2.9	99	100	3.3
	銀行	6,177	100	4.6	426	100	2.3
	デパート	8,441	100	6.1	102	100	2.0
	運輸	8,508	100	1.6	162	100	5.2
新 卒	開 校	1,688	100	3.8	125	100	5.6
	学 校	2,277	100	1.2	60	100	—

発病率は交換取扱者が一般従業員よりも多い。即ち、電話局では一般従業員2.1%に対し、交換取扱者は2.3%であり、増私設電話のある事業所では一般従業員は1.5%で電話局の一般従業員より少ないが、交換取扱者は電話局の交換取扱者より高率で3.1%をしめしている。又、産業別にみてもいずれも電話交換取扱者の方が発病率は高い。さらに交換取扱者でも増私設電話は電話局よりも多く、その中でも銀行、学校の電話交換取扱者の発病率は、いずれも5.2%、5.0%の高率をしめし、鉱業、漁業は皆無となっている。

次に、要注意者は一般従業員も電話交換取扱者もほぼ同率であるが、電話局が増私設電話よりも要注意者がかなりの高率であるのが目につく。

Ⅱ 医務室及び病室

調査事業所は大半が医務室を設けている。即ち、電話局は9局中7、増私設電話は241事業所中61.6%に設備がある。なお、業種別にみると、銀行、運輸交通は他業種にくらべて設備が少く、工業

第86表 電話局及び増私設電話を有する事業場の医務室の有無

1951年10月婦人少年局調

業 種	医 務 室	総 数	な し		不 明
			あ	り	
電 話 局		9局	1局	7局	1局
増私設電話 { % 事業所数		100 241	38.4 91	61.6 147	— 3

が最も多い。

これら増私設電話の保健施設は、勿論、電話交換取扱者専用のものではなく、他の一般従業員と共用の施設になっている。

これらの電話局にはすべて、専任又は兼任の医師がいるが、増私設電話を架設している事業所中には医師をおいていない場合も若干みられる(第87表)。

第87表 電話局及び増私設電話を有する事業所の専任医師の有無

1951年10月婦人少年局調

業 種	総 数	専 任	兼 任	な し	不 明
電 話 局	9局	3局	4局	—	2局
増私設電話	事業所 241	事業所 103	事業所 93	事業所 28	事業所 51
総数	241	103	93	28	51
数業	19	12	8	2	5
業業	4	1	—	—	3
業業	61	34	26	5	5
業業	14	7	5	1	3
業業	72	18	24	13	23
業業	18	10	12	—	—
業業	30	11	6	7	8
業業	12	7	—	—	2
業業	11	3	7	—	2

又、看護婦も、電話局は1局を除き、すべてにしているが、増私設電話を有する一般事業所の約半数は看護婦をおいていない。看護婦数は大体1人乃至3人が普通である(第88表)。

第88表 電話局及び増私設電話を有する事業所の看護婦数

1951年10月婦人少年局調

業 種	総 数	看護婦及び保健婦	な し	不 明
電 話 局	9局	7局	6局	1局
増私設電話	241	事業所 133	事業所 78	事業所 17
		事業所 13	事業所 25	事業所 48
		事業所 60		

病室は電話局も増私設電話の設備ある事業所も、大体、半数にすぎない。(第89表)

第89表 電話局及び増私設電話を有する事業所の病室の有無

1952年10月婦人少年局調

業 種	総 数	な し	あ り	不 明
電 話 局	9局	5局	4局	—局
増私設電話	% 241	59.2 182	40.8 91	— 18

Ⅶ 健康保険又は共済組合加入状況

電話交換取扱者は増私設電話の事業所を除いて、すべて健康保険又は共済組合に加入しており、医療費給付は補償されている(第90表)。

第90表 電話交換取扱者の健康保険又は共済組合加入状況

1951年10月婦人少年局調

業 種	健康又は共済組合	総 数	不 加 入	加 入	不 明
電 話 局		9	—	9	—
増私設電話		事業所 241	事業所 2	事業所 237	事業所 12

第 四 部

電話交換取扱者の自分の仕事に対する感想

以上、電話交換取扱者の特質、労働条件、施設などについてその実情を分析してきたわけであるが電話交換取扱者自身、自分の仕事に対してどんな感想を持っているかを、その回答から窺ってみよう。調査票様式Bの一番最後に「あなたの仕事についての感想を書いて下さい」という欄を設けてあるが、これに何か感想を記入したものは電話局は調査人員の26.8%、増私設電話は25.9%で、大体四分の一以上が回答している(第91表)。

第91表 電話交換取扱者の自分の仕事に対する感想
1951年10月婦人少年局調

感 想 の 種 別	電 話 局	増私設 電 話
	236人 100	376人 100
感想を記入したもの総数(%)	23.7	19.7
職業上の満足、喜び	2.5	10.1
職業についての劣等感	9.3	28.4
社会、電話利用者の理解不足に不満	36.9	14.1
労働時間に関する不満、要望	5.5	8.1
賃金に関する不満、要望	7.6	16.8
職場施設に関する不満、要望	8.5	5.8
その他の不満、要望		

注 1) 「貴方の仕事についての感想を書いて下さい。」に対する電話交換取扱者自身の回答による。

2) 以上に対して、記入したものは
電話局 236人 (調査対象 883人の26.8%)、
私設電話 376人 (調査対象 1,453人の25.9%)

感想の内容の傾向は電話局と増私設電話では可成りの相異がみられる。電話局で最も多いのは労働時間に関する不満、要望で37%、第二位が職業上の満足、喜びを表明したものであり、この二種の感想で全体の約70%をしめしている。これに対して、増私設電話の取扱者の感想には、社会一般の人々や電話を利用する事業場の人々の電話交換の仕事に対する無理解を嘆き、批判したものが最も多く28%である。第二位はやはり職業上の満足、喜びであるが、その他に職場施設についての不満が可成り多い。(16.8%)。又、仕事に対する劣等意識なども電話局より多く、10%を上廻っている。ここにこれまでのべてきた電話交換取扱者の職場における地位や、労働条件、職場施設などにみられた電話局と増私設電話のちがいが反映されている。たとえば電話交換が主たる事業であり、これに従事する同一の仲間が多く、その地位も比較的高い電話局では、仕事に対する喜びや誇りが多く感ぜられている反面、増私設電話に多い、電話利用者や社会の無理解に対する不満や、電話交換取扱者であることに対する劣等意識が比較的少ない傾向がみられる。一方、休憩、休息時間が比較的少く、労働時間が比較的長く、交代制勤務のある電話局には、「休息時間が短い」「夜勤がある」「勤務が不規則」「人手が足りなくて休めない」等、労働時間についての不満が相当数にのぼっている。しかし、多勢の他の

その回答の中には、仕事や職場に対する喜びや満足を表明したものと、不満や改善の要望を綴っているものとがあるが、前者は電話局29.7%、増私設電話19.7%で、他はすべて職業上の不満や労働条件職場施設などに対する不満、要望である。しかし、これは必ずしも、電話交換取扱者で、仕事に対する不満を持ったものの方が多いということを意味しているのではなく、この様な設問の方法をとった場合、肯定的な答より、否定的な回答が多く現われるものと思われる。

職種のものの中に少数配置されている増私設電話取扱者の場合には、職場において彼女たちに対して特別の考慮を払われることが比較的少ないことを反映して、施設の不備について、又、電話利用者の無理解についての不満が多く、劣等感も相当数みられる。

次に、電話交換取扱者のこれらの手記の中から、種類別に代表的な例をあげておこう。

(1) 職業上の満足、喜び

(イ) 仕事そのものに対する責任感、意義を感じて、喜び、満足、誇りを感じるもの。

例えば

△電 話 局

- 最近とくに仕事に興味を覚え、それでは深く理解して来た。毎日が急がなければ急がしいだけに、面白くもあり、又うれしくもあり私達のこのちいさな手で行われる一つ一つの通信がどんなにか重大であるかと言う事を自覚せずにはおられません。尚一層の努力を続けたいと思います。
- 亡き母が2度目に奨めた職業がこれであつた。以後この局で足かけ7年興味深く育てられた。その頃の局は全国でも優秀な局とされていた。然し連絡は難点であつた。この頃になると、新たな欲求のままにサービス万全への抜擢訓練は各地に私の足を運ばせた。
- はからずも職務中に接収されて6年の間、僅か乍ら英会話を身につける事が出来たのは私の大きな喜びである。そしてこの地に来て更に国際通話のためにテキスト、英会話文法の勉強をさせて頂く事は身に余る幸福である。一方幾多の難関を乗り越えて進みつつある若い人の仕事は私の心を心として育ち、より良く消化されている。育ちの庭が日増しに力を添えて行く、それに協力出来る事は私の本懐とする処である。
- 電話事業は企業化され、何回となく機構は改革された。若い人の心に喜びと感謝があればよく働き永く勤めるものと思われるままに拙いペンを走らせた。私は今自信を胸めて新たな仕事を身につけ様としている。更に又国際通話の中心をなす東京の取扱とはどんなものであろうか? 知ろうとする欲望は果しなくつづく。
- 女同志であるから言う迄もないが語がよく合う点は、大変嬉しく思っている。又あまり大勢の女ばかりですから人の噂するのが甚しい事はいやである。交換は少しづつ進歩してゆく、いくらいばっても古い交換手さんには勝てない。中々やりがいのある事と思う。不思議な位加入者は現金である。交換を乗り回さ笑いながらやっていると事故もあるかも知れませんが、加入者は「今日は」とも言つてみたり冗談も言つて仕事中でも楽しい事がある。でも事故が出来るのが残念です。私は交換が少しづつ出来る様になる事が楽しい。何んでも前途が明るい気がして局へ出勤する。
- 電話交換は非常に神経を使う仕事でとても疲れやすいが、暇合がある仕事だと思います。

△増私設電話

- 20 数年の交換手生活を私は誇りとしています。よりよい仕事をするために毎日、毎日、大きな努力を続けて来ました。そして今後も続けて行きます。私は監督ではない。昨日、入社した新人と同じです。これから数年私の能力の続く限り此の仕事を止めたくない。私は自分の仕事を楽しんでいる。楽しみながら働いている。
- 私達は毎日結構に働かされて戴いておりますが、長い月日とはいやな事もあります。何とて餘の仕事を、一寸応答がおそいと遊んでおるのかと色々な苦情を聞きます。一向は腹も立つ時や、こんな事は係りの代わりもさせたくない等思ふ時もあります。又、其の反対に面白い事もあるので仕事にはげみ、一生懸命に致しております。もう少し一般の方に電話と言う物を認識して戴きたいと思ひます。
- 電話交換事務は性質上瞬間的の事務の連続にて、最繁時は非常に多忙をきわめ、大変活気のある仕事で、大学本部及び附属病院との連絡、又、外来患者より多種多様の問合せ等あり、その応答應對に交換制度でやつてゐるが、神経の疲労は大きい。ランプの点滅、点滅を目標で仕事をしているが、通信上便宜に使われている。活潑な意欲のある仕事です。
- 自分としてはもともと電話交換の仕事にたずさわるとは考えもしでいなかった。むしろ何の知識もない。が今となり各々の仕事に従事してみると他の仕事にくらべて働きがいのある仕事だという事がわかる。というの

は、どの仕事にしてみても責任というものはあるが、電話交換というものは特にその責任が重大である。それだけ自分の任務が重い事を感じずにはいられない。この技術を身につけた自分を社会のため、又、会社増進繁栄のため少しでも多く役に立つよう出来るだけ努力し、又、良き取扱者になりたいと思う。

- 私は一般の事務が嫌いでも電話交換が好きでこの仕事に入つたのですから、毎日毎日を大変楽しく送っております。それにこの仕事は私達の扱い方一つに依つて会社の前途に大変関係するので誰よりもほこりを持って仕事をしており、大変立派な仕事と思つてやつております。出来ればこの仕事を一生やつて行きたいと思つております。
- 電話交換手として働いている私は責任を感じていると共に、働く喜びを常に感じています。世の中心になる電話交換業務に重大責任を感じて仕事に誇りを持っています。

(ロ) 適職としての意識

△電 話 局

- 私の個性にマッチしており生活感度もよく、仕事に敬愛を持つて居る現在は幸福です。
- 私が電話局へ入ってから早やあしかけ4年の月日が流れてしまった。その間に私は何を学んだだろうと考える。社会人としての経験を少しでも積んだ事と思う。又、電話交換に対して深い理解力を持つ事が出来たであろうと感ずる。私が学校時代に見学した電話交換はただただ急がしく目の廻る様な仕事で、扱者が何をしているのか少しも判らず、どうすれば接続出来るかも判らなかつた事を考えると、今、自分がその仕事について業務に励んでいるのが不思議なくらいだ。およそあの時にはこんなお仕事につきない等と思つてもみなかつた。むしろ友達の方が興味を持って見ていたし、電話局へ入りたい等と云つていた。私は交換室の暗さにびつくりして、なにかいん気な感じでいやだつた。のにもかかわらず今こうして職務についている。仕事が毎日の程面白味があつて良い。最後に電話交換は女子でなければ出来ない仕事であると深く感じている。
- 電話局は女子の職場として適切且つ安全なよい処と思う。仕事そのものの性質がデリケートで、女子には適任であるから一時の腰かけにせず、将来、通信局長、運用長、部長、課長等みな女子でうづめるまでに女子職員の一一人一人がこの仕事を研究し、勉強し、大切にはぐくみそだてて行く心がけたいものと思う。
- 私は私の仕事、即ち電話交換と云う事に最近ようやく興味がおいて参りました。それ迄は私も学校を出たばかりでむづかしい機械の事等、全くわからなかつたんですが、それになれるに従つて気持ちも余裕が出来て、加入者に対する応答も速かに親切にと心掛けておりますし、本当に私にあつた天職と心得て楽しく仕事をしております。
- 自分の性質に適して居る職場で気持ちよく思つて居る。出来るだけ健康にして永く務めたい。
- 女性の職業として立派な仕事と思つて毎日ハッキリ、合に向つておりますが、まだまだ世間一般は電話交換手と云うとレベルの低い様に見られている様で残念な気がします。又私達自身卑下する事なし教養を高めてゆきたいと思ひます。
- 私は此の仕事に頭合を感じて働いております。私自身の性格に相応しているのではないかと思います。此の上欲を云うのであれば、庁内の人々がもう少し電話に対し理解を持つて貰えたらと思ひます。なお、電話局に対しては、回線の増設⇒数字の保等大いに増していただき度いと思ひます。

(2) 職業についての劣等感

△電 話 局

- 入つた時はただ単におもしろはんぶんでしたが、今考えるとそれは間違ひであつて、今ここに約一カ年近くなりますが、最近程、電話事業の尊さを知つた事はいう迄ありません。毎日、朝、合へつくと昨日よりか今日へと一般の皆さんへのサービスを考えられずにはいられません。でも私の一番嬉しい事は未だ電話交換手と云うものが一般の皆さんから利用されているにもかかわらず、交換手と聞くと何か冷い感じのする態度を取られる事です。もう少し一般の方達から温い目で見えていただきたいと思ひます。お互に人間なのですからもう少し助け合いはげまし合つていとうと思ひ次第です。
- 電話交換事業に従事する様になつてから感じたことは、世間一般の人々が通信事業そのものに対しては重要視

しているのに、これにたずさわる者、とくに電話の交換取扱者を軽くみていると云うことです。交換手と云うと、なあんだ、と云つた様な馬鹿にした妙な目つきをされることもあり、その都度、不愉快な思いをする。又取扱者自身、自分の仕事を恥じている人もある様だ。

利用者と取扱者との意気がひつたりしたならどんなにか、仕事に興味が出て来ることである。A、Bの二者の通話の仲人役とも云える私達としても、もつともつと考へ、より良き扱者になる様努力が必要と思ふと共に一般利用者の理解を望みます。

- 私が現在のお仕事にたずさわつてから、まだ一年たらずである。最近ではやつと仕事にもなれて来たが、毎日お仕事をしつて近頃強く感じる事は、一般社会の人々が、もう少し電話交換、又その仕事に従事している人に対して理解をもつて欲しいと言ふ事である。

昔から電話交換手という一種特有な目でみる傾向がある様だ。そのせいか何年もこの仕事にたずさわつていながら、自分の仕事に誇りをもてなく、常にこの仕事から抜け出そうとしている傾向が多分にある様に思ふ。過去又現在、将来において電話と言ふ物がいかに大切であるかは誰でも知つていと思う。その大切な社会事業である電話に従事する人々が、自分の仕事に誇りをもてない様では何時迄たつても電話事業の発展は望めないと思ふ。もつと誇りをもつて楽しくお仕事をしたいと思ふ。

△増設電話局

- 時々機械のように扱れる時があり悲しく思ひます。
- 皆さんは私達の事を交換手と呼びますがもつと外に呼び方がないのでしょうか。私達のお仕事は、事務員さん達と違ふのでもつと皆が理解して欲しい。
- 私達の御仕事は重要なものでありながら、一般にかかる目に見られて居る。一部の人は見とめてくれても他の人は機械のごとく考へて居る様であるので其の考へが直ることをいつも思つて居る。
- 交換手の仕事はなくてはならない仕事です。それが一般の人の目にはあまりよい職業とおもわれていません。もう少し交換と言ふ仕事に理解してほしいものです。
- 世間一般の方達は、交換手という何となく冷い目で見られる様に感じますが、私達の様に新しくなつたばかりのものには不思議に思われます。昔の交換手の方々がどうであつたかは知りませんが、今の私達は一個の立派な職業人です。交換だといつて軽べつする理由はどこにもないと思ひます。
- 私達交換手と云えばとく低く見られがちである。私達交換手の教養の低さにもよるであろうが、会社としても事務員、タイピストの次である。掃除婦の一寸上と云う位置が何処の会社でも交換手の位置と決めているらしい。仕事の止では重要である事は良く知られているが、さて地位はいつも一番下である。私達にも種々反省する点もあるであろうが、会社としても考へて欲しいと思ふ。この度の調査の点は深く感謝致す次第であります。この調査を唯の調査だけにして了はない様強く望むものであります。社会のすべての人から交換手を理解してほしいと望むのは無理な事でしょうか……。せめて会社だけでもとつくづく思ふ。

(3) 社会、電話の利用者の無理解に対する不満

△電 話 局

- 私達は電話交換手として一生懸命働いている。それについて社会の人々に対して私はもう少し電話というものに対して理解していただきたいと思ひます。
- 交換台について加入者よりの言葉づかいが非常に悪いので困ります。これが朝でしたら一日中きにさわり面白くありません。(感情動物ですから)

△増設電話

- 私達の仕事はかげの仕事であつて、掛ける人又掛ける身となつてお互理解し合つて明るい職場となしたいものです。
- 中々忙しい仕事で一生懸命して居ても中々判らない方も居ますし、顔の見えない事ですからお互に理解を持つ

で働き度いと思ひます。

- 1. 忙しい割合に理解されにくい仕事だと思ふ。
- 2. 技術者として認めて欲しい。

○ 1. 私はこの仕事に着いてから一年になります。今迄仕事をしていて困ると思ふ事は営業上の事について、お客様に云われても、銀行の事を好く知らないためにぐずぐずして仕事に能率があがらない事が好くありますからだいたいいいのですが教えていただけたらと思ひます。

2. 社会の人々は私達の仕事についてもう少し考えていただきたいと思ひます。交換手というと何となく人々はよく言わない人が多く居るのではないでしょうか。交換手の中にはほんぼうな取扱をする人が幾人いるために悪く言われるというのは残念だと思ひます。電話交換は大切な仕事ですから私達も一生懸命に社会の人にもっと仕事に対して理解していただきたいと思ひます。

○ 私達の仕事は日常なくてはならないもののなのに、一般の方は一ツツツに対して機械的に考えていらつしやる様に思われます。もっと温さを持つて仕事に対して理解を持つて戴きたいと思つて居ります。

○ 私達の仕事に対しもう少し皆様の御理解があつてほしいと思ひます。特に上役の方です。交換に従事する私達を他の人は遊んでいる様に思われます。

○ 電話利用者に理解がない。もう少し理解してほしい。相経がひどくつかれる。

○ 電話の交換手と云えば世間の人は変な目で見たり云つたりするのが通常ではないでしょうか？ たとえどんな仕事でも自分が選んだ仕事である以上誰しも悪く云われる事は気が長くないと思ひます。これからの私達は皆が一致団結してそう云ふ風な事のない様に最善の努力する事が大切だと感じて居ります。それには一般の方にも私達の心を理解して戴けたらどんなに幸わせかとお願ひする次第です。又私も自慢の出来る仕事出来る様心掛けなければならないと思つて居ります。何時も自分の仕事に責任と誇りを持つて楽しく明るい職場を築く様努力したいと思ひます。

(4) 労働時間、休憩時間、休暇などに関する不満

(a) 休憩時間の不足、人員不足に対する不満（電話局も私設電話も労働時間に関する不満の中で最も多いのがこの種の不満、要望である。）

△電 話 局

○ 夜勤の時は、人が少ないので夜勤の度に立って仕事をしています。身体が痛くなり、足がとても疲れますから人を増して下さるかもう少し休み時間を下さい。

○ 休憩時間について……大体休憩に行く回数は毎日同じ様ですが、行く時間について不平をもらす事がよくあります。例えば前の休憩時には自分と一緒にたつたが、今度は自分より早く行かれたとか、自分は8時なのに他の人は7時半だつたとか等、どう云う事は毎日、かならず見られると云つてよい程なのです。時には監督に云つて早い所と云つていただきますが、その時にいるいると時間の事について機械にかかつて居る者も、話し合つていて事故を出さないともかぎりません。そこで私の希望するところは休憩時間を出来るだけ平均に行ける様にしていただきたいのです。私達も出来るだけゆずり合つて行きたいと思ふのです。

○ 人員が少ないので応答がおそく成り、申告が来たり其の他苦情が多く成ると思ひます。夜勤の人員も少く疲弊するので、日勤にも差支えると思ひます。人員を増していただきたいと思ひます。。

○ 婦人の働く職場としては私達の所は設備も良くどとのつて居るので別に何一つ不自由な事は感じませんが、人員が不足な為かもう少し休憩時間を多くして頂きたいと思ひます。時に食事の時間などを多く、食事後、少しの時間でも利用して屋上で良い空気を吸い運動もしたいと思ひます。健康をたもつ為に。

○ 電話交換の仕事は面白い半面において、余り変化がない。又、一生懸命でやつてもどのくらいやつたか、自分で見当がつかないので、仕事にやりがいがないので時々いやになつて仕舞います。それに此の休憩時間が少ないのでつかれる。もう少し人員を増してほしいと思ひます。

○ 私達の仕事には今迄の体験から考えると、今迄あまり休憩が人のわりに少くその為には仕事に忙しきサービスがかけられています。第一に人をも少し多く、休憩をいまより少し多くして下さい。そうすればサービスも

よく欠勤するのも少くなると思ひます。それに十一月よりの交通費を半分でもよいから出してもらえば好と思ひます。公衆電話の料金の設備をはつきりわかる様にお願ひします。

○ 目が疲れる仕事であります。夜勤明けの朝の勤務は普通の日勤の大体半日分であるのに休息がなく其の上人員が少くて負荷が多い。

△増私設電話

○ 1. 電話交換以外の仕事が多い。 2. 特休が有つても取れない。

○ 1. 人員が少ないため仕事の量が多い。
2. 交換台、2座席を3人でするので、1人で2人分の仕事をする時が多い。

○ 私達の現在の仕事は眼合のある仕事なのですが、只今のままで行きますと（それでなくても疲弊しますのに）皆倒れて仕舞うのではないかと思われます。他の職場から見ますととてもものきそうに見えるようですが、定員以下の人員で忙しさに追い回されています。

家に帰つても家事の手伝い等は、出来ません。なんとかして働き度いのですが、私達女にはどうしていいかわからなく皆で思案して居ります。以上仕事についての感想と要望とを書かして戴きました。

○ 2 座席になつてサービスは良く出来ませんが、マイクの呼出で休息又休暇も出来ませんから早く1人入れてほしいのです。

○ 休憩時間を今少し増して欲しい。帰りが遅いので交換手を入れて交代で少し早く帰りたい。おひる2時間くらいの休みがほしい。註（電話取扱者1人だけの事務所）

(a) 夜勤、交代勤務などに関する不満、要望

△電 話 局

○ 他の会社の様に定まつた時間に勤めている人がよけいいないので困る。夜出なくても良くなれたらと思つて居ります。日曜日でも家に居る時が少い。そう云う点困る。休憩時間がよけいいないのでとてもつらい。

○ 夜学の高等学校へ行つて3人は日勤専務でありながら、私達の様な英語、洋裁等の夜学の場合には、日勤専務にしてもらえない為夜学へ行く事が出来ませんから日勤にしたい。

○ 大体交換作業という私達の仕事は面白い仕事だと思ひます。その反面、勤務時間が普通の人と異つていて人の休んでいる時に働いて、人が働く時が休みで夜勤、宿直等の為に生活が不規則な為、胃腸をこわします。仕事そのものは楽しい職場だと思ひます。

○ 私は通信事業として今の仕事に喜びを感じて居りますが、勤務が輪番制で其の日其の日が一定せず非常に休がつかれます。

○ 女性にとつては割と楽な仕事であるが、夜勤の時は、眠つて居るのを起されるのが大変つらいと思ふ。

△増私設電話

○ 冬の期間は部屋をあたためてほしい。休憩時間をもう少し長くしてほしい。夜間の睡眠時間ももう少し早えてほしい。

○ 1. 冬の8時半は早すぎる。 2. 土曜日10時から3時迄皆んな帰るから3時迄居る事ない。

○ 2 番方として夜11時にかえる事がたいへんです。

(5) 賃金に関する不満

△電 話 局

○ 9 年間も勤めて月給6,700円では余りにも少いからボーナスを出してもらいたい。

○ 家計を助けるため給料をもっと上げてもらいたい。

△増私設電話

○ 自分で働いた給料で毎月をやつていくにはあまりにも少なく苦しいと思ふ。

- 電話局の人とくらべ給料が大変少ないのですがどうしてでしょうか、同じ仕事をしているのに又これと同様に適任証がもらえないのが不思議でたまりません。又娯楽設備の方面ですが、室外での娯楽設備をしていただき度いと思います。
- 監督者として給料の昇給の場合少しは差がほしいと思います。

(6) 職場施設に関する不満、要望

△電 話 局

- 交換台が高いため不衛生なためと低くしてほしい。
- 1. 暖房装置を早く完備して頂きたい。 2. 食堂を明るくきれいに。 3. 休憩室に裝飾品及びレコード等も少しふやして下さい。 4. 便所を水洗式に改造して頂きたい。
- 質の良い鉛筆を支給してほしい。お風呂は男女別々にして下さい。
- 毎日面白く働いています。娯楽施設をふやしてもらいたい。もう少し上の人の理解があつてほしい。故障の台は早くなおしてもらいたい。食事の時間がもう少し取りたい。

△増設電話

- 交換室の中が暗くて、はなはだ職業に合わない。気分的にも暗くなるから。
- 交換室の間取りが悪くて不自由です。
- 椅子の設備を完全にして下さい。
- 暖房設備を完全にして戴きたいと思います。能率の上る元だと思います。
- 人員11人に休息室がせますぎる(8畳)。私達の仕事に一般の理解がもう少しほしい。一日の就業時間が一時間交代の為3時間〜4時間で、一般の人は勤務時間が楽だを見る。管轄の庶務ですら。1時間の仕事一般事務よりも気をつかい労働がはげしいのに、一般の人はその事すらわからず、楽だと思っているか、この点一般の人はわからしてほしい。
- 休息時間になるだけでしたらラジオを聞かしてほしい。私たちの休息室は日光が入らないから屋上にベンチでもおいていただいて日光浴の場所にしてもらいたい。
- 1. 交換台と休息室が一所なので、別の室にしてもらいたいと思う。 2. 最近ブレストが新らしいのに取りかえられて非常に仕事がやり良くなりよこんで居る。 3. 自分としては交換業務は余り好まないが、此れも宿命と諦めて一生懸命はばんで居る。
- 休息所が交換台とあまり近いので、交換している人の声が耳についてゆつくりと休まれない。洗面所が速いので夜勤の時1人で勤務している時等困ります。電話というものに関心を以つて戴き度い。椅子の具合が悪くて長時間痛くて坐っていられない。
- 休憩室の温度が高いため体の調子が悪い。
- 只今も休息室がありますが、只ばくせんと広い部屋にて何の設備もありませんから、もう少し女性の部屋らしい感じの良い部屋がほしいと思います。
建物が他の事務所と同じ中にありますので作業中、雑音になやまされる事がありますので出来れば少し離れた所に別の建物を建ててほしいと思います。
内部の電話を使い人達がもう少し電話に対する知識を持つてもらいたい。自分一人で電話を使用しているが如く受話器を上げですぐ応答しないと、出がおそい等とすぐ小言を言ったり、其の他非常識な事を言ったりしたりして非常に仕事のやりにくい場合が度々あります。
- 室内にて運動する事もできない為、室外での娯楽設備を整えていただきたい。私達の所では他の電話局と同じ仕事であるにもかかわらず電話係としての資格を得る事が出来ませんが、むじゆんしていると思います。
- もう少し電話交換手に対して、優しくして頂きたい。制服をそろえて頂きたい。夜具をもう少しきれいにして頂きたい。

(7) その他の不満、要望

(1) 疲労について

△電 話 局

- とても神経をつかう仕事だと思います。
- 私達の従事している仕事は大へん神経が疲れ、それによつてつかれやすく又病気になるやすいと思いますからリフレッシュなどは大いにやるべきだと思います。
- 私達の仕事はじつと座つて居てもとても疲れるのです。声、眼、神経等一番良く疲れます。特に夏の繁忙時にはブレストを掛けてあるので、汗と埃でとても苦しいのです。冬の夜勤はとても冷えとみ夜具から離れるのがつらいです。今は修業の最中ですからこんな我儘は云つて居られませんから出来るだけ辛抱致します。今までもして来た事ですからこれからだつて出来ない事はないと思います。電話料金も上つたのですから出来るだけお客様へのサービスを好くする様に努めます。

△増設電話局

- 私共の工場では、二つの異つた局に入る電話ですので、両方を上手に使うと、大体受付だけのものは100%はけるので、其の点、恵まれていると思います。只此の実態調査では、仕事の量に対することが一つもない様ですが、負担が重すぎると良い仕事が出来ず、大変身体をいためると思っています。それについて、私設交換の座席数に対する定員制度等が、はつきりしていると良いと思います。
電話交換の仕事の特殊作業ですので、上役の方達の理解、どういふ仕事であるかということも折りにふれて研究していただけたら、と存じます。私共の職場は庶務に属し、技術面では他の課のお世話になり、監督官庁は電通省ですので、その点少し行き違いのあることもございます。残業等は出来るだけ少く、サービス残業は避けるべきと思います。大変神経を使いますので、勤務時間は正確に休憩に心がければ、比較的長く勤められると思います。

(2) 環境について

△電 話 局

- 私は自分の仕事について別にいやだとか何んとか言ひ事はないが、あまりにも封建的であると言ひか、ゆうずりせいが無いと言ひか、ちつとも明るさがないようである。私達の仕事はどのような事でなくては成立つて行かないかもしれない。しかしそこを上手に考へていただきたい。私達はただ時間にはばられて働いているとしか思へない。もつと働き良い職場にならないかとただそれだけです。

△増設電話

- 思つたより、精神的苦勞がありますので、自然働く者の気分も普通の職場の人達の様なやわらかい明るい気分が見られなく、時には出勤するのもしんどい事があります。まして交換作業は言葉等に気をつけて、加入者に対しては親切にしなければならぬのですから、1日勤める気分が明るければ、その日その日の仕事もやりよいと思います。ですから指導して上に立つ方々もその点よく考へて、一つ云ひ言葉もやさしく、自分が愛される身となつてよく指導をして頂くことよいと思います。又指導される者もすなおな心でお互に自己主観な気持ちにならずに明るい作業が出来る様努力する事だと思います。

(3) 「適職でない」ことについて

△電 話 局

- 女子の職業としては少し労働がはげしいと思います。殊に114番の仕事は身体がよほど丈夫でないと勤まらなと思います。

- 多忙な時、短気の高感情を抑える事ができないので、努力はしているが余り適職だと思つていませんが、適当な職業はと聞かれた時答えられません。

△増私設電話

- 現在の仕事は自分には合わないが、生活をしていく為には仕様がないからがまんしている。
- 交換手になつてまだ1カ月になつたばかりなので、これ迄の課勤務と比べて、相当疲れます。このお仕事は私の希望としたものでないので、毎日自分の責任を果す事に忠実に努めようとする以外、興味も起つて来ないので困つて居ります。これ迄の課の人達との交際にして、こうした現場の間では、あまりに人々の心がせまく、つまらぬ口論等が多いのには悲しく思います。

（三）教養について

△電 話 局

- 職場についたばかりなのでまだはつきりとした事はわからないが、第一に感じた事は人間の神経にも相当すると思われる程大切な仕事をしていながらも少し教養を高めたいと思ひ。

△増私設電話

- 電話交換養成を受けたいと思います。

附 録

附 録 I

電話交換取扱者労働実態調査票

個人別調査票—様式A—

調査者氏名印()
調査期日 昭和()年()月()日

事業所名	事業所番号
1. 氏 名	資 格
2. 生 年 月 日 昭和()年()月	※
3. 入 社 年 月 昭和()年()月	※
4. 扶養家族	○ なし ○ あり()人
5. 現 金 給 与 総 額	
イ、毎月きまつて支給する給与	
ロ、臨時に支給する給与	
ハ、控 除 総 額	
ニ、手 取 総 額	
6. 総 労 働 日 数	
7. 総 労 働 時 間 数	
8. 生 理 休 暇 日 数	

※印の欄は何も記入しないこと

個人別調査票—様式B—

調査の目的 皆さんが電話交換のお仕事をどのようにしてられるかを、皆さんから、おがに伺いたいというのがこの調査の目的です。どうぞ御協力下さい。

書 入 れ 方 1. あなたの名前はいいません。
2. ○印のついているものは、その中から一つだけえらんで●のようにぬりつぶして下さい。
3. ()の中にはその答を書き入れて下さい。
4. 右側の※印の所は何も書かないで下さい。

- 記入年月日 昭和26年()月()日
- あなたの勤務先 ()
- あなたの住居 ○家族と一緒に ○寮又は宿舎 ○自炊 ○下宿 ○その他()
- 出身府県 () 都府県 () 市
- あなたの家の家計を主になつて支えている人は誰ですか。
○自分 ○夫 ○父 ○母 ○兄弟 ○姉妹 ○その他()

- あなたの家の家計を主になつて支えている人の職業。
○自分が働いている ○通信電話関係の職業 ○農業 ○小売業
○職人 ○工員 ○会社員(銀行員も含む) ○公務員 ○教員 ○医者
○無職 ○その他の職業()
- あなたの家族は自分も入れてみんなで何人ですか。
○自分1人 ○2人 ○3人 ○4人 ○5人 ○6人 ○7人 ○8人 ○9人 ○10人 ○11人以上
- 自分も入れてあなたの家族の中で何人働いていますか(家業も含めてかくこと)。
○自分1人 ○2人 ○3人 ○4人 ○5人 ○6人 ○7人 ○8人 ○9人 ○10人 ○11人以上
- あなたの卒業した学校は次のどれですか。
○尋常小学 ○高等小学 ○新制中学 ○旧制中学(○中退○卒業) ○新制高校(○中退○卒業)
○旧制専門学校又は旧制高校(○中退○卒業) ○その他の学校()
- あなたは通信局の「電話交換取扱者適任証」をもっていますか。
○もっている ○もっていない
- 10に「もっている」に●をつけた人はどのような方法で資格をとりましたか。
○電話局にいた ○私設交換の訓練を受けた
○私設交換の訓練はうけないが検定に合格した
○外地、外国(満洲、朝鮮、樺太、台湾等)で資格をとった
○その他()
- あなたは今の勤務先は最初から電話交換取扱者として入りましたか。
○電話交換取扱者として入った ○電話交換取扱者として入らなかった
- あなたの年令と電話交換取扱者としての経験年数(他の場所での勤務も含めて)。
()才で()年()ヵ月
- あなたの今の職場での地位は何ですか。
○監督 ○一般の電話交換取扱者 ○その他()
- 9月には何日働きましたか。()日働いた。
- 9月には、定休日として何日休みましたか。
○全く休まなかつた ○()日休んだ
- あなたの職場では休日は一斉にとれますか。
○一斉に休める ○交代で休む
- 休日は平均して1週1日ありますか。
○なし ()月に()日 ○あり
- 出勤・退社時刻は、毎日きまつていますか。
○毎日きまつている ○30分位の早出残業があるが大体きまつている
○日勤・とまりなど日によつて出勤退社時刻が異なるが()日目で繰返している
○その他()
- 午後10時以後 午前5時までの間に勤務をすることがありますか。
○なし ○あり 9月は()回位夜勤した
- 昨日(夜勤の場合は一昨日の勤務も含めると)は全部で何時間交換合に入っていましたか。(残業時間)
○日勤(大休、午前8時頃より午後8時頃までの勤務)——約()時間()分
○夜勤(大休、午後2時頃より午後12時頃までの勤務)——約()時間()分
○夜勤(大休、午後4時頃より午前9時頃までの勤務)——約()時間()分
○その他()——約()時間()分
- 昨日(夜勤の場合は一昨日の勤務も含めると)は全部で何時間休息時間がありましたか。
○全く休息しなかつた ○午前()時間()分
○午後()時間()分 休んだ

支那、朝鮮、樺太、台湾等

23. 交換台に入っている時（着席時間中）急に便所に行きたくなくなった時はどうしますか。
☐がまんする ☐監督に言つて代つてもらふ
☐その他（ ）
24. あなたはいつも電話交換の仕事だけしていますか。
☐電話交換の仕事だけしている ☐電話交換及びそれに必要な統計の仕事をしている
☐電話交換及びそれ以外の仕事（例えば会計、事務雑役等）もしている ☐その他（ ）
25. 先月生理休暇をとりましたか。 ☐とらなかった ☐（ ）日とつた
26. 生理休暇はどちらと思えばとれますか。
☐請求すればとれる
☐どちらと思えばとれないこともないが、人員が足りないのとりにくい
☐とりたくても全くとれない
☐とる必要を感じない
☐その他（ ）
27. 昨日から、さかのぼつて一週間のあなたの勤務時間を思い出して下の表に書いて下さい。書き入れ方は表の一番下の記入例のようにはつきり書いて下さい。

月	日	時	分	秒	勤務時間	休息時間	勤務時間	休息時間
1	2	3	4	5	6	7	8	9

		日																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	日 曜																				
2	日 曜																				
3	日 曜																				
4	日 曜																				
5	日 曜																				
6	日 曜																				
7	日 曜																				
記入例																					

ホ、長欠者（9月末）

	1) 数	1) 男	1) 女	交換取扱者	
				男	女
在籍者数					
小計					
結核					
結核以外の病気					
2) 産前産後					
3) その他					

備考

ヘ、入社退社（昭和26年9月よりさかのぼって1年間）

	入 社			退 社			在 籍		
	男	女	交換取扱者	男	女	交換取扱者	男	女	交換取扱者
26. 9									
8									
7									
6									
5									
4									
3									
2									
1									
25. 12									
11									
10									
計									

ト、電話交換取扱者の採用条件

- (1) 学歴 ○高小卒 ○新中卒 ○新制高校卒 ○専卒 ○その他（ ）
備考
- (2) 資格 ○無資格 ○有資格 ○その他（ ）
- (3) 年齢（ ）才位まで
- (3) 経験の有無 ○無経験の方がいい
○他の会社での経験があつてもよい
○なるだけ電話局の経験者がよい
○その他（ ）

チ、電話交換取扱者の募集

- 電話局から有資格者をとる

○職業安定所

○門前募集

○広告

○縁故

○その他（ ）

Ⅲ 労働時間

イ、操業時間（事業所の活動している時間）

（ ）時（ ）分より（ ）時（ ）分まで1日（ ）時間

備考

ロ、事務の労働時間

1. 始業、終業時刻 普通の日 午前（ ）時（ ）分より午後（ ）時（ ）分まで

土曜日 午前（ ）時（ ）分より午後（ ）時（ ）分まで

2. 休けい時間 （ ）時（ ）分より（ ）時（ ）分まで……（ ）分間

（ ）時（ ）分より（ ）時（ ）分まで……（ ）分間

3. 1日拘束時間 （ ）時間（ ）分

4. 実働時間 1日（ ）時間 1週（ ）時間

5. 休日 1週（ ）日（ ）曜日

ハ、電話交換取扱者の基本的な労働時間

1. 施設

a. 交換座席数 共電式（ ）座席 磁石式（ ）座席 自動式（ ）座席

b. 内線、外線数 内線（ ）本 外線（ ）本 専用線（ ）本

c. 使用交換座席数 （ ）座席

d. 座席交換取扱者数 （ ）人 他に監督（ ）人

備考

2. 当席時間と休息時間

a. 休息時間と休けい時間（御弁当を使う時間）は区別しているか

○区別なし ○区別あり

b. 約1週間の基本的な勤務時間を下の表に記入すると

（10月又は9月の交換取扱者の勤務日程より基本的なもの1人をとって転記すること）

月 日									
勤務時間									
名 称									

c. 電話交換取扱者の深夜業（午後10時～午前5時までの勤務）の有無

○なし ○事業所全休として全く夜勤をしない

○事業所としては夜勤があるが男子と交代させる。

○その他（ ）

○あり ○電話交換取扱者だけある

○（ ）関係（ ）関係（ ）は夜勤をする。

○その他（ ）

備考

d. 深夜業がある場合、夜勤あけの休みは週休扱いになっているか

○いない ○いる

e. 休日は一斉に休めるか

○一斉に休む ○()人ずつ交代で休む

○その他()

備考

f. 調査日の勤務状況とその割当人数

名 称	勤 務 時 間	割 当 人 数 (監督も含めて書くこと)
	時 分 ~ 時 分	人
計 ①		

上記以外に 週 休 () 人 (註) ①と②を足したものは在籍数と一致するわけである。

長 欠 ()

夜勤あけ ()

生理休暇 ()

欠 勤 ()

計 ② ()

j. 各勤務の着席時間と休息時間

1. 日勤の場合(基本的なもの)

{ 着席時間 } として記入すること

組	午 前				午 後				人 数						
	7	8	9	10	11	12	1	2		3	4	5	6	7	8

(1) 延着席時間 { () 時間 () 分 } (2) 延休息時間 { () 時間 () 分 }

(3) 始業は8時30分だが着席時間は10時からという様な場合、出勤時間はどうなっているか

○始業時刻に出勤せねば遅刻となる

○着席時間に間に合えばよいこととなっている

○その他()

ii. 日勤以外の勤務

記入例 { 着席時間 } ××××× 睡眠時間

組	午				後				午				前				人数			
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5		6	7	8

○ { 延着席時間 () 時間 () 分 () 時間 () 分 }
 { 延休息時間 () 時間 () 分 () 時間 () 分 }
 { 食事時間 () 時間 () 分 }
 ○ { 延着席時間 () 時間 () 分 }
 { 延休息時間 () 時間 () 分 }
 { 食事時間 () 時間 () 分 }
 { 睡眠時間 () 時間 () 分 }

j. 急病等のため、休みの人が多い場合の処置

○休息時間を少くして、出勤している人だけで適宜処理する。

その実状をかくこと。

○休息時間は全く変わらず、事務をしている人を一時的に依頼する。

その実情を書くこと。

○その他

k. 休息時間は、何処で過すか

○休憩室

○交換室のソファ

○その他()

ニ. 労働時間について調査者の所見

IV 休 暇

イ. 年次有給休暇 一般 () 日 交換取扱者 () 日

ロ. 生理休暇

(1) 生理休暇の規定 ○なし ○あり (○労働協約、○就業規則、○その他——)

(2) 日数及手当の有無 ○手当なし () 日

○手当あり () 日 () 円

(3) 請求手続方法

(i) 請求形式 ○きまつていない

○きまつている { 方法 }

(ii) 手続先

○監督(男女)

○看護婦 ○同僚

○その他()

(4) 9月中の生理休暇請求状況

交換取扱者 在籍 () 人中 () 人請求し延 () 日

事 務 在籍 () 人中 () 人請求し延 () 日

V 賃 金

イ. 賃金体系図

ロ. 電話交換取扱者に対する技能手当の有無。

○なし ○あり

○技能手当はないが職制が事務などよりよくなっている。

ハ. 技能手当のある場合、その額(又は率)はいくらか。

○本俸の () %で、月額約 () 円

○一率に () 円

ニ. 有資格と無資格では技能手当の差の有無。

○なし

○あり

無資格は()%で月額約()円
有資格は()%で月額約()円

サ、深夜業の場合の手当はどうかっているか。

1. 夜食実物給与 ○なし ○あり
2. 深夜業手当 ○なし
○あり 額又は率()

備考

ハ、事業所の賃金支払

1. 賃金の計算期間 ()日から()日まで
2. 賃金の支払日 ○不定 ○定期 月()回 ()日
()日
3. 支払制度 ○日給月給() ○月給()
○諸負給() ○その他()
4. 欠勤、遅刻、早退等により、賃金が差引かれる。
○差引かれない ○差引かれる
5. 差引かれる場合はどの位差引かれるか
6. 私設交換の場合電話交換の依頼講習に出席している場合の給与の有無

○金 額
○あり ()% 又は()
○その他()
○なし

ト、初任給

調査時期の賃金制度により、扶養家族なし、同学歴、同年令、無経験の場合の電話交換取扱者と一般事務者の税込み賃金を記入すること。

	電 話 交 換 取 扱 者		一 般 事 務 者	
	有 資 格 者	無 資 格 者	本 俸	手 当
新制中学卒 (十五才)	本俸 円 手当 円 合計 円	本俸 円 手当 円 合計 円	本俸 円 手当 円 合計 円	本俸 円 手当 円 合計 円
新制高校卒 (十八才)	本俸 円 手当 円 合計 円	本俸 円 手当 円 合計 円	本俸 円 手当 円 合計 円	本俸 円 手当 円 合計 円

(注) 新制高校卒業者は、電話交換取扱者としては、採用しない場合は新制中学卒業の欄にだけ、二者について記入すること。

チ、昇給(定時的なものについて)

1. 昇給額 電話交換取扱者と一般事務者の昇給額が同じかどうかを見るため、調査時期の賃金制度で、ホの初任給の者が勤続1年後の月額税込み賃金を記入する。

	電 話 交 換 取 扱 者		一 般 事 務 者	
	有 資 格 者	無 資 格 者	月額昇給額()円	本 俸 手 当
新制中学卒 (十五才)	月額昇給額()円 本 俸 手 当 円 合 計 円	月額昇給額()円 本 俸 手 当 円 合 計 円	月額昇給額()円 本 俸 手 当 円 合 計 円	月額昇給額()円 本 俸 手 当 円 合 計 円
新制高校卒 (十八才)	月額昇給額()円 本 俸 手 当 円 合 計 円	月額昇給額()円 本 俸 手 当 円 合 計 円	月額昇給額()円 本 俸 手 当 円 合 計 円	月額昇給額()円 本 俸 手 当 円 合 計 円

2. 昇給額は勤続年数(又は職階)によって異なるか。
○異なる ○異なる
3. 昇給額が勤続年数(又は職階)によって異なる場合は、その実情をかくこと。
- リ、現金給与額(9月分)

	電 話 交 換 取 扱 者	
	男	女
現金給与総額		
労働者数		
※1人当たり平均給与額		

- ス、賃金分析資料
- | | | |
|----------|---------------|-----------|
| 事業所の平均年令 | 男()才 | 女()才 |
| 平均勤続年数 | 男()年()月 | 女()年()月 |
| 平均扶養家族数 | 男()人 | 女()人 |
| 調査時期 | 昭和26年()月()日 | |

ル、実物給与

- (1) 作業衣
 - a. 支給の有無 ○貸与 ○支給する ○しない ○その他()
 - b. 対 象 ○電話交換取扱者だけ ○女子職員一率に ○その他()
 - c. 回 数 ○()年に()回
- 備考
- (2) はきもの
 - a. 支給の有無 ○支給する ○しない ○その他()
 - b. 種 類 ()
 - c. 対 象 ○電話交換取扱者だけ ○女子職員一率に ○その他()
 - d. 回 数 ○()年に()回
- 備考

ヲ、昇 給

1. 何年位勤続すれば、監督、電話班長、係長、課長のような役付になれますか。その事業所の実情をかくこと。
2. 電話以外の仕事で、(例えば事務系統)係長、課長の地位が空いた時勤続年数の長い電話交換取扱者を

昇格させるとあるか。

○ なし ○ あり

3. 電話交換取扱者は職制で、頭うちになっているため、一定の年限になると昇給しないといふことがあるか。

○ なし ○ あり

4. (3)にあると答えたその実情をかくこと。

Ⅱ 職 場 施 設

イ. 床 ○板、○リノリューム、○コンクリート、○その他

ロ. 椅子 ○背のついた布ばりの廻転いす ○背のない廻転いす

○普通の事務いす ○背のない布ばりいす

○ 昇 板の図の様ないす

○ 昇 板の図の様ないす

○その他()

ハ. 冷房施設

1. 有無 ○あり ○なし

2. 種類 ○氷柱 ○扇風器 ○家庭用扇風器

○冷房装置

ニ. 暖房施設

a. 有無 ○あり ○なし

b. 種類 ○火鉢 ○ストーブ ○スチーム ○コタツ

○その他()

ホ. 食事施設 (おべんとをとりどる場所)

○休憩室で行う ○交換室で行う ○食堂で一般の人々と一緒にいる

○その他()

ヘ. 飲 料 水

(1) 種類 ○常時湯茶の用意がしてある

○一定時 (例えば午前10時、昼休み、午後3時というように) に湯茶を支給する。

○洗面所の水を適宜のむ

○その他()

(2) 位置 ○休憩室に用意してある

○休憩室又は交換室のすぐ近くに用意してある

○不便な所にある()

○その他()

備考

ト. 便所 (電話交換取扱者の使用しているものについてのみ)

(1) 位置 ○交換室のすぐ近くにある

○交換室より普通に歩いて、往復()分位

○その他()

(2) 専用かどうか ○女子職員専用 ○男女共用 ○電話交換取扱者専用

○その他()

(3) 数が足りないので待つことがあるか ○なし ○あり

チ. 休憩施設 (交換中の)

(1) 位 置 ○交換室に続いているが、ドア、カーテン等のしきりがある

○ドア、カーテン等のしきりがなく交換室と続いている

○交換室内に長いす等をおき、休憩施設としている

○交換室から離れた所に休憩室がある

○全く休憩施設なし

○その他()

(2) 床の種類 ○畳、○板、○板ばりの上にうすべり

○板ばりだが椅子が休息する人数だけ置いてある

○その他()

(3) 広 さ () 畳又は()坪

(4) 休憩室の道具又は備品

a. ロッカー (着物入れ) ○あり ○なし

b. 鏡 ○あり ○なし

c. 机 ○あり ○なし

d. 食器戸棚及食器 ○あり ○なし

e. 炊事設備 調理室 ○あり ○なし

炊事道具 ○あり ○なし

ながし ○あり ○なし

水道 ○あり ○なし

燃料 { ○あり (○ガス ○電熱器 ○その他())

○なし

f. 夜具戸棚 ○あり ○なし

g. ふとんの有無 ○あり ○なし

枚 数 上下()組

ある場合 シーツ、机カバー ○あり ○なし

洗濯は誰がするか { ○交換取扱者が当番である

○雑役の人がする

○その他()

備考

(5) 休憩室の暖房、冷房施設

a. 冷房設備 ○あり ○なし

b. 暖房設備 ○あり ○なし

ある場合の種類 ○スチーム ○ストーブ (○電気、○ガス) ○火鉢

○その他()

(6) 交換手休憩室、教養、娯楽の設備

a. 蓄音器、レコード ○あり ○なし

b. オルガン ○あり ○なし

c. ピアノ ○あり ○なし

d. その他の楽器 ○あり ○なし

e. ミシン ○あり ○なし

f. その他()

リ. 宿 泊 施 設

○休憩室で宿泊する

○休憩室とは別に宿泊施設がある

○その他()

(1952年10月現在)

國際電話局勸務

電話局市內市外電話交換

●

100

⑤ 試験料金は、学科・技能ともに100円、資格認定証は50円です。くわしいことは電話局監理課にお問い合わせ下さい。

氏 名	年 令	経 験 年 数	学 歴	組 合 履 歴

婦人労働調査資料目録

- 第 1 号 男女同一賃金原則違反の諸相
- 第 2 号 官庁の女子職員に関する調査（中間報告）
- 第 3 号 女子官公庁職員に関する調査
- 第 4 号 婦人の雇用機会拡大についての世論調査
- 第 5 号 製糸工場の女子労働者
- 第 6 号 病院診療所の看護婦
- 第 7 号 家内労働の実情（昭和25年度）
- 第 8 号 女子の職場施設
- 第 9 号 派出看護婦の実情
- 第 10 号 女子の重量物取扱作業に関する調査
- 第 11 号 家内労働の実情（昭和26年度）
- 第 12 号 綿紡績工場の女子労働者
- 第 13 号 産前産後休業調査
- 第 14 号 絹人絹織物工場の女子労働者
- 第 15 号 紡績婦人労働者の深夜業に関する調査
- 第 16 号 電話交換作業における婦人労働の実情

昭和28年11月10日 印刷

昭和28年11月20日 発行

電話交換作業における婦人労働の実情

東京都千代田区大手町1の9

編集兼 労働省婦人少年局
発行人

東京都新宿区新宿2の79

印刷人 丸山印刷工場